

高等学校 教育課程編成資料

高等学校学習指導要領
総則・各教科・総合的な探究の時間
・特別活動の改訂の要点と
教育課程編成の手引き

平成31年3月

青森県教育委員会

まえがき

昨年3月30日に高等学校の新しい学習指導要領が告示され、今後の高等学校における教育課程の基準が示されました。

今回の改訂の背景には、情報化やグローバル化といった社会的な変化が加速度的に進んでいる状況があり、今後、社会や生活が大きく変わっていくという予測もなされています。

また、公職選挙法等の改正により、2016年6月から選挙権年齢が18歳に引き下げられたほか、民法の改正により、2022年4月から成年年齢が18歳に引き下げられることとなり、高校生にとっては、政治や社会が一層身近なものとなります。

このようなことから、社会で求められる資質・能力を全ての子どもたちに育み、将来にわたって探究を深め、未来の担い手として送り出すことが、これまで以上に求められることとなります。

さらに、高等学校教育においては、大学入学者選抜に向けた対策が学習の動機付けとなっており、卒業後の学習や社会生活に必要な力の育成につながっていないことが課題となっていることから、高大接続改革という、高等学校教育を含む初等中等教育改革と、大学教育改革、そして両者をつなぐ大学入学者選抜改革の一体的改革の中で、今回の学習指導要領の改訂がなされています。

新しい高等学校学習指導要領は、2022年度から年次進行により適用されることになっておりますが、総則の一部、総合的な探究の時間及び特別活動等において、移行措置として2019年度から適用されることとなります。

本冊子は、高等学校学習指導要領の総則、各教科、総合的な探究の時間、特別活動の改訂の要点について、教育課程編成の手引きとして作成しました。

各学校においては、本冊子を活用しながら、新しい高等学校学習指導要領の趣旨を生かし、それぞれの学校の実態を踏まえた適切な教育課程の編成に当たるよう期待するものであります。

平成31年3月

青森県教育庁

学校教育課長 長内修吾

目 次

まえがき

I 総 則	1
II 各学科に共通する各教科	
国 語	15
地理歴史	19
公 民	23
数 学	28
理 科	34
保健体育	38
芸 術	50
外国語	60
家 庭	63
情 報	67
理 数	71
III 主として専門学科において開設される各教科	
農 業	74
工 業	79
商 業	84
水 産	89
家 庭	92
看 護	96
情 報	101
福 祉	105
理 数	110
体 育	112
音 楽	118
美 術	122
英 語	127
IV 総合的な探究の時間	131
V 特別活動	141

I 総 則

総 則

1 改訂の要点

(1) 高等学校教育の基本と教育課程の役割

ア 教育課程編成の原則

教育課程の編成に当たっては、教育基本法及び学校教育法その他の法令並びに学習指導要領の示すところに従うこと、生徒の人間として調和のとれた育成を目指すこと、生徒の心身の発達の段階や特性等、課程や学科の特色及び学校や地域の実態を十分考慮すること。

イ 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開

(ア) 確かな学力

基礎的・基本的な知識及び技能の習得、思考力、判断力、表現力等の育成、主体的に学習に取り組む態度の涵養、多様な人々との協働を促す教育の充実、言語活動など学習の基盤をつくる活動の充実、学習習慣の確立。

(イ) 豊かな心

人間としての在り方生き方に関する教育の実践、学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の充実。

(ウ) 健やかな体

学校の教育活動全体を通じて行う適切な体育・健康に関する指導による、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指した教育の充実。

ウ 育成を目指す資質・能力

学校教育全体及び各教科・科目等の指導を通してどのような資質・能力の育成を目指すのかを明確にしながら、「知識及び技能が習得されるようにすること」、「思考力、判断力、表現力等を育成すること」、「学びに向かう力、人間性等を涵養すること」が偏りなく実現できるようにする。

エ 就業やボランティアに関わる体験的な学習の指導

望ましい勤労観、職業観の育成、社会奉仕の精神の涵養。

オ カリキュラム・マネジメントの充実

教育の目的や目標の実現に必要な教育の内容等を教科等横断的な視点で組み立てていくこと、教育課程の実施状況を評価してその改善を図っていくこと、教育課程の実施に必要な人的又は物的な体制を確保するとともにその改善を図っていくことなどを通して、教育課程に基づき組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質の向上を図る。

(2) 教育課程の編成

ア 各学校の教育目標と教育課程の編成

各学校において教育目標を設定する際には、次のような点を踏まえることが重要となる。

- ・法律及び学習指導要領に定められた目的や目標を前提とするものであること。
- ・教育委員会の規則、方針等に従っていること。
- ・学校として育成を目指す資質・能力が明確であること。
- ・学校や地域の実態等に即したものであること。
- ・教育的価値が高く、継続的な実践が可能なものであること。
- ・評価が可能な具体性を有すること。

イ 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成

(ア) 言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力の育成

(イ) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力の育成

ウ 教育課程の編成における共通的事項

(ア) 各教科・科目及び単位数等

㉞ 卒業までに履修させる単位数等

各教科・科目の単位数並びに総合的な探究の時間の単位数を含めて74単位以上とする。

単位については、1単位時間を50分とし、35単位時間の授業を1単位として計算することを標準とする。

㉟ 各学科に共通する各教科・科目

国語、地理歴史、公民、数学、理科、保健体育、芸術、外国語、家庭、情報、理数の11教科で構成される。

㊱ 主として専門学科において開設される各教科・科目

農業、工業、商業、水産、家庭、看護、情報、福祉、理数、体育、音楽、美術、英語の13教科で構成される。

㊲ 学校設定教科・科目

「高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し」とされていることに留意すること。

(イ) 各教科・科目の履修等

㉞ 各学科に共通する必履修教科・科目及び総合的な探究の時間

必履修教科・科目の単位数は、標準単位数として示された単位数を下らないものとする。ただし、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、「数学Ⅰ」及び「英語コミュニケーションⅠ」については2単位とすることができ、その他の必履修教科・科目（標準単位数が2単位であるものを除く。）についてはその単位数の一部を減じることができる。

総合的な探究の時間については、全ての生徒に履修させるものとし、標準単位数は3～6単位とされているが、特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる。

外国の高等学校に留学していた生徒について、外国の高等学校における履修により、必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修と同様の成果が認められる場合は、外国の高等学校における履修をもって相当する必履修教科・科目又は総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

- ① 専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数
専門学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、従前と同様、25単位を下らないこと。
 - ② 総合学科における「産業社会と人間」の取扱い
総合学科においては、「産業社会と人間」を全ての生徒に原則として入学年次に履修させるものとし、標準単位数は2～4単位とすること。
- (ウ) 各教科・科目等の授業時数等
- ㊦ 年間授業週数
全日制の課程における各教科・科目及びホームルーム活動の授業は、年間35週行うことを標準とし、必要がある場合には、各教科・科目の授業を特定の学期又は期間（夏季、冬季、学年末等の休業日の期間に授業日を設定する場合を含む。）に行うことができる。
 - ① 週当たり授業時数
全日制の課程における週当たりの授業時数は、30単位時間を標準としているが、必要がある場合にはこれを増加することができる。
なお、定時制の課程においては、生徒の勤労状況と地域の諸事情等を考慮して適切に定めるものとする。
 - ② ホームルーム活動の授業時数
ホームルーム活動の授業時数については、原則として、年間35単位時間以上とするものとする。
 - ③ 授業の1単位時間
各教科・科目等の授業時数を確保しつつ、生徒の実態及び各教科・科目等の特質を考慮して適切に定めることとしている。なお、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の各教科・科目等の指導を行う場合において、当該各教科・科目等を担当する教師が指導内容の決定や指導の成果の把握と活用等を責任をもって行う体制が整備されているときは、その時間を当該各教科・科目等の授業時数に含めることができる。
 - ④ 総合的な探究の時間の実施による特別活動の代替
総合的な探究の時間における学習活動により、特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間における学習活動をもって相当する特別活動の学校行事に掲げる各行事の実施に替えることができる。
 - ⑤ 「理数探究基礎」又は「理数探究」の実施による総合的な探究の時間の代替
総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。
- (エ) 選択履修の趣旨を生かした適切な教育課程の編成
- 教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする。また、教育課程の類型を設

け、そのいずれかの類型を選択して履修させる場合においても、その類型において履修させることになっている各教科・科目以外の各教科・科目を履修させたり、生徒が自由に選択履修することのできる各教科・科目を設けたりするものとする。

(オ) 指導計画の作成に当たって配慮すべき事項

㊦ 資質・能力を育む効果的な指導

各教科・科目等の指導内容については、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、そのまとめ方や重点の置き方に適切な工夫を加え、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を通して資質・能力を育む効果的な指導ができるようにすること。

㊧ 各教科・科目等相互間の関連及び系統的、発展的な指導

各教科・科目等について相互の関連を図り、系統的、発展的な指導ができるようにすること。

(カ) キャリア教育及び職業教育に関して配慮すべき事項

キャリア教育及び職業教育を推進するために、生徒の特性や進路、学校や地域の実態等を考慮し、地域や産業界等との連携を図り、産業現場等における長期間の実習を取り入れるなどの就業体験活動の機会を積極的に設けるとともに、地域や産業界等の人々の協力を積極的に得るよう配慮するものとする。

エ 学校段階等間の接続

(ア) 中学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程

中学校教育までの学習の成果が高等学校教育に円滑に接続され、高等学校教育段階の終わりまでに育成することを目指す資質・能力を、生徒が確実に身に付けることができるよう工夫すること。特に、中等教育学校、連携型高等学校及び併設型高等学校においては、中等教育6年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成すること。

(イ) 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る工夫

生徒や学校の実態等に応じ、必要がある場合には、例えば各教科・科目の指導に当たり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るための学習機会を設けるなどの工夫を行い、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図るようにすること。

(ウ) 高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続を図る工夫

高等学校卒業以降の教育や職業との円滑な接続が図られるよう、関連する教育機関や企業等との連携により、卒業後の進路に求められる資質・能力を着実に育成することができるよう工夫すること。

オ 通信制の課程における教育課程の特例

(ア) 理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数等

理数に属する科目及び総合的な探究の時間の添削指導の回数及び面接指導の単位時間数については、1単位につき、それぞれ1回以上及び1単位時間以上を確保した上で、各学校において、学習活動に応じ適切に定めるものとする。

(イ) ラジオ・テレビ放送その他の多様なメディアを利用して行う学習による面接指導時間数の免除

学校が、その指導計画に、各教科・科目又は特別活動について体系的に行われる多様なメディアを利用して行う学習を計画的かつ継続的に取り入れた場合で、生徒がこれらの方法により学習し、報告課題の作成等により、その成果が満足できると認められるときは、従前と同様、面接指導の時間数又は特別活動の時間数のうち、一部を免除することができる。

(ウ) 特別活動の指導時間数

特別活動については、従前と同様、ホームルーム活動を含めて、各々の生徒の卒業までに30単位時間以上指導するものとする。なお、特別の事情がある場合には、ホームルーム活動及び生徒会活動の内容の一部を行わないものとすることができる。

(3) 教育課程の実施と学習評価

ア 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(ア) 単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと。

(イ) 各学校において必要な言語環境を整えるとともに、国語科を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、生徒の言語活動を充実すること。あわせて、読書活動を充実すること。

(ウ) コンピュータや情報通信ネットワークなどの情報手段を活用するために必要な環境を整え、これらを適切に活用した学習活動の充実を図ること。

(エ) 生徒が学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりする活動を、計画的に取り入れるように工夫すること。

(オ) 各教科・科目等の特質に応じた体験活動を重視し、家庭や地域社会と連携しつつ体系的・継続的に実施できるよう工夫すること。

(カ) 学校図書館を計画的に利用しその機能の活用を図り、生徒の自主的、自発的な学習活動や読書活動を充実すること。

イ 学習評価の充実

(ア) 生徒のよい点や進歩の状況などを積極的に評価し、学習したことの意義や価値を実感できるようにすること。また、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら評価の場面や方法を工夫して、学習の過程や成果を評価し、指導の改善や学習意欲の向上を図り、資質・能力の育成に生かすようにすること。

(イ) 創意工夫の中で学習評価の妥当性や信頼性が高められるよう、組織的かつ計画的な取組を推進するとともに、学年や学校段階を越えて生徒の学習の成果が円滑に接続されるよう工夫すること。

(4) 卒業までに修得させる単位数

卒業までに修得させる単位数は、従前と同様、履修させる単位数と同じく74単位以上としている。また、普通科においては、卒業までに修得させる単位数に含めることができる学校設定教科・科目に係る修得単位数は、従前と同様、合わせて20単位を超えることができないこととしている。

(5) 生徒の発達の支援

ア 生徒の発達を支える指導の充実

(ア) ホームルーム経営、生徒の発達の支援

日頃からホームルーム経営の充実を図ること。また、ガイダンスとカウンセリングの双方により、生徒の発達を支援すること。

(イ) 生徒指導の充実

生徒理解を深め、学習指導と関連付けながら、生徒指導の充実を図ること。

(ウ) キャリア教育の充実

特別活動を要としつつ各教科・科目等の特質に応じて、キャリア教育の充実を図ること。

(エ) 学習の遅れがちな生徒の指導における配慮事項

従前と同様、各教科・科目等の選択、その内容の取扱いなどについて必要な配慮を行い、生徒の実態に応じ、例えば義務教育段階の学習内容の確実な定着を図るための指導を適宜取り入れるなど、指導内容や指導方法を工夫すること。

イ 特別な配慮を必要とする生徒への指導

(ア) 障害のある生徒などへの指導

㊦ 生徒の障害の状態等に応じた指導の工夫

障害のある生徒などについては、個々の生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。

㊧ 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項

通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる。

(イ) 海外から帰国した生徒や外国人の生徒の指導

㊦ 学校生活への適応等

学校生活への適応を図るとともに、外国における生活経験を生かすなどの適切な指導を行う。

㊧ 日本語の習得に困難のある生徒への指導

生徒の実態に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ計画的に行う。

(ウ) 不登校生徒への配慮

㊦ 個々の生徒の実態に応じた支援

保護者や関係機関と連携を図り、個々の生徒の実態に応じた情報の提供その他の必要な支援を行う。

㊧ 不登校生徒の実態に配慮した教育課程の編成

文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、指導方法や指導体制の工夫改善に努める。

(6) 学校運営上の留意事項

ア 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

(ア) カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け

校長の方針の下に、校務分掌に基づき教職員が適切に役割を分担しつつ、相互に連携しながら、各学校の特色を生かしたカリキュラム・マネジメントを行うよう努める。また、各学校が行う学校評価については、カリキュラム・マネジメントと関連付けながら実施するよう留意する。

(イ) 各分野における学校の全体計画等との関連付け

教育課程の編成及び実施に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら、効果的な指導が行われるように留意する。

(ウ) 教育課程外の学校教育活動と教育課程との関連

教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意する。特に、部活動については、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意する。

イ 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

(ア) 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を越えた交流の機会

教育活動の実施に必要な人的又は物的な体制を家庭や地域の人々の協力を得ながら整えるなど、家庭や地域社会との連携及び協働を深めること。また、高齢者や異年齢の子供など、地域における世代を越えた交流の機会を設けること。

(イ) 学校相互間の連携や交流

他の高等学校や、幼稚園、認定こども園、保育所、小学校、中学校、特別支援学校及び大学などとの間の連携や交流を図るとともに、障害のある幼児児童生徒との交流及び共同学習の機会を設け、共に尊重し合いながら協働して生活していく態度を育むようにすること。

(7) 道徳教育に関する配慮事項

ア 道徳教育の指導体制と全体計画

学習指導要領に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師（道徳教育推進教師）を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお、全体計画の作成に当たっては、生徒や学校の実態に応じ、指導の方針や重点を明らかにして、各教科・科目等との関係を明らかにすること。その際、公民科の「公共」及び「倫理」並びに特別活動が、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面であることに配慮すること。

イ 道徳教育推進上の留意事項

道徳教育を進めるに当たっては、中学校までの特別の教科である道徳の学習等を通じて深めた、主として自分自身、人との関わり、集団や社会との関わり、生命や自然、崇高なものとの関わりに関する道徳的諸価値についての理解を基にしながら

ら、人間としての在り方生き方についての考えを深めるよう留意すること。

ウ 豊かな体験活動の充実といじめの防止

学校やホームルーム内の人間関係や環境を整えるとともに、就業体験活動やボランティア活動、自然体験活動、地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また、道德教育の指導が、生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際、いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるように留意すること。

エ 家庭や地域社会との連携

学校の道德教育の全体計画や道德教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり、家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど、家庭や地域社会との共通理解を深めること。

2 Q&A

Q 1 必履修教科・科目については、単位の一部を減ずることは認められるのか。

A 1 必履修教科・科目については、原則として標準単位数よりも減ずることはできないとされている。標準単位数よりも少ない単位数を配当することができるのは、「生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合」のみとされている。また、その場合においても、標準単位数が2単位である場合には単位を減じることができないとされている。

必履修教科・科目以外の各教科・科目についても、標準単位数よりも減ずることはできないとされている。ただし、生徒の実態から標準単位数による授業時数より短い時数で当該各教科・科目の目標の実現が可能であると判断される場合、原則的には各教科・科目の標準単位数によって授業を行うことが望ましいが、教科・科目の特質から一部の内容項目を取り上げることも可能である旨が規定されており、生徒の特性や学校の実態等に応じてやむを得ないと判断される場合のいずれかの場合に単位を減ずることが可能であると考えられる。なお、その場合においても、生徒の実態や各教科・科目の特質等を十分考慮して履修に無理のないように単位数を定める必要がある。

Q 2 必履修教科・科目について、学校の方針によって、増加単位を一部の生徒に履修させるということは可能か。例えば、「家庭基礎」の2単位を1年次に全員履修した後、2年次に「家庭基礎」を1単位選択履修することは可能か。そのような場合に、留意点としてどのようなものがあるのか。

A 2 高等学校において、同一内容の指導を二度受けることによって二度の単位取得を認めることはできない。ただし、標準単位数よりも多くの単位数を配当することは可能である。この場合、増加単位を一部の生徒のみに履修させることは、コース分け等をしている場合に考えられる。例えば、あらかじめコース分け等をし、授業クラスや年間指導計画等を別々に設定することにより、「家庭基礎」を2単位履修する生徒と3単位履修する生徒を分けて指導することは可能である。ただし、3単位の科目として設定した場合、その2/3の2単位だけで科目の修得単位として認める

ことはできない。

Q 3 2以上の年次にわたって必履修科目以外の科目を分割して履修することになっている生徒が、もし次学年でその科目を選択しなかった場合、卒業単位として認めてよいか。

A 3 2以上の年次にわたって分割履修を行う場合、当該科目の修得が卒業の要件とされていない場合は、認定された一部分の単位を修得した単位数として卒業に必要な単位数の中に含めて取り扱うことは可能である。ただし、修得を卒業の要件と学校が定めている科目については、たとえその一部分の単位を分割履修し、修得しても、それをもってその科目の修得とすることはできないことに留意が必要である。

Q 4 義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることが、総則の中に書かれている。例えば、そういうことを目的とした学校設定教科・科目と「数学Ⅰ」などのような必履修科目を並行履修することは可能か。

A 4 従前と同様、義務教育段階の学習内容の確実な定着を図ることを目的とした学校設定教科・科目と必履修科目を並行履修することについては、学習指導要領上は特段の制約はなく、制度上は可能である。また、当該必履修教科・科目の単位を増やした上で、適宜、義務教育段階の学習を取り入れる方法も可能である。

いずれにせよ、義務教育段階の学習の定着が不十分な場合、その定着を図った上で高等学校段階の内容を指導することは、指導効果が高いと考えられることから、生徒の実態を踏まえて、適切な教育課程を編成することが望まれる。

Q 5 原級留置の場合、新学習指導要領に伴う教科・科目と現行の学習指導要領の教科・科目との関係について、どのように考えていくべきか。

A 5 現行の教育課程の適用を受ける生徒が卒業するまでの間、当該教育課程で必要となる教科・科目を開設することが必要である。しかしながら、現行の学習指導要領の適用を受ける生徒のほとんどが卒業して、ごく少数の生徒のために現行の学習指導要領に基づく科目を開設することにより、他の生徒の教育課程の編成に支障を生じる恐れがあり、また、当該科目と新学習指導要領に基づく科目とで内容が同一である部分が多い科目については、指導における工夫を行うことなどにより、新学習指導要領に基づく科目の履修を現行学習指導要領に基づく科目の履修とみなすことは許容されると考える。

Q 6 「理数探究基礎」又は「理数探究」の実施による総合的な探究の時間の代替が可能なのはどのような場合か。

A 6 「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替が可能なのは「同様の成果が期待できる場合」とされている。「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できるためには、例えば、生徒が興味・関心、進路希望等自己の在り方生き方に応じて課題を設定するなどして、観察、実験、調査等や事象の分析等を行い、その過程

を振り返ったり、結果や成果をまとめたりするなど、総合的な探究の時間の目標である「自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力」の育成に資する学習活動を、探究の過程を通して行うことが求められる。

Q 7 専門学科における各教科・科目の履修について、その中に必履修科目の代替という規定があるが、どのような点に留意すればいいのか。

A 7 専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。代替の実施については、専門教科・科目と必履修教科・科目相互の目的や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な検討を行うことが必要である。必履修教科・科目が、高校生として最低限必要な知識・技能や教養を確保するために、課程・学科の如何を問わずに全ての生徒が履修すべきであることを踏まえ、必履修科目の目標の趣旨を損なわないように、最低限求められる内容やそのための指導が十分専門教科・科目で行われているかどうかという観点から慎重に検討することが必要である。

Q 8 普通科で専門教科・科目の単位を履修することは可能か。

A 8 可能である。ただし、普通科においてどのような教科・科目を履修させるのがよいかは、生徒の特性、進路等、各学校の教師の構成、施設・設備等、人的・物的条件により、適切に判断することが必要である。

Q 9 普通科における職業に関する各教科・科目の履修については、体験的な学習の必要性ということがあるが、どの程度考えていけばいいのか。

A 9 職業生活に必要な基礎的な知識や技術・技能の習得、望ましい職業観や勤労観の育成については、全ての生徒に必要なものである。普通科においても、生徒の実態に応じて、働くことの意義、喜び、楽しさ、厳しさを学び、職業生活を送るための基礎的な知識や技術・技能に関する学習の機会の充実に努める必要がある。あわせて、普通科では現場実習等の就業体験の機会が少ないため、特に、普通科における体験的な学習の必要性が指摘されている。このようなことから、今回の学習指導要領改訂においては、従前と同様、普通科においても職業に関する各教科・科目の履修の機会を確保し、就業に係る体験的な学習が行われるよう配慮することが求められている。実際にどのような体験的な学習を実施するかは、学校、地域、生徒の実態に応じて判断することが必要である。

Q10 就業体験は、どれくらいの期間行えばいいのか。

A10 就業体験については、特別活動において勤労観、就業観の形成や進路の選択決定に資する体験として学校の実態や生徒の発達段階を考慮しつつ、一定期間、例えば一週間（5日間）程度にわたって行うことが望ましい。

Q11 普通科において卒業までに修得される単位数に含めることができる学校設定科目は合わせて20単位を超えることができないと理解しているが、それでいいのか。

A11 普通科において学校設定科目及び学校設定教科に関する科目に係る修得単位数は合わせて20単位を超えることはできないと規定されている。そのため、例えば、総合学科から普通科に転・編入してくる生徒が20単位を超える学校設定科目を修得している場合には、卒業までに修得させる単位には20単位までしか含めることができないので、教育上支障が生じないように、適切な配慮が必要である。

Q12 国語科の「古典探究」、地理歴史科の「地理探究」などについては、科目の名称に「探究」が付されているが、これらは、「総合的な探究の時間」や「理数探究」において用いられている「探究」と同じ意味か。

A12 国語科の「古典探究」、地理歴史科の「地理探究」、「日本史探究」及び「世界史探究」については、科目の名称に「探究」が付されているが、これらは、「総合的な探究の時間」や「理数探究基礎」、「理数探究」において用いられている「探究」とは意味の異なるものである。すなわち、前者は、当該教科・科目における理解をより深めることを目的とし、教科・科目の内容項目に応じた課題に沿って探究的な活動を行うものであるのに対して、「総合的な探究の時間」や「理数探究」、「理数探究基礎」は、課題を発見し解決していくために必要な資質・能力を育成することを目的とし、複数の教科・科目等の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究のプロセスを通して資質・能力を育成するものである。なお、「探究」の名称が付されていない教科・科目等についても、それぞれの内容項目に応じて、探究的な活動が取り入れられるべきこととされている。

Q13 必履修科目等を履修した後に、大学進学に特化した学校設定科目を設定してもかまわないか。

A13 学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等は各学校において定めるものとされているが、その際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること、及び科目の内容の構成については関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要があるとされていることから、このことに留意して目標や内容等を設定する必要がある。各教科の目標を踏まえると、大学進学に特化した学校設定科目を置くことは適切ではないものと考えられ、学校設定科目は、各学校の実態に応じた適切な設定により、特色ある学校づくりを進める仕組みの一つとして有効に活用されることが期待される。

Q14 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に向けて重要なことは何か。

A14 「知識及び技能の習得」、「思考力、判断力、表現力等の育成」、「学びに向かう力、人間性等の涵養」が偏りなく実現されるよう、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を行うこと、その際、各教科等の「見方・考え方」を働かせ、各教科・科目等の学習の過程を重視して充実を図ることとされている。特に高等学校段階においては、学

習内容を人生や社会の在り方と結び付けて深く理解し、これからの時代に求められる資質・能力を身に付け、生涯にわたって能動的（アクティブ）に学び続けることができるようにするためには、これまでの優れた教育実践の蓄積も生かしながら、学習の質を一層高める授業改善の取組を推進していくことが求められている。なお、主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりを見通して授業改善を進めることが重要となる。

また、主体的・対話的で深い学びの実現を目指して授業改善を進めるに当たり、特に「深い学び」の視点に関して、各教科等の学びの深まりの鍵となるのが「見方・考え方」である。

なお、基礎的・基本的な知識及び技能の習得に課題が見られる場合には、それを身に付けさせるために、生徒の学びを深めたり主体性を引き出したりといった工夫を重ねながら、確実な習得を図ることが求められる。生徒の実際の状況を踏まえながら、資質・能力を育成するために多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要である。

Q15 障害のある生徒への個別の教育支援計画や個別の指導計画は、必ず作成しなければならないのか。

A15 個別の教育支援計画及び個別の指導計画は、障害のある生徒など一人一人に対するきめ細かな指導や支援を組織的・継続的かつ計画的に行うために重要な役割を担っている。今回の学習指導要領改訂では、通級による指導を受ける生徒については、二つの計画を全員作成し、効果的に活用することとしており、通級による指導を受けていない障害のある生徒などの指導に当たっては、二つの計画を作成し活用することに努めることとされている。

Q16 通級による指導を行い、特別の教育課程を編成した場合の配慮事項は何か。

A16 通級による指導は、高等学校等の通常の学級に在籍している障害のある生徒に対して、各教科等の大部分の授業を通常の学級で行いながら、一部の授業について当該生徒の障害に応じた特別の指導を特別の指導の場（通級指導教室）で行う教育形態である。

通級による指導を行う場合には、特別の教育課程によることができ、障害による特別の指導を、高等学校等の教育課程に加え、又は、その一部に替えることができる。

教育課程に加える場合とは、放課後等の授業のない時間帯に通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというもので、この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は他の生徒に比べて増加することになる。

一方、教育課程の一部に替える場合とは、他の生徒が選択教科・科目等を受けている時間に、通級による指導の時間を設定し、対象となる生徒に対して通級による指導を実施するというもので、対象となる生徒は選択教科・科目に替えて通級による指導を受けることになり、この場合、対象となる生徒の全体の授業時数は増加し

ない。

ただし、通級による指導を、必修教科・科目、専門学科において全ての生徒に履修させる専門教科・科目、総合学科における「産業社会と人間」、総合的な探究の時間及び特別活動に替えることはできないことに留意する必要がある。

Q17 不登校生徒への配慮に関する具体的な内容は何か。

A17 不登校生徒については、個々の状況に応じた必要な支援を行うことが必要であり、登校という結果のみを目標にするのではなく、生徒や保護者の意思を十分に尊重しつつ、生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要がある。

相当の期間、高等学校を欠席し引き続き欠席すると認められる生徒等を対象として、文部科学大臣が認める特別の教育課程を編成する場合には、生徒の実態に配慮した教育課程を編成するとともに、個別学習やグループ別学習など指導方法や指導体制の工夫改善に努めるとされている。

Q18 道徳教育の全体計画を作成するにあたり、配慮すべき事項は何か。

A18 高等学校の道徳教育の全体計画は、人間としての在り方生き方に関する教育の基本的な方針を示すとともに、学校の教育活動全体を通して、道徳教育の目標を達成するための方策を総合的に示した教育計画である。また、この全体計画は、各学校において、校長の明確な方針の下に、道徳教育推進教師が中心となって、全教師の協力により創意と英知を結集して作成されるものである。高等学校における道徳教育については、小・中学校のように道徳科を特設しておらず、指導する内容項目等は示されていないが、学校全体で行う道徳教育の全体計画を作成、実施するに当たっては、小・中学校の道徳教育との接続を意識することが求められる。

高等学校における人間としての在り方生き方に関する教育は、学校の教育活動全体を通じて各教科・科目、総合的な探究の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて実施するものである。特に公民科に新たに必修科目として設けた「公共」及び新たに選択科目となった「倫理」並びに特別活動にはそれぞれの目標に「人間としての在り方生き方」を掲げており、これらを中核的な指導の場面として重視し、道徳教育の目標全体を踏まえた指導を行う必要がある。

高等学校の各学科に共通する教科・科目等及び標準単位数

〔 改 訂 〕

〔 現 行 〕

教科	科 目	標準 単位数	必履修 科目
国語	現代の国語	2	○
	言語文化	2	○
	論理国語	4	
	文学国語	4	
	国語表現	4	
	古典探究	4	
地理 歴史	地理総合	2	○
	地理探究	3	
	歴史総合	2	○
	日本史探究	3	
	世界史探究	3	
公民	公共 倫理	2	○
	政治・経済	2	
		2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	3	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学C	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目 又は 基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	
保健 体育	体育	7~8	○
	保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
	外国語	英語コミュニケーションⅠ	
英語コミュニケーションⅡ		4	
英語コミュニケーションⅢ		4	
論理・表現Ⅰ		2	
論理・表現Ⅱ		2	
論理・表現Ⅲ		2	
家庭	家庭基礎	2	┌ ○
	家庭総合	4	
情報	情報Ⅰ	2	○
	情報Ⅱ	2	
理数	理数探究基礎	1	
	理数探究	2~5	
総合的な探究の時間		3~6	○2単位まで減

教科	科 目	標準 単位数	必履修 科目
国語	国語総合	4	○2単位まで減
	国語表現	3	
	現代文A	2	
	現代文B	4	
	古典A	2	
	古典B	4	
地理 歴史	世界史A	2	┌ ○ ┌ ○ ┌ ○ ┌ ○
	世界史B	4	
	日本史A	2	
	日本史B	4	
	地理A	2	
	地理B	4	
公民	現代社会	2	「現代社会」又は 「倫理」・「政治・経済」
	倫理	2	
	政治・経済	2	
数学	数学Ⅰ	3	○2単位まで減
	数学Ⅱ	4	
	数学Ⅲ	5	
	数学A	2	
	数学B	2	
	数学活用	2	
理科	科学と人間生活	2	「科学と人間生活」を含む2科目 又は 基礎を付した科目を3科目
	物理基礎	2	
	物理	4	
	化学基礎	2	
	化学	4	
	生物基礎	2	
	生物	4	
	地学基礎	2	
	地学	4	
	理科課題研究	1	
保健 体育	体育	7~8	○
	保健	2	○
芸術	音楽Ⅰ	2	○
	音楽Ⅱ	2	
	音楽Ⅲ	2	
	美術Ⅰ	2	
	美術Ⅱ	2	
	美術Ⅲ	2	
	工芸Ⅰ	2	
	工芸Ⅱ	2	
	工芸Ⅲ	2	
	書道Ⅰ	2	
	書道Ⅱ	2	
	書道Ⅲ	2	
	外国語	コミュニケーション英語基礎	
コミュニケーション英語Ⅰ		3	
コミュニケーション英語Ⅱ		4	
コミュニケーション英語Ⅲ		4	
英語表現Ⅰ		2	
英語表現Ⅱ		4	
英語会話	2		
家庭	家庭基礎	2	┌ ○
	家庭総合	4	
	生活デザイン	4	
情報	社会と情報	2	┌ ○
	情報の科学	2	
総合的な学習の時間		3~6	○2単位まで減

Ⅱ 各学科に共通する各教科

国 語

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

高等学校国語の目標については、育成を目指す資質・能力を「国語での確に理解し効果的に表現する資質・能力」と規定するとともに、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。また、このような資質・能力を育成するためには、生徒が「言葉による見方・考え方」を働かせることが必要であることを示している。小学校及び中学校との一貫性を図るとともに、高等学校の段階に即して、より高い目標を掲げている。

改 訂	現 行
<p>言葉による見方・考え方を働かせ、言語活動を通して、国語での確に理解し効果的に表現する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 生涯にわたる社会生活に必要な国語について、その特質を理解し適切に使うことができるようにする。</p> <p>(2) 生涯にわたる社会生活における他者との関わりの中で伝え合う力を高め、思考力や想像力を伸ばす。</p> <p>(3) 言葉のもつ価値への認識を深めるとともに、言語感覚を磨き、我が国の言語文化の担い手としての自覚をもち、生涯にわたり国語を尊重してその能力の向上を図る態度を養う。</p>	<p>国語を適切に表現し的確に理解する能力を育成し、伝え合う力を高めるとともに、思考力や想像力を伸ばし心情を豊かにし、言語感覚を磨き、言語文化に対する関心を深め、国語を尊重してその向上を図る態度を育てる。</p>

(2) 科目の構成

科目構成は、現行の科目数と同数の6科目であるが、全て新設科目である。なお、現行は「国語総合」が必修であるが、改訂後は「現代の国語」と「言語文化」が共通必修科目となる。

改 訂		現 行	
科 目 名	標 準 単 位 数	科 目 名	標 準 単 位 数
現代の国語	2	国語総合	4
言語文化	2	国語表現	3
論理国語	4	現代文A	2
文学国語	4	現代文B	4
国語表現	4	古典A	2
古典探究	4	古典B	4

(3) 内容の改訂の要点

ア 内容の構成

三つの柱に沿った資質・能力の整理を踏まえ、「話すこと・聞くこと」「書くこと」「読むこと」の3領域及び〔伝統的な言語文化と国語の特質に関する事項〕で構成していた内容を、〔知識及び技能〕及び〔思考力、判断力、表現力等〕に構成し直した。各科目の内容の構成の関係を図示すると、次のようになる。

	〔知識及び技能〕			〔思考力、判断力、表現力等〕		
	言葉の特徴 や使い方に 関する事項	情報の扱い 方に関する 事項	我が国の言 語文化に関 する事項	話すこと・ 聞くこと	書くこと	読むこと
現代の国語	○	○	○	○	○	○
言語文化	○		○		○	○
論理国語	○	○	○		○	○
文学国語	○		○		○	○
国語表現	○		○	○	○	
古典探究	○		○			○

イ 授業改善のための言語活動の創意工夫

〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域において、どのような資質・能力を育成するかを(1)の指導事項に示し、どのような言語活動を通して資質・能力を育成するかを(2)の言語活動例に示すという関係を明確にするとともに、各学校の創意工夫により授業改善が行われるようにする観点から、言語活動例を言語活動の種類ごとにまとめた形で示した。

なお、当該領域において示した資質・能力は言語活動を通して育成する必要があるが、現行と同様に、例えば、話合いの言語活動が、必ずしも「話すこと・聞くこ

と」の領域の資質・能力のみの育成を目指すものではなく、「書くこと」や「読むこと」における言語活動にもなりうることに示されるとおり、育成を目指す資質・能力（目標）と言語活動とを同一視しないよう十分留意する必要がある。

ウ 各領域の授業時数、取り上げる教材の明確化

〔思考力、判断力、表現力等〕の各領域の指導事項に示した資質・能力が確実に育成されるよう、これまで共通必修科目の「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」の領域に示していた授業時数を、複数の領域をもつ全科目について設定するとともに、「読むこと」の指導で取り上げる教材について、科目の性格に応じて、より明確に設定した。

共通必修科目の〔思考力、判断力、表現力等〕における「話すこと・聞くこと」、「書くこと」の授業時数を増加するとともに、「古典探究」以外の各科目に「書くこと」の領域を設け、論理的な文章、文学的な文章、実用的な文章を書く資質・能力の充実を図っている。

	話すこと・聞くこと	書くこと	読むこと
現代の国語	20～30単位時間程度	30～40単位時間程度	10～20単位時間程度
言語文化		5～10単位時間程度	【古典】 40～45単位時間程度 【近代以降の文章】 20単位時間程度
論理国語		50～60単位時間程度	80～90単位時間程度
文学国語		30～40単位時間程度	100～110単位時間程度
国語表現	40～50単位時間程度	90～100単位時間程度	
古典探究			※

(※「古典探究」については、1領域のため、授業時数を示していない。)

エ 履修順序

原則として、「現代の国語」及び「言語文化」を履修した後に選択科目を履修させる。選択科目相互の履修順序は示していない。ここで「原則として」としているのは、例えば「現代の国語」、「言語文化」を2以上の連続する年次にわたって分割履修するような場合に、2年次目においては、選択科目を同時に履修できることを可能とするものであり、現行と同様である。

2 Q & A

Q 1 「言葉による見方・考え方」とはどのようなことか。

A 1 「言葉による見方・考え方を働かせ」とは、「生徒が学習の中で、対象と言葉、言葉と言葉との関係を、言葉の意味、働き、使い方等に注目して捉えたり問い直したりして、言葉への自覚を高めることであると考えられる」とされている。国語科では、自然科学や社会科学等の視点から物事を理解することを直接の学習目的とはしておらず、言葉を通じた理解や表現及びそこで用いられる言葉そのものを学習対象としている。このため、「言葉による見方・考え方」を働かせることが、国語科において育成を目指す資質・能力をよりよく身に付けることにつながる事となる。

Q 2 [知識及び技能] に新設された「情報の扱い方に関する事項」とは何か。

A 2 話や文章に含まれている情報を取り出して整理したり、その関係を捉えたりすることは、話や文章を正確に理解することにつながり、また、自分のもつ情報を整理して、その関係を分かりやすく明確にすることは、話や文章で適切に表現することにつながる。このため、国語科において育成すべき重要な資質・能力の一つとして、情報の扱い方に関する事項を新設し、「情報と情報との関係」及び「情報の整理」の二つの内容で構成した。これらの内容の一部は、現行の学習指導要領の各領域において示されていた内容も含まれているが、急速に情報化が進展する社会において、今日的な課題として重視されるようになってきている。

Q 3 従来指定のなかった「読むこと」にも授業時数を配当したのはなぜか。

A 3 これまでも、共通必修科目である「国語総合」の「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」の領域に授業時数を示していたが、「話すこと・聞くこと」及び「書くこと」の領域の学習が十分に行われていないことが高等学校の国語教育の課題として示されたことなども踏まえ、1領域のみの「古典探究」を除く全科目において、各領域の授業時数を示している。

なお、「国語総合」では、「話すこと・聞くこと」が15～25単位時間程度、「書くこと」が30～40単位時間程度とされていたが、共通必修科目である「現代の国語」と「言語文化」の両科目の授業時数を合わせると、「話すこと・聞くこと」が20～30単位時間程度、「書くこと」が35～50単位時間程度となり、少し増加している。国語科の教育課程として、「読むこと」だけでなく、「話すこと・聞くこと」、「書くこと」も含めた3領域の内容をバランスよく編成することが重要である。

地 理 歴 史

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

知・徳・体にわたる「生きる力」を子供たちに育むために「何のために学ぶのか」という学習の意義を共有しながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業の創意工夫や教材の改善を引き出していけるよう、目標を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で再整理し、育成すべき資質・能力即ち「何ができるようになるか」を明確にして、次のように改訂した。

改 訂	現 行
<p>社会的な見方・考え方を働かせ、課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 現代世界の地域的特色と日本及び世界の歴史の展開に関して理解するとともに、調査や諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 地理や歴史に関わる事象の意味や意義、特色や相互の関連を、概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、社会に見られる課題の解決に向けて構想したりする力や、考察、構想したことを効果的に説明したり、それらを基に議論したりする力を養う。</p> <p>(3) 地理や歴史に関わる諸事象について、よりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される日本国民としての自覚、我が国の国土や歴史に対する愛情、他国や他国の文化を尊重することの大切さについての自覚などを深める。</p>	<p>我が国及び世界の形成の歴史的過程と生活・文化の地域的特色についての理解と認識を深め、国際社会に主体的に生き平和で民主的な国家・社会を形成する日本国民として必要な自覚と資質を養う。</p>

(2) 科目の構成

6科目構成から5科目構成となり、全て新科目となった。

このうち「地理総合」及び「歴史総合」が必履修科目であり、標準単位数が2単位であることから、その単位数の一部を減じることはできない。

「地理総合」を履修した後に選択科目である「地理探究」を、同じく「歴史総合」を履修した後に選択科目である「日本史探究」、「世界史探究」を履修できることとする「履修の順序性」がある。

改 訂		現 行	
科 目 名	標準単位数	科 目 名	標準単位数
地 理 総 合	2	世界史A	2
地 理 探 究	3	世界史B	4
歴 史 総 合	2	日本史A	2
日本史探究	3	日本史B	4
世界史探究	3	地 理 A	2
		地 理 B	4

(3) 内容及び留意点の要点

ア 全科目共通

- (ア) 現代の諸課題の解決を視野に入れ、社会的事象を考察する。
- (イ) 「社会的な（地理的な、歴史的な）見方・考え方」を働かせる。
- (ウ) 「生徒による課題の設定」及び「単元など内容や時間のまとまりを見通すこと（科目としてのカリキュラムマネジメント）」を重視する。

イ 地理総合

- (ア) 中学校までの学習事項を踏まえて指導する。
- (イ) 持続可能な社会づくりを目指し、地理的環境と人間の営みとの関わりに着目して現代の地理的諸課題を考察する。
- (ウ) 地図や地理情報システム（GIS）を活用して汎用的で実践的な地理的技能を育成するとともに、「主題」や「問い」を中心に構成した学習とする。

ウ 地理探究

- (ア) 必履修科目「地理総合」の学習で身に付けた資質・能力を基礎とする。
- (イ) 現代世界の諸事象、諸地域を系統地理的、地誌的に考察し、これからの日本の持続可能な国土の在り方について探究する。
- (ウ) 「主題」や「問い」を中心に構成する学習とし、構想・探究の一連の活動はそこで完結するのではなく、新たな仮説や課題の発見へつながるような、スパイラルする主体的な学習活動とする。

エ 歴史総合

- (ア) 中学校までの学習事項を踏まえて指導する。
- (イ) 近現代の歴史の変化を大観して理解し、考察、表現できるようにすることに指導の重点を置き、個別の事象のみの理解にとどまることのないように留意する。
- (ウ) 網羅的な通史ではなく、現在の自分たちに関連している現代的な諸課題の形成に関わる歴史の大きな変化に着目して「主題」を設定し、「問い」を中心に構成した学習とする。

オ 日本史探究

- (ア) 必履修科目「歴史総合」の学習で身に付けた資質・能力を基礎とする。
- (イ) 我が国の歴史の展開に関わる諸事象について、世界の歴史や歴史を構成する様々な要素に着目して、総合的に捉えて広く深く探究する。
- (ウ) 個別の事象のみの理解にとどまらないように留意し、現代の日本の諸課題とその展望を探究し、過去・現在・未来をつなぐ学習活動とする。

カ 世界史探究

- (ア) 必履修科目「歴史総合」の学習で身に付けた資質・能力を基礎とする。
- (イ) 世界の歴史の大きな枠組みと展開を地理的条件や日本の歴史と関連付けて、広く深く探究する。
- (ウ) 個別の事象のみの理解にとどまらないように留意し、歴史的経緯を踏まえた地球世界の課題とその展望を探究し、グローバル化する国際社会に主体的に生きる力を育む学習活動とする。

2 Q&A

Q 1 「地理的な見方・考え方」と「歴史的な見方・考え方」とは、具体的にどのようなものか。

A 1 地理：社会的事象を位置や空間や広がりに着目して捉え、地域の環境条件や地域間の結び付きなどの地域という枠組みの中で、人間の営みと関連付けたりすること。

歴史：社会的諸事象を時期や推移などに着目して捉え、類似や差違などを明確にしたり、事象同士を因果関係などで関連付けたりすること。

Q 2 「地理総合」において、地理情報システム（GIS）を活用する地理的技能を身に付けるとあるが、ICTの環境が不十分である場合はどうなるのか。

A 2 活用の仕方を学ぶことが重要なのであり、必ずしも、ICTを用いてやらなければならないというわけではない。目標や大項目名に必ず「地図や地理情報システムなどを用いて」とあるように、紙媒体（地図）を用いての活動でも可能である。

Q 3 「歴史総合」とは従来の日本史 A 及び世界史 A の融合と理解してよいのか。また、従来の歴史の A 科目とどのような点で異なっているのか。

A 3 近現代の内容を扱う点では類似しているが、以下の点が大きく異なっていることから、別の新科目と考えるべきである。

- ① 取り扱う内容が「現代的な諸課題の形成に関わる歴史の大きな変化」に着目して構成され、大項目も「A 歴史の扉（歴史と私たち）」、「B 近代化と私たち」、「C 国際秩序の変化や大衆化と私たち」及び「D グローバル化と私たち」と全てに「私たち」が付加され、生徒自身の主体性を促した上で、生徒一人一人に密接に関わっている（くる）諸課題を探究する。
- ② 大項目 A、B、C、D の順序で取り扱うものとする。（日本史探究、世界史探究も同じ。）
- ③ 思いつき、感想、一問一答のような単純な問いではなく、歴史的な見方・考え方を働かせることができるような「主題」や「問い」を、全ての単元において設定して探究する。

Q 4 どの科目にも「中学校社会科との関連を図る」や「中学校までの学習との連続性に留意する」と、義務教育段階までの社会科の蓄積を踏まえた上での指導の工夫を求めているが、中学校や授業担当者又は生徒個人により相当な差があると予想され、定着度や扱った内容を把握するのは難しいのではないか。

A 4 以下の方法などにより最低限学習していると思われる内容を基に授業を行うことが考えられる。

- ① 小・中学校の学習指導要領や教科書を確認する。
- ② 授業開始前に事前アンケート調査を実施する。

Q 5 「地理総合」と「地理探究」又は「歴史総合」と「日本史探究（世界史探究）」を同一学年（年次）で履修させることは可能か。

A 5 A 科目と B 科目の関係とは異なり、「履修の順序性」があることに留意する必要がある。例えば前後期制の高等学校において、前期に必修科目の「地理総合（歴史総合）」を週 4 単位（70 単位時間）履修させて履修認定を終えた後、同一学年（年次）の後期から選択科目の「地理探究（日本史探究又は世界史探究）」を履修させる教育課程を想定した場合、前期に病気等で欠席していたため「地理総合（歴史総合）」を履修できなかった生徒は、後期から登校できるようになったものの、後期から開設されている「地理探究（日本史探究又は世界史探究）」を履修できないことになり、このような不利益を生じさせないよう慎重に考えるべきである。

公 民

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

公民科における目標については、現行の趣旨を引き継ぎつつ、社会の変化に伴い、公民科学習に求められる状況などを踏まえるとともに、これまで以上に小、中学校社会科との接続、さらには地理歴史科との関連を踏まえ、柱書と「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力からなる目標を設定した。

「公共」、「倫理」、「政治・経済」の目標も公民科の目標構成と同様に、柱書として示された目標と、三つの資質・能力に沿った、それぞれ(1)から(3)までの目標から成り立っている。また、目標に示す資質・能力を育成する過程において働かせる各教科等の特質に応じた「見方・考え方」を各科目の目標に示した。

改 訂	現 行
<p>社会的な見方・考え方を働かせ、現代の諸課題を追究したり解決したりする活動を通して、広い視野に立ち、グローバル化する国際社会に主体的に生きる平和で民主的な国家及び社会の有為な形成者に必要な公民としての資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 選択・判断の手掛かりとなる概念や理論及び倫理、政治、経済などに関わる現代の諸課題について理解するとともに、諸資料から様々な情報を適切かつ効果的に調べまとめる技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 現代の諸課題について、事実を基に概念などを活用して多面的・多角的に考察したり、解決に向けて公正に判断したりする力や、合意形成や社会参画を視野に入れながら構想したことを議論する力を養う。</p> <p>(3) よりよい社会の実現を視野に、現代の諸課題を主体的に解決しようとする態度を養うとともに、多面的・多角的な考察や深い理解を通して涵養される、人間としての在り方生き方についての自覚や、国民主権を担う公民として、自国を愛し、その平和と繁栄を図ることや、各国が相互に主権を尊重し、各国民が協力し合うことの大切さについての自覚などを深める。</p>	<p>広い視野に立って、現代の社会について主体的に考察させ、理解を深めさせるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を育て、平和で民主的な国家・社会の有為な形成者として必要な公民としての資質を養う。</p>

(2) 科目の構成

共通必修履修科目としての「公共」を新たに設置し、選択履修科目として「倫理」及び「政治・経済」を設置した。「公共」は、原則として入学年次及びその次の2か年のうちに履修させるものとし、「公共」を履修した後に選択科目である「倫理」、「政治・経済」を履修できる。

改 訂		現 行	
科 目 名	標準単位数	科 目 名	標準単位数
公 共	2	現 代 社 会	2
倫 理	2	倫 理	2
政治・経済	2	政治・経済	2

(3) 内容の改訂の要点

ア 公民科改訂の要点

- (ア) 基礎・基本的な「知識及び技能」については、単に理解しているか、できるかだけでなく、それらを生きて働かせてどう使うか、どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るかといった、三つの柱で示された資質・能力の育成全体を見通した上で、その確実な習得を行う。
- (イ) 単元などの内容や時間のまとまりを見通した「問い」を設定し、「社会的な見方・考え方」を働かせることで、社会的事象等の意味や意義、特色や相互の関連等を考察したり、社会に見られる課題を把握してその解決に向けて構想したりする学習を一層充実させる。
- (ウ) 公職選挙法の改正に伴い選挙権年齢が満20歳以上から満18歳以上に引き下げられたことなども踏まえ、「主権者として、持続可能な社会づくりに向かう社会参画意識の涵養やよりよい社会の実現を視野に課題を主体的に解決しようとする態度の育成」が必要であり、子供たちに平和で民主的な国家及び社会の形成者としての自覚を涵養する。

イ 「公共」

- (ア) 三つの大項目から構成されている。
- (イ) 「人間と社会の在り方についての見方・考え方」を働かせ、考察、構想する学習の重視。
- (ウ) 現実社会の諸課題から「主題」や「問い」を設定し、追究したり探究したりする学習の展開。
- (エ) 社会に参画する際に選択・判断するための手掛かりとなる概念や理論及び公共的な空間における基本的原理の習得。
- (オ) 自立した主体として社会に参画するために必要な資質・能力を育成する内容構

成。

ウ 「倫理」

- (ア) 現行の三つの大項目から、二つの大項目による構成とする。
- (イ) 「人間としての在り方生き方についての見方・考え方」を働かせ、考察、構想する学習の重視。
- (ウ) 現代の倫理的諸課題から「問い」を設定して探究する学習の重視。
- (エ) 自己との関わりで思索する学習をより充実するための内容構成。
- (オ) 先哲の原典の口語訳などの読み取り、哲学に関わる対話的手法の導入。

エ 「政治・経済」

- (ア) 現行の三つの大項目から、二つの大項目による構成とする。
- (イ) 「社会の在り方についての見方・考え方」を働かせた探究活動の充実。
- (ウ) 正解が一つに定まらない現実社会の複雑な諸課題を「問い」とし、探究する学習の重視。
- (エ) 政治、経済を総合的・一体的に捉え、広く深く探究する内容構成。

2 Q&A

Q 1 「公共」、「倫理」、「政治・経済」の見方・考え方とは、具体的にどのようなものか。

A 1 公民科における「社会的な見方・考え方」は、各科目の特質に応じて以下のとおり整理されている。

公共：「人間と社会の在り方についての見方・考え方」

社会的事象等を、倫理、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築や人間としての在り方生き方についての自覚を深めることに向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けたりすること。

倫理：「人間としての在り方生き方についての見方・考え方」

社会的事象等を、倫理、哲学、宗教などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、人間としての在り方生き方についての自覚を深めることに向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けたりすること。

政治・経済：「社会の在り方についての見方・考え方」

社会的事象等を、政治、法、経済などに関わる多様な視点（概念や理論など）に着目して捉え、よりよい社会の構築に向けて、課題解決のための選択・判断に資する概念や理論などと関連付けたりすること。

Q 2 「公共」及び「倫理」が道德教育の中核的な指導場面とされているが、どのように扱えばよいか。また、道德教育推進教師と科目の担当者との関連はどうなるのか。

A 2 総則第7款1号において、「各学校においては、第1款の2の(2)に示す道徳教育の目標を踏まえ、道徳教育の全体計画を作成し、校長の方針の下に、道徳教育の推進を主に担当する教師(「道徳教育推進教師」という。)を中心に、全教師が協力して道徳教育を展開すること」とあることから、公民科の「公共」及び「倫理」が、特別活動とともに、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面ではあるが、道徳教育は学校の全教育活動を通じて行うものである。そのため全体計画が必要とされており、また、生徒や学校の実態に応じて、各教科・科目等との関連を明らかにすると記述されている。

全体の推進役として道徳教育推進教師が選任されるが、必ずしも「公共」の担当者が道徳教育推進教師となる必要はない。「公共」及び「倫理」は全体の中の一つであり、全体をカバーするわけではない。

Q 3 「公共」の大項目Bでは、現実社会の諸課題に関わる具体的な主題を設定し、他者と協働して主題を追究したり解決したりする学習活動が設定されており、13の事柄や課題が現実社会の諸課題として示されているが、授業では13全ての事柄や課題を扱わないといけないのか。

A 3 13の事柄と課題全てを取り扱う必要があり、その際、関連させて取り扱う事柄や課題があることや、単なる活動や調べ学習で終わらないようにすることに留意する。

13の事柄や課題について探究活動を行うことから時間がかかることが想定されるため、指導のねらい及び学習内容を明確にして実施することが求められる。一つの事柄や課題を取り扱う時間数は、おおよその目安として3～4時間程度と想定される。

Q 4 「公共」の学習順序は決まっているのか。

A 4 大項目A、B及びCについては、この順序で取り扱うものとし、既習の学習成果を生かすことが求められている。

Q 5 「公共」における大項目Cの探究活動は、個人での活動か、グループ活動か。

A 5 基本的には個人での活動を想定しているが、大項目Cのねらいを達成できるのであれば、グループで行うことも可能である。生徒の実態に応じて実施することが望まれる。

Q 6 「公共」の大項目Bの現実社会の諸課題の一つに「職業選択」が設定されているが、授業でインターンシップを実施することは可能か。

A 6 「公共」でインターンシップを実施することは想定していない。特別活動などにおいて実施したインターンシップを「公共」の授業で取り上げ、特別活動と連携して取り扱うことで、教科の目標の実現を図るよう留意することが必要である。

Q 7 「政治・経済」、「倫理」は科目名が変わっていないが、探究活動はやらなくてよいのか。

A 7 「政治・経済」、「倫理」は科目名に変更はないが、新科目として設定されており、

内容構成が大きく見直しされている。両科目とも探究活動が設定されており、各科目において示されている諸課題の中から一つ以上課題を選択し、授業で取り扱うことが必要である。

Q 8 多様な見解のある事柄や未確定な事柄は、どのように扱えばよいか。

A 8 多様な見解のある事柄、未確定な事柄については、有益適切な教材に基づいて指導するとともに、特定の事柄を強調しすぎたり、一面的な見解を十分な配慮なく取り上げたりするなどの偏った取扱いにより、生徒が多面的・多角的に考察したり、事実を客観的に捉え、公正に判断したりすることを妨げるものがないように留意することが必要である。

一つの見解が絶対的に正しく、他の見解は誤りであると断定することは困難であるとともに、一般に、とりわけ政治においては自分の意見をもちながら議論を交わし合意形成を図っていくことが重要であるから、「公共」及び「政治・経済」のみならず、「倫理」の学習においても、一つの結論を出すよりも結論に至るまでの冷静で理性的な議論の過程が大切であることを理解できるように指導し、全体として公民科の目標が実現されるよう配慮することが必要である。

Q 9 どの科目にも「中学校社会科との関連を図る」や「中学校までの学習との連続性に留意する」と、義務教育段階までの社会科の蓄積を踏まえた上での指導の工夫を求めているが、中学校や授業担当者又は生徒個人により相当な差があると予想され、定着度や扱った内容を把握するのは難しいのではないか。

A 9 以下の方法などにより最低限学習していると思われる内容を基に授業を行うことが考えられる。

- ① 小・中学校の学習指導要領や教科書を確認する。
- ② 授業開始前に事前アンケート調査を実施する。

Q10 「公共」と「倫理」、「政治・経済」を同一学年（年次）で設定することは可能か。

A10 選択科目の「倫理」と「政治・経済」は「公共」を履修した後でなければ、履修できない。例えば前後期制の高等学校において、前期に必修科目の「公共」を週4単位（70単位時間）履修させて履修認定を終えた後、同一学年（年次）の後期から選択科目の「政治・経済」又は「倫理」を履修させる教育課程を想定した場合、前期に病気等で欠席していたため「公共」を履修できなかった生徒が、後期から登校したものの、後期から開設されている選択科目を履修できないような不利益を生じさせないよう慎重に考えるべきである。

数 学

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

今回の改訂では、算数科・数学科において育成を目指す資質・能力を、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って明確化し、各学校段階を通じて、実社会等との関わりを意識した数学的活動の充実等を図った。

改 訂	現 行
<p>数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、数学的に考える資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 数学における基本的な概念や原理・法則を体系的に理解するとともに、事象を数学化したり、数学的に解釈したり、数学的に表現・処理したりする技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 数学を活用して事象を論理的に考察する力、事象の本質や他の事象との関係を認識し統合的・発展的に考察する力、数学的な表現を用いて事象を簡潔・明瞭・的確に表現する力を養う。</p> <p>(3) 数学のよさを認識し積極的に数学を活用しようとする態度、粘り強く考え数学的論拠に基づいて判断しようとする態度、問題解決の過程を振り返って考察を深めたり、評価・改善したりしようとする態度や創造性の基礎を養う。</p>	<p>数学的活動を通して、数学における基本的な概念や原理・法則の体系的な理解を深め、事象を数学的に考察し表現する能力を高め、創造性の基礎を培うとともに、数学のよさを認識し、それらを積極的に活用して数学的論拠に基づいて判断する態度を育てる。</p>

(2) 科目の構成

高等学校数学科は「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」、「数学A」、「数学B」、「数学C」の6科目で編成した。現行と比較すると次の表のようになる。

改 訂		現 行	
科 目 名	標準単位数	科 目 名	標準単位数
数 学 I	3	数 学 I	3
数 学 II	4	数 学 II	4
数 学 III	3	数 学 III	5
数 学 A	2	数 学 A	2
数 学 B	2	数 学 B	2
数 学 C	2	数 学 活 用	2

今回の改訂では、現行の「数学活用」のねらい含む「理数探究基礎」及び「理数探究」が新設されることになったことから、「数学活用」を廃止して「数学C」を新たに設け、「数学活用」の内容を「数学A」、「数学B」、「数学C」の各科目の性格を踏まえて、それらの科目に移行することとした。

(3) 内容の改訂の要点

ア 「数学Ⅰ」は、高等学校数学科の共通必修科目であり、この科目だけで高等学校数学の履修を終える生徒と引き続き他の科目を履修する生徒の双方に配慮し、高等学校数学としてまとまりをもつとともに他の科目を履修するための基礎となるよう、「数と式」、「図形と計量」、「二次関数」及び「データの分析」の四つの内容で構成している。これらの内容は、生徒が学習する際、中学校数学との接続を円滑にするとともに、中学校までに養われた数学的に考える資質・能力を一層伸ばさせることを意図して、中学校数学の4領域構成を継承している。また、この科目には課題学習を位置付けている。

イ 「数学Ⅱ」は、「数学Ⅰ」を履修した後に履修させることを原則としており、より多くの生徒が、高等学校数学の根幹をなす内容について学習し広い数学的な資質・能力を育てるため、「数学Ⅰ」の内容を発展、拡充させるとともに、「数学Ⅲ」への学習の系統性に配慮し、「いろいろな式」、「図形と方程式」、「指数関数・対数関数」、「三角関数」及び「微分・積分の考え」の五つの内容で構成している。また、この科目には「数学Ⅰ」と同様に、課題学習を位置付けている。

ウ 「数学Ⅲ」は、「数学Ⅱ」を履修した後に履修させることを原則としており、数学に強い興味や関心をもってさらに深く学習しようとする生徒や、将来、数学が必要な専門分野に進もうとする生徒が数学的な資質・能力を伸ばすため、「数学Ⅱ」の内容を発展、充実させるとともに、内容相互の関連を重視し、「極限」、「微分法」及び「積分法」の三つの内容で構成している。また、この科目には「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」と同様に、課題学習を位置付けている。

エ 「数学A」は、「数学Ⅰ」との並行履修又は「数学Ⅰ」の後の履修を原則とし

ており、中学校数学の内容を踏まえ「数学Ⅰ」の内容などを補完するとともに、事象を数学的に考える資質・能力を培い、数学のよさを認識できるようにするため、「図形の性質」、「場合の数と確率」及び「数学と人間の活動」の三つの内容で構成している。

オ 「数学B」は、「数学Ⅰ」を履修した後に履修させることを原則としており、数学的な素養を広げようとする生徒や、将来自然科学や社会科学、人文科学など様々な分野に進もうとする生徒が、数学の知識や技能を活用して問題を解決したり意思決定をしたりすることなどを通して数学的に考える資質・能力を養うため、「数学Ⅰ」より進んだ内容で数学の活用面において基礎的な役割を果たすと考えられる、「数列」、「統計的な推測」及び「数学と社会生活」の三つの内容で構成している。

カ 「数学C」は、「数学Ⅰ」を履修した後に履修させることを原則としており、数学的な素養を広げようとする生徒や、将来自然科学や社会科学、人文科学など様々な分野に進もうとする生徒が、数学的な表現の工夫などを通して数学的に考える資質・能力を養うため、「数学Ⅰ」より進んだ内容で、新たな数学的な手法や表現を学習する内容として、「ベクトル」、「平面上の曲線と複素数平面」及び「数学的な表現の工夫」の三つの内容で構成している。

2 Q&A

Q 1 高等学校数学科における「数学的な見方・考え方」とは何か。

A 1 今回の改訂では、「見方・考え方」が各教科等の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として整理された。「数学的な見方・考え方」は、「事象を数量や図形及びそれらの関係などに着目して捉え、論理的、統合的・発展的、体系的に考えること」として整理している。これは、数学の学習における事象の特徴や本質を捉える視点、思考の進め方や方向性を意味することと考えられる。

Q 2 今回の改訂により、数学的活動の扱いはどのようになるのか。

A 2 今回の改訂では、数学的に考える資質・能力を育成する上で、数学的な見方・考え方を働かせた数学的活動を通して学習を展開することを一層重視した。数学的活動とは、「事象を数理的に捉え、数学の問題を見だし、問題を自立的、協働的に解決する過程を遂行すること」としており、これは、「数学学習に関わる目的意識をもった主体的活動」であるとする従来の意味をより明確にしたものである。

Q 3 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善をどのように進めればよいのか。

A 3 高等学校数学科では、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、数学的活動を通して、生徒の主体的・対話的で深い学び

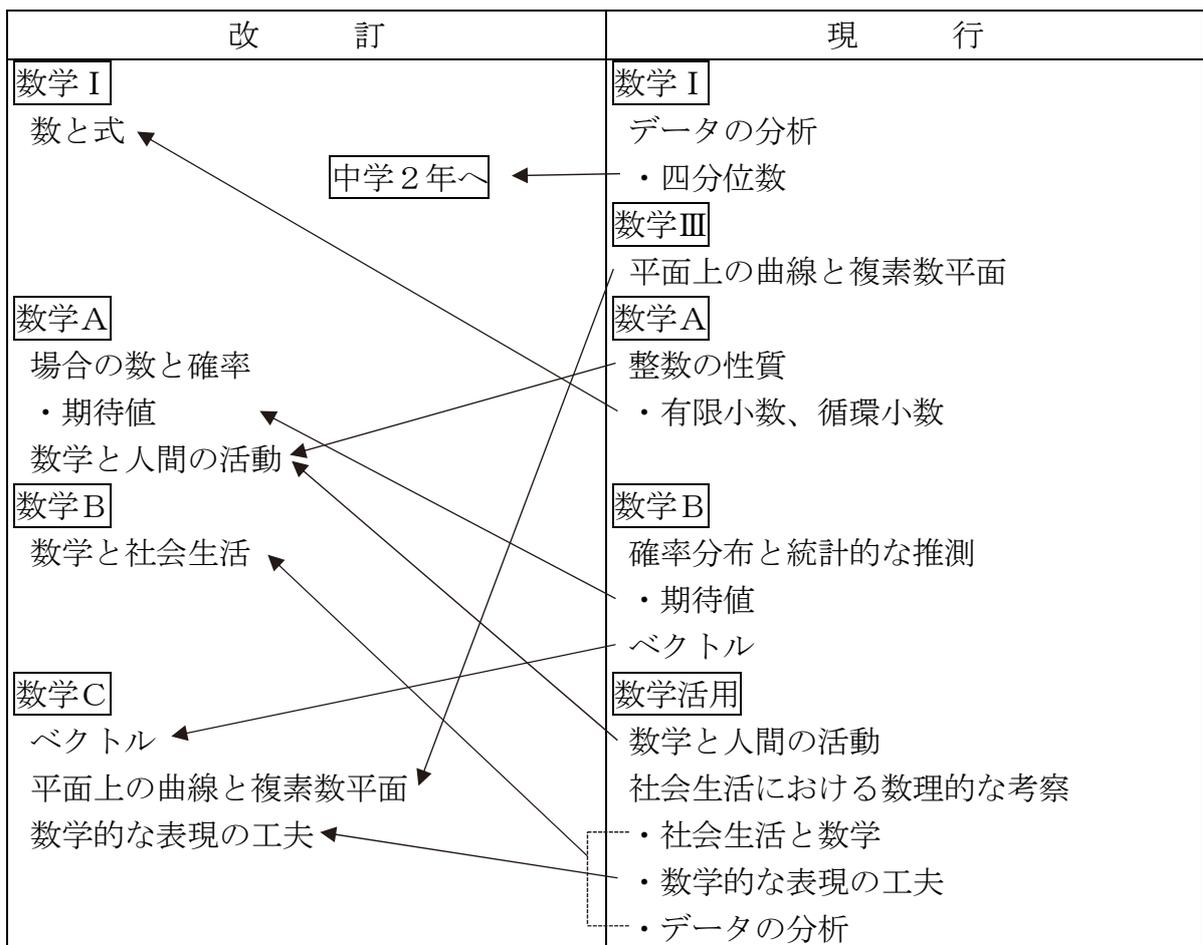
の実現を図るようにすることとしている。授業の改善に当たっては、

- ・生徒自らが、問題の解決に向けて見通しをもち、粘り強く取り組み、問題解決の過程を振り返り、よりよく解決したり、新たな問いを見いだしたりするなどの「主体的な学び」を実現すること。
- ・事象を数学的な表現を用いて論理的に説明したり、よりよい考えや事柄の本質について話し合い、自身の考えをよりよい考えに高めたり事柄の本質を明らかにしたりするなどの「対話的な学び」を実現すること。
- ・数学に関わる事象や、日常生活や社会に関わる事象について、数学的な見方・考え方を働かせ、数学的活動を通して、新しい概念を形成したり、よりよい方法を見いだしたりするなど、新たな知識・技能を身に付けてそれらを統合し、思考、態度が変容する「深い学び」を実現すること。

が求められる。

Q 4 今回の改訂で、学習内容はどのように移行するのか。

A 4 主な内容の移行の状況は次のとおりである。



Q 5 課題学習の位置付けはどのようになるのか。

A 5 課題学習は、数学的活動を一層重視し、生徒の主体的・対話的な学びを促し、数学のよさを認識できるようにするとともに、数学的に考える資質・能力を高める目的

で位置付けられており、今回の改訂では、これまでの「数学Ⅰ」に加え、「数学Ⅱ」及び「数学Ⅲ」にも位置付けられることとなった。なお、今回の改訂で「数学A」に位置付けられないこととなったが、これにより「数学A」で課題学習が不要になったということではなく、数学的活動の一層の充実を図るという改訂の趣旨を踏まえ、従来の取組を生かしながら課題学習に取り組むことが望まれる。

Q 6 「数学B」と「数学C」の内容はどのようにして設定されたのか。

A 6 「数学B」、「数学C」ともに、数学的な素養を広げようとする生徒や、将来自然科学や社会科学、人文科学など様々な分野に進もうとする生徒が履修することを想定して設定された科目であるが、「数学B」は「数学の知識や技能を活用して問題を解決したり意思決定をしたりすることなど」を通して、「数学C」は「数学的な表現の工夫など」を通して、数学的に考える資質・能力を養うことを目標としており、それぞれの目標に即した内容が設定されている。なお、これらの科目やその内容について履修する順序等は定められておらず、生徒の特性や学校の実態、単位数等に応じて内容を適宜選択して履修させることとしている。

Q 7 「数学A」、「数学B」、「数学C」の単位数はどのように設定すべきか。

A 7 「数学A」、「数学B」、「数学C」はいずれも三つの内容で構成しており、三つの内容の全てを履修させるときは3単位程度を要するが、標準単位数は2単位であり、生徒の特性や学校の実態、単位数等に応じて内容を適宜選択させることとしている。このため、原則的には標準単位数である2単位で授業を行うことが望ましいが、生徒の特性や学校の実態、単位数等に応じてやむを得ない場合には、科目の特質により内容を適宜選択し1単位として設定することも可能である。

Q 8 学校設定科目を設定する際は、どのようなことに留意すべきか。

A 8 学校設定科目の名称、目標、内容、単位数等は各学校で定めるものとされているが、その際には、「その科目の属する教科の目標に基づき」という要件が示されていること、及び科目の内容の構成については、関係する各科目の内容との整合性を図ることに十分配慮する必要がある。高等学校数学科においては、例えば、中学校の内容の習熟と高等学校数学への導入を目的とする科目や、大学との接続を考慮し高等学校数学の発展的・拡充的な内容を取り扱う科目を設けたりすることが考えられる。なお、大学入学者選抜等の対策を目的とした復習や問題演習等は、高等学校数学科の目標に基づいたものとは言えないため、学校設定科目で実施するのは適切ではない。

Q 9 障害のある生徒などを指導する場合、どのようなことに留意すべきか。

A 9 高等学校の通常の学級においても、発達障害を含む障害のある生徒が在籍している可能性があることを前提に、全ての教科等において、一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細かな指導や支援ができるよう、障害種別の指導の工夫のみならず、各教科等の学びの過程において考えられる困難さに対する指導の工夫の意図、手立てを

明確にすることが重要である。その際、高等学校数学科の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する必要がある。

Q10 学習指導要領で示されている内容を適切に選択して指導する場合、どのようなことに留意すべきか。

A10 学習指導要領では、「学校においては、特に必要がある場合には、教科及び科目の目標の趣旨を損なわない範囲内で、各教科・科目の内容に関する事項について、基礎的・基本的な事項に重点を置くなどその内容を適切に選択して指導することができる」とされている。その際、指導に当たっては、内容の適切な選択について十分に留意する必要がある。また、「特に必要がある場合」の認定については十分に慎重を期さなければならず、その場合にあっては無制限の内容省略を認めるものではなく、教科及び科目の目標の趣旨を損なわないよう十分配慮する必要がある。高等学校数学科においては、その内容の全てを履修する科目である「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」については、大項目については全て取り扱うよう留意しなければならない。

Q11 義務教育段階での学習内容の確実な定着を図る際は、どのようなことに留意すべきか。

A11 必履修教科・科目の内容を十分に理解するためには、義務教育段階の学習内容が定着していることが前提として必要となるものであることから、そうした学習内容の確実な定着を図れるようにする配慮が求められる。例えば、指導において関連する中学校の内容を適宜取り入れたり、新たに学習した内容を踏まえて中学校の内容を見直したりすることが考えられる。また、標準単位数の標準の限度を超えて単位数を配当したり、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることを目標とした学校設定科目等を履修させたりすることも考えられる。なお、学校設定科目を設けて義務教育段階の内容を取り扱う場合にも計算練習などだけにならないよう留意し、高等学校で学習する内容との関連を十分に踏まえることが大切である。

理 科

1 改訂の要点

理科で育成を目指す資質・能力を育成する観点から、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験などを行うことなどを通して、自然の事物・現象について科学的に探究する学習を充実した。また、理科を学ぶことの意義や有用性の実感及び理科への関心を高める観点から、日常生活や社会との関連を重視した。

(1) 目標の改訂の要点

目標の示し方については、高等学校理科全体のねらいを述べた教科の目標と、これを受けて各科目の目標を、育成を目指す資質・能力である「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」に分けて具体的に記述している。高等学校では、生徒が自然の事物・現象に進んで関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うなど、自ら学ぶ意欲を重視した表現としている。また、従前の「探究する能力」を「科学的に探究するために必要な資質・能力」とし、科学的に探究する活動をより一層重視し、中学校理科との円滑な接続にも配慮している。

改 訂	現 行
<p>自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験を行うなどを通して、自然の事物・現象を科学的に探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 自然の事物・現象についての理解を深め、科学的に探究するために必要な観察、実験などに関する技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 観察、実験などを行い、科学的に探究する力を養う。</p> <p>(3) 自然の事物・現象に主体的に関わり、科学的に探究しようとする態度を養う。</p>	<p>自然の事物・現象に対する関心や探究心を高め、目的意識をもって観察、実験などを行い、科学的に探究する能力と態度を育てるとともに自然の事物・現象についての理解を深め、科学的な自然観を育成する。</p>

ア 目標の示し方の改善

理科及び各科目の目標は、いずれも（１）から（３）までの三つの柱から成り立っている。

（１）については、自然の事物・現象についての観察、実験などを行い、それらに関する知識や、科学的に探究するために必要な観察、実験の技能を身に付けることを述べている。

（２）については、自然の事物・現象に関わり、理科の見方・考え方を働かせ、見通しをもって観察、実験などを行い、その結果を分析して解釈し表現するなど、科学的に探究する活動を通して、科学的な思考力、判断力、表現力等を育成することを述べている。

（３）については、自然の事物・現象に進んで関わり、科学的に探究しようとする態度や生命の尊重、自然環境の保全に寄与する態度を育て、更には自然を総合的に見ることができるようにすることの重要性を述べている。

イ 理科の見方・考え方

理科における「見方」については、理科を構成する領域ごとの特徴を見いだすことが可能であり、「エネルギー」を柱とする領域では、自然の事物・現象を主として量的・関係的な視点で捉えることが、「粒子」を柱とする領域では、自然の事物・現象を主として質的・実体的な視点で捉えることが、「生命」を柱とする領域では、生命に関する自然の事物・現象を主として共通性・多様性の視点で捉えることが、「地球」を柱とする領域では、地球や宇宙に関する自然の事物・現象を主として時間的・空間的な視点で捉えることが、それぞれの領域における特徴的な視点として整理することができる。

ただし、これらの特徴的な視点はそれぞれの領域固有のものではなく、その強弱はあるものの他の領域において用いられる視点でもあり、また、これら以外の視点もあることについて留意することが必要である。また、探究の過程において、これらの視点を必要に応じて組み合わせて用いることも大切である。

理科における「考え方」については、探究の過程を通じた学習活動の中で、例えば、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えることとして整理することができる。

以上を踏まえ、高等学校における「理科の見方・考え方」については、「自然の事物・現象を、質的・量的な関係や時間的・空間的な関係などの科学的な視点で捉え、比較したり、関係付けたりするなどの科学的に探究する方法を用いて考えること」と整理することができる。

（２）科目の構成

科目の編成については大きな変更を行っていない。ただし、新たに共通教科として「理数」を位置付け「理数探究基礎」及び「理数探究」の科目を設けたことから、「理科課題研究」については廃止することとした。

改 訂		現 行	
科 目 名	標準単位数	科 目 名	標準単位数
科学と人間生活	2	科学と人間生活	2
物 理 基 礎	2	物 理 基 礎	2
物 理	4	物 理	4
化 学 基 礎	2	化 学 基 礎	2
化 学	4	化 学	4
生 物 基 礎	2	生 物 基 礎	2
生 物	4	生 物	4
地 学 基 礎	2	地 学 基 礎	2
地 学	4	地 学	4
		理科課題研究	1

(3) 内容の改訂の要点

ア 学習内容の改善について

改善・充実した主な内容

「科学と人間生活」

- ・人間生活との関連を重視し、「(2) ア (ウ) 生命の科学」に「㉞ ヒトの生命現象」を新設

「化学基礎」

- ・日常生活や社会との関連を重視し、「(3) ア (ウ) 化学が拓く世界」を新設

「生物」

- ・「(1) 生物の進化」を内容の冒頭に設定し、以後の学習で進化の視点を重視
- ・日常生活や社会との関連を重視し、「(5) ア (イ) 生態系」に「㉟ 生態系と人間生活」を新設

イ 学習指導の改善について

今回の改訂では、科学的に探究するために必要な資質・能力を育成する観点から、観察、実験を行うことなどを通して探究する学習活動をより一層充実させるために、例えば、情報の収集、仮説の設定、実験による検証、実験データの分析・解釈などの探究の過程を明確化した。

また、理科を学ぶことの意義や有用性の実感及び理科への関心を高める観点から、科学技術が日常生活や社会を豊かにしていること、安全性の向上に役立っていること、理科で学習することが様々な職業と関連していることに触れることとした。

ウ その他

「生物基礎」及び「生物」においては、主要な概念を理解させるための指導にお

いて重要となる用語を中心に、その用語に関わる概念を、思考力を発揮しながら理解させるように指導することとしている。

- ・「生物基礎」：200語程度から250語程度までの重要用語
- ・「生物」：500語程度から600語程度までの重要用語

2 Q&A

Q1 基礎を付した科目において、「導入として位置付け」と指定されている領域は、最初に学ぶ領域として限定されていると解釈してよいか。また、逆に、その他の領域の順序性はないと考えてよいか。

A1 原則として、導入として位置付けられている領域（大項目）が最初に学ぶ領域（大項目）と考えてよい。

その他の領域（大項目）については、指導の順序性はないと考えてよい。

Q2 基礎を付した科目を半期に集中的に履修させることは可能か。

A2 可能である。例えば、同じ学年において、前期は「物理基礎」を履修させ、後期に「物理」を履修させることができる。

保 健 体 育

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

【教科】

教科の目標は、高等学校教育における保健体育科の果たすべき役割を総括的に示すとともに、小学校、中学校及び高等学校の教科の一貫性を踏まえ、高等学校としての重点や基本的な指導の方向を示したものである。

今回改訂した保健体育科の目標は、育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、引き続き、体育と保健を関連させていく考え方を強調したものである。

改 訂	現 行
<p>体育や保健の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 各種の運動の特性に応じた技能等及び社会生活における健康・安全について理解するとともに、技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 運動や健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。</p> <p>(3) 生涯にわたって継続して運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上を目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。</p>	<p>心と体を一体としてとらえ、健康・安全や運動についての理解と運動の合理的、計画的な実践を通して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てるとともに健康の保持増進のための実践力の育成と体力の向上を図り、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。</p>

【各科目】

「体育」

小学校から高等学校までの12年間を見通した体系化の最終段階となることから、中学校までの学習の成果を踏まえ、卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わることができるようにすることを求めた。

また、保健体育科の目標の改善を踏まえ、柱書と(1)知識及び技能、(2)思考力、判断力、表現力等、(3)学びに向かう力、人間性等の資質・能力の三つの柱で整理し、次のとおり示した。

改 訂	現 行
<p>体育の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続するとともに、自己の状況に応じて体力の向上を図るための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 運動の合理的、計画的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを深く味わい、生涯にわたって運動を豊かに継続することができるようにするため、運動の多様性や体力の必要性について理解するとともに、それらの技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 生涯にわたって運動を豊かに継続するための課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝える力を養う。</p> <p>(3) 運動における競争や協働の経験を通して、公正に取り組む、互いに協力する、自己の責任を果たす、参画する、一人一人の違いを大切にしようとするなどの意欲を育てるとともに、健康・安全を確保して、生涯にわたって継続して運動に親しむ態度を養う。</p>	<p>運動の合理的、計画的な実践を通して、知識を深めるとともに技能を高め、運動の楽しさや喜びを深く味わうことができるようにし、自己の状況に応じて体力の向上を図る能力を育て、公正、協力、責任、参画などに対する意欲を高め、健康・安全を確保して、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続する資質や能力を育てる。</p>

「保健」

保健体育科の目標を踏まえ、柱書と(1)知識及び技能、(2)思考力、判断力、表現力等、(3)学びに向かう力、人間性等の資質・能力の三つの柱で整理し、次のとおり示した。

改 訂	現 行
<p>保健の見方・考え方を働かせて、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、生涯を通じて人々が自らの健康や環境を適切に管理し、改善していくための資質・能力を次のとおり育成する。</p> <p>(1) 個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるとともに、技能を身に</p>	<p>個人及び社会生活における健康・安全について理解を深めるようにし、生涯を通じて自らの健康を適切に管理し、改善していく資質や能力を育てる。</p>

<p>付けるようにする。</p> <p>(2) 健康についての自他や社会の課題を発見し、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、目的や状況に応じて他者に伝える力を養う。</p> <p>(3) 生涯を通じて自他の健康の保持増進やそれを支える環境づくりを目指し、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。</p>	
--	--

(2) 科目の目標について

「体育」

保健体育科の目標を受け、これを「体育」としての立場から具体化したものであり、小学校、中学校及び高等学校12年間の一貫性を踏まえるとともに、特に中学校第3学年との接続を重視し、高等学校における体育の学習指導の方向を示すとともに、生徒が運動の合理的、計画的な実践を通して、運動の楽しさや喜びを深く味わうとともに、生涯にわたって豊かなスポーツライフを継続することを目指している。

「保健」

生徒が保健の見方・考え方を働かせて、課題を発見し、その解決を図る主体的・協働的な学習過程を通して、心と体を一体として捉え、生涯を通じて心身の健康を保持増進するための資質・能力を育成することを目指している。

(3) 科目の構成

【科目の内容構成】

「体育」：従前どおり

「保健」：項目の改訂あり

- ・ 現行の3項目を4項目とした。

【標準単位数】

改 訂		現 行	
科 目 名	標準単位数	科 目 名	標準単位数
体 育	7～8	体 育	7～8
保 健	2	保 健	2

- ・ 従前どおりである。
- ・ 「体育」及び「保健」は全ての生徒に履修させる科目（必履修科目）であり、上記の標準単位数を原則として下ってはならない。

(4) 内容及び内容の取扱いについての改訂の要点

【体 育】

① 内容構造の見直し

ア 豊かなスポーツライフを継続する資質・能力を育成する観点から、運動に関す

る「知識及び技能」、運動課題等の発見・解決のための「思考力、判断力、表現力等」、主体的に学習に取り組む態度等の「学びに向かう力、人間性等」（資質・能力の3つの柱）に対応した内容を示すこととした。

イ 小学校、中学校、高等学校を通じた系統性を踏まえて、引き続き指導内容の体系化を図ることを重視した。

② 指導内容の見直し

ア 小学校から高等学校までの12年間を見通して、発達の段階のまとまりを踏まえることとした。

・小学校1年生～小学校4年生

各種の運動の基礎を培う時期

・小学校5年生～中学校2年生

多くの領域の学習を経験する時期

・中学校3年生～高等学校3年生

卒業後も運動やスポーツに多様な形で関わるができるようにする時期

イ 系統性を踏まえた指導内容の見直し及び指導内容の重点化を図ることとした。

・中学校3学年との接続を重視し、系統性をあらためて整理

・各領域における3つの柱の指導内容の重点化

③ 運動やスポーツとの多様な関わり方を重視

ア 新たに共生の視点を踏まえた指導内容を示すこととした。

イ 生徒の困難さに応じた配慮の例を示すこととした。

④ 指導内容の一層の明確化

ア 解説において、従前、技能及び思考・判断で示していた例示を、全ての指導内容で示すこととした。

⑤ 学び直しの充実

ア 「共通性の確保」の観点から、義務教育段階での学習内容の確実な定着を図ることが重要であるため、入学年次においては、引き続き中学校第3学年の内容を取り上げた。

イ 解説においては、従前の解説の構成を変更し、入学年次とその次の年次以降の学習のねらいや内容をそれぞれ具体的に示すこととした。→ 解説の内容（構成）の見方については「体育理論」の後に掲載

⑥ 領域及び内容の取扱い

ア 「A体づくり運動」及び「H体育理論」については、各年次において全ての生徒に履修させること。

イ 入学年次においては、「B器械運動」、「C陸上競技」、「D水泳」及び「Gダンス」についてはこれらの中から一つ以上を、「E球技」及び「F武道」についてはこれらの中から一つ以上をそれぞれ選択して履修できるようにすること。

ウ その次の年次以降においては、「B器械運動」から「Gダンス」までの中から二つ以上を選択して履修できるようにすること。

⑦ 領域別における改訂の要点

「体づくり運動」

ア 生徒の多様化の現状を踏まえ、実社会で生かせるよう改善を図った。

イ 「運動を行うこと」を改め、「気付き」「関わり合うこと」を内容として示した。

ウ 従前「体力を高める運動」として示していたものを、「実生活に生かす運動の計画」として新たに示した。

「器械運動」：領域の内容は従前どおり

「陸上競技」：領域の内容は従前どおり

ア バトンの受け渡しの指導内容を新たに示した上で、これらの中から選択して履修できるようにすることとした。

「水泳」：領域の内容は従前どおり

ア 内容の取扱いに、「泳法との関連において水中からのスタート及びターンを取り上げること」及び「入学年次の次の年次以降は、安全を十分に確保した上で、学校や生徒の実態に応じて段階的な指導を行うことができること」を新たに示した。

イ 水泳のみ、「水泳の事故防止に関する心得を遵守する」を追加した。

「球技」：領域の内容は従前どおり

ア 各型における技能の例示について、より実態に合わせた内容にするとともに扱う学年を入学年次から入学年次の次の年次以降へスライドさせた。

「武道」：領域の内容は従前どおり

ア 内容の取扱いに、我が国固有の伝統と文化への理解を深める観点から、日本固有の武道の考え方に触れることができるよう、「柔道、剣道、相撲、空手道、なぎなた、弓道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などを通して、我が国固有の伝統と文化により一層触れることができるようにすること」を新たに示した。

イ 学校や地域の実態に応じて、従前から示されている相撲、なぎなた、弓道に加えて、空手道、合気道、少林寺拳法、銃剣道などについても履修させることができることを新たに示した。

ウ 技能の例示について、より実態に合わせた内容にするとともに扱う学年を入学年次から入学年次の次の年次以降へスライドさせた。

「ダンス」：領域の内容は従前どおり

ア フォークダンスの曲名の例について新たに示した。

「体育理論」

ア スポーツの意義や価値の理解につながるよう、従前の「(1) スポーツの歴史」を一部改め、「(1) スポーツの文化的特性や現代のスポーツの発展」とした。

イ 各領域との関連で指導することが効果的な技術の名称や行い方、課題解決の方法などの知識については、各領域の「(1) 知識及び技能」に示すこととした。

⑧ 解説の内容のつくり（構成）の見方について

【A 体づくり運動「入学年次」を例として】

A 体づくり運動

【入学年次】

領域の
特性

体づくり運動は、体ほぐしの運動と実生活に生かす運動の計画で構成され、自他の心と体に向き合って、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、心と体をほぐしたり、体の動きを高める方法を学んだりすることができる領域である。

中学校
での学習

中学校では、より具体的なねらいをもった運動を行い、学校の教育活動全体や実生活で生かすことをねらいとして、第1学年及び第2学年は、「体を動かす楽しさや心地よさを味わい、目的に適した運動を身に付け、組み合わせる」ことができるようにすることを、第3学年は、「体を動かす楽しさや心地よさを味わい、健康の保持増進や体力の向上を目指し、目的に適した運動の計画を立て取り組む」ことを学習している。

高等学校
での学習

高等学校では、これまでの学習を踏まえて、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、「自己の体力や生活に応じた継続的な運動の計画を立て、実生活に役立てること」などが求められる。

三つの柱
による
学習内容
の整理

したがって、入学年次では、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動を継続する意義、体の構造、運動の原則などを理解するとともに、健康の保持増進や体力の向上を目指し、目的に適した運動の計画を立て取り組むことができるようにする。その際、自己や仲間の課題を発見し、合理的な解決に向けて運動の取り組み方を工夫するとともに、自己や仲間の考えたことを他者に伝えることができるようにする。また、体づくり運動の学習に自主的に取り組み、互いに助け合い教え合うことや一人一人の違いに応じた動きなどを大切にすることなどに意欲をもち、健康や安全を確保することができるようにする。

強調する
ポイント

なお、指導に際しては、知識の理解を基に運動の計画を立てたり、運動の計画を立てて取り組むことで一層知識を深めたりするなど、知識と運動を関連させて学習させることや、「知識及び運動」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の内容をバランスよく学習させるようにすることが大切である。

三つの柱

- (1) ~
- (2) ~
- (3) ~

(1) 知識及び運動 ← 体づくり運動のみ「運動」他は「技能」

体づくり運動について、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

(1) 次の運動を通して、体を動かす楽しさや心地よさを味わい、運動を継続する意義、体の構造、運動の原則などを理解するとともに、健康の保持増進や体力の向上を目指し、目的に適した運動の計画を立て取り組むこと。

ア 体ほぐしの運動では、手軽な運動を行い、心と体は互いに影響し変化することや心身の状態に気付き、仲間と自主的に関わり合うこと。

イ 実生活に生かす運動の計画では、ねらいに応じて、健康の保持増進や調和のとれた体力の向上を図るための運動の計画を立て取り組むこと。

囲み部分



学習指導要領（本体）

○点線【中学校3年：学習指導要領】・・・入学年次

○実線【高等学校学習指導要領】・・・入学年次のその次の年次以降

○ 知識

学習指導要領（囲み部分）の文言をゴシックで表記し、何を解説しているか具体的に示した。

運動を継続する意義では、定期的・計画的に運動を続けることは、心と体の健康や体力の保持増進につながることや、さらには豊かなスポーツライフの実現は、地域などとのコミュニケーションを広げたり、余暇を充実させたりするなど生活の質を高めることにもつながることを理解できるようにする。

体の構造では、関節には可動範囲があること、同じ運動をしすぎると関節に負担がかかること、関節に大きな負荷がかからない姿勢があること、体温が上がると筋肉は伸展しやすくなることなどを理解できるようにする。なお、体の構造とは、体のつくりと働きのことであるが、入学年次では関節や筋肉の働きを中心に取り上げるようにする。

運動の原則では、どのようなねらいをもつ運動か、偏りがいないか、自分に合っているか、どの程度の回数を反復するか、あるいはどの程度の期間にわたって継続するかなどの運動を計画して行う際の原則を理解できるようにする。

などの例には、実生活で運動を継続する方法がある。これは、実生活で運動を継続するためには、行いやすい運動を選ぶこと、自らの実生活を踏まえた無理のない計画を立てることが大切であることを理解できるようにする。

指導に際しては、中学校で取り上げた「体づくり運動の意義と行い方」、「体の動きを高める方法」などについての理解が不十分な場合は、中学校学習指導要領解説で示した指導内容を改めて取り上げるなどの配慮をすること。

行い方の例（例示）の語尾を統一した。

<例示>

- ・ 定期的・計画的に運動を継続することは、心身の健康、健康や体力の保持増進につながる意義があること。
- ・ 運動を安全に行うには、関節への負荷がかかりすぎないようにすることや軽い運動から始めるなど、徐々に筋肉を温めてから行うこと。
- ・ 運動を計画して行う際は、どのようなねらいをもつ運動か、偏りがいないか、自分に合っているかなどの運動の原則があること。
- ・ 実生活で運動を継続するには、行いやすいこと、無理のない計画であることなどが大切であること。

説明と例示をそれぞれ対応させた。

○ 運動

ア 体ほぐしの運動

手軽な運動とは、誰もが簡単に取り組むことができる運動、仲間と協力して楽しくできる運動、心や体が弾むような軽快な運動を示している。

心と体は互いに影響し変化することや心身の状態に気付きとは、運動を通して、体がほぐれると心がほぐれ、心がほぐれると体が軽快に動き、仲間の心も一層解放されるように、自己や他者の心と体は、互いに影響し合い、関わり合いながら変化することに気付くことである。また、自らの心が軽くて解放された状態なのか重く沈んだ状態なのかを自覚したり、体がどのような動きができる状態なのか



* 以下、「（２）思考力、判断力、表現力等」、「（３）学びに向かう力、人間性等」についても同様の構成になる。

【保健】

① 「保健」の内容

- ア 個人及び社会生活における健康・安全に関する理解を通して健康についての総合的な認識を深め、保健の見方・考え方を働かせ、生涯を通じて自他や社会の健康に関する課題を解決していくための資質や能力の育成を図る。
- イ 小学校、中学校の内容を踏まえた系統性のある指導ができるようにする。
- ウ 心と体を一体的に捉えるとともに、「保健」と「体育」の内容を密接に関連付けて取り扱うよう配慮する。

② 内容の構成

- ア 個人及び社会生活における健康課題を解決することを重視する観点から、次のとおり構成した。
 - ・「現代社会と健康」、「生涯を通じる健康」及び「社会生活と健康」の3項目を「現代社会と健康」、「安全な社会生活」、「生涯を通じる健康」及び「健康を支える環境づくり」の4項目とした。
 - ・精神疾患やがんを含めた生活習慣病などの現代的な健康課題の解決に関わる内容を充実した。
 - ・応急手当の技能を含めた安全な社会生活に関する内容を充実した。
 - ・ライフステージにおける健康の保持増進や回復に関わる内容及び人々の健康を支える環境づくりに関する内容等を充実した。
- イ 個人及び社会生活に関する事項を正しく理解し、思考・判断・表現できるようにするため、他教科及び小学校、中学校の内容との関連を考慮して高等学校における基礎的事項を明確にした。
- ウ 心身の健康の保持増進の実践力を育成するため、単なる暗記や知識理解にとどまらず、自他の健康やそれを支える環境づくりに関心をもてるようにし、健康に関する課題を解決する学習活動を取り入れるなど、保健の資質や能力が育成されるよう指導方法の工夫を行うとともに、適切な意思決定や行動選択及び健康を支える環境づくりが必要であることを示した。

2 Q & A

【教科：保健体育】

Q 1 各教科等の見方・考え方とは何か。 （解説：保健体育編第2章第1節1参照）

A 1 「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」というその教科等ならではの物事を捉える視点や考え方である。各教科等を学ぶ本質的な意義の中核をなすものであり、教科等の学習と社会をつなぐものである。

保健体育科においては、見方・考え方を働かせる学習過程を工夫することにより、育成を目指す資質・能力がより豊かになり、その目標である、生涯にわたって心身の健康を保持増進し豊かなスポーツライフを継続するための資質・能力の育成につなげようとするものである。

科目「体育」においては、「運動やスポーツを、その価値や特性に着目して、楽し

さや喜びとともに体力の向上に果たす役割の視点から捉え、自己の適性等に応じた『する・みる・支える・知る』の多様な関わり方と関連付けること」と示されている。生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現する観点を踏まえ、体力や技能の程度、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、運動やスポーツの特性や魅力を実感したり、運動やスポーツが多様な人々を結び付けたり豊かな人生を送ったりする上で重要であることを認識したりすることが求められる。

科目「保健」においては、「個人及び社会生活における課題や情報を、健康や安全に関する原則や概念に着目して捉え、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、健康を支える環境づくりと関連付けること」と示されている。社会の変化に伴う現代的な健康に関する課題の出現や、情報化社会の進展により様々な健康情報の入手が容易になるなど、環境が大きく変化している中で、生徒が生涯にわたって課題解決に役立つ健康情報を選択したり、健康に関する課題を適切に解決したりすることが求められる。その際、保健に関わる原則や概念を根拠としたり活用したりして、疾病等のリスクの軽減や生活の質の向上、さらには健康を支える環境づくりと関連付けて、情報選択や課題解決に主体的、協働的に取り組むことができるようにすることが必要である。

Q 2 保健体育科においては、育成を目指す資質・能力を育んだり、体育や保健の見方・考え方をさらに豊かなものにするために、どのような視点で授業改善を行えばよいのか。
(解説：保健体育編第3章第1節1(1)参照)

A 2 例として次のような視点が考えられる。

- ・運動の楽しさや健康の意義等を発見し、運動や健康についての興味や関心を高め、課題の解決に向けて粘り強く自ら取り組み、学習を振り返るとともにそれを考察し、課題を修正したり新たな課題を設定したりするなどの主体的な学びを促すこと。
- ・運動や健康についての課題の解決に向けて、生徒が他者（書物等を含む）との対話を通して、自己の思考を広げ深め、課題の解決を目指して学習に取り組むなどの対話的な学びを促すこと。
- ・習得・活用・探究という学びの過程を通して、自他の運動や健康についての課題を発見し、解決に向けて試行錯誤を重ねながら、思考を深め、よりよく解決するなどの深い学びを促すこと。

なお、これらの学びの過程は、順序性や階層性を示すものではないことに留意する。

【科目：体育】

Q 3 各教科等の内容において、特に「学びに向かう力、人間性等」については、目標において全体としてまとめて示し、内容のまとまりごとに指導内容を示さないことを基本としているが、「体育」においてのみ示されているのはなぜか。

(解説：保健体育編第1章第2節2(3)参照)

A 3 豊かなスポーツライフを継続することを重視し、従前より「態度」を内容として示していることから、内容のまとまりごとに「学びに向かう力、人間性等」に対応し

た指導内容を示すこととした。

Q 4 内容の領域及び領域の内容（運動種目等）を選択する際の配慮事項は何か。

A 4 領域の生徒選択を保証しながら、領域中の種目の配置の仕方については、施設・設備や用具、教員の数、安全の確保などの関係や、学習内容をしっかりと身に付けさせる授業を行う観点から、種目においては学校選択になることも考えられる。具体的には、選択の機会を複数回用意し、希望する領域の選択ができるよう配慮すること。

Q 5 解説の例示で示された内容は全て実施しなければいけないのか。

A 5 指導内容の（１）～（３）（資質・能力の三つの柱）に示した例示は、各領域で取り上げることが効果的な指導事項の具体例を重点化して示しており、想定される例示である。そのため、例示は全てやらなければならないということではなく、各領域で設定する時間数、学校や地域の実態及び生徒の特性等に応じて内容のまとまりごとに更に重点化を図るなど、生徒の状況等を見ながら適宜選択して取り上げることができる。

Q 6 指導内容に（２）思考力、判断力、表現力等とあるが、ここで示す「表現力」とは何を指すのか。（解説：保健体育編第２章第２節３（２）参照）

A 6 ここで示す「表現力」とは、運動の技能に関わる身体表現や表現運動系及びダンス領域における表現とは異なり、思考し判断したことを他者に言葉や文章及び動作などで表現することである。

高等学校においては、各領域で学習した内容を他の運動にも適用することが求められることから、思考し判断したことを、根拠を示したり他者に配慮したりしながら、言葉や動作などで即座に表したり、図や文章及び映像等を用いて筋道を立てて伝えたりすることを示している。

Q 7 障害のある生徒などへの指導に当たって配慮することとは何か。

（解説：保健体育編第３章第１節３（２）参照）

A 7 保健体育科においては、実技を伴うことから、全ての生徒に対する健康・安全の確保に細心の配慮が必要である。そのため、生徒の障害に起因する困難さに応じて、複数教員による指導や個別指導を行うなどの配慮をすることが大切である。

指導に当たっては、生徒の障害の種類と程度を家庭、専門医等と連絡を密にしながら的確に把握し、生徒の健康・安全の確保に十分留意するとともに、個別の課題設定をして生活上の困難を克服するために学習に配慮したり、教材、練習やゲーム及び試合や発表の仕方等を検討し、障害の有無にかかわらず、参加可能な学習の機会を設けたりするなどの生徒の実態に応じたきめ細やかな指導に配慮することが大切である。

解説に示された指導に際しての配慮例についても参照されたい。

Q 8 領域で男女共習の授業は必ず実施すべきか。また、指導上どのようなことに留意したらよいか。
(解説：保健体育編第3章第2節3参照)

A 8 第2節内容の取扱いに当たっての配慮事項に「運動の多様な楽しみ方」が新たに示された。この中で、体力や技能の程度及び性別の違い等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、生涯にわたる豊かなスポーツライフの実現に向けた重要な学習の機会であることから、原則として男女共習で学習を行うことが求められている。

その際、心身ともに発達が著しい時期であることを踏まえ、運動種目によってはペアやグループの編成時に配慮したり、健康・安全に関する指導の充実を図ったりするなど、指導方法の工夫を図ることが大切である。

また、障害の有無等にかかわらず、仲間とともに学ぶ体験は、スポーツを通じた共生社会の実現につながる重要な学習の機会であることから、本解説第3章第1節の3(2)に示された内容等を参考に、指導の充実を図っていただきたい。

Q 9 体育における言語活動を取り扱う上で配慮すべきことは何か。

(解説：保健体育編第2章第2節4(6)、第3章第2節1参照)

A 9 体育においては、筋道を立てて練習や作戦について話し合ったり身振りや身体を使って動きの修正を図ったりする活動などを通して、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し、主体的な学習活動の充実を図ることが求められている。

また、生涯にわたる豊かなスポーツライフを実現するためには、主体的に学習に取り組めるよう、筋道を立てて練習や作戦を考え、記録や映像などから結果を分析するなどのスポーツ科学を踏まえた省察を通して論理的思考力を育むことや、共生の視点で練習や運営等の方法を見直すなどの互いに話し合う活動などを通して協働的な関係を育むことも重要な体育のねらいである。

このため、指導に際しては、必要な知識の習得を図る、単元のはじめに課題解決の方法を確認する、練習中やゲーム後に話し合いをするなどの機会を設ける、学習ノートを活用するなどの工夫をするとともに、指導内容の精選を図ることや、話し合いのテーマや学習の段階的な課題を明確にすることなどによってねらいに即した言語活動を取り入れ、主体的な学習活動が充実するよう配慮する必要がある。

【科目：保健】

Q10 「保健」は、原則として入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修させることとしているのはなぜか。
(解説：保健体育編第3章第1節2(3)参照)

A10 高等学校においてもできるだけ長い期間継続して学習し、健康や安全についての興味・関心や意欲を持続させ、生涯にわたって健康で安全な生活を送るための基礎となるよう配慮したためである。

Q11 「保健」の4つの項目及び内容は記載されている順に行わなければならないのか。

A11 記載されている順に行う必要はない。生徒の実態に応じて入れ替えながら選択し進めてよい。ただし、項目の(4)健康を支える環境づくりの(オ)「健康に関する環境づくりと社会参加」の内容については、高等学校保健の集大成の内容となるた

め、入学年次のその次の年次の最後に行うことが望ましい。

Q12 健康課題を解決する学習活動とは何か。（解説：保健体育編第2章第2節「保健」4参照）

A12 従前示されていた、知識を活用する学習活動を引き続き重視するものである。健康課題を解決する学習活動を重視して、思考力、判断力、表現力等を育成していくとともに、「保健」で身に付けた知識及び技能を生かすことができるように健康に関する関心や意欲を高めることが重要である。

内容への興味・関心を高めたり、思考を深めたりする発問を工夫すること、自他の健康やそれを支える環境づくりと日常生活との関連が深い教材・教具を活用することディスカッション、ブレインストーミング、心肺蘇生法などの実習、実験、課題学習を取り入れること、また学校や地域の実情応じて、保健・医療機関等の参画を推進すること、必要に応じて養護教諭や栄養教諭などとの連携・協力を推進することなどである。

Q13 保健における言語活動を取り扱う上で配慮すべきことは何か。

（解説：保健体育編第3章第2節1参照）

A13 保健においては、個人及び社会生活における健康の保持増進や回復について話し合う活動などを通して、コミュニケーション能力や論理的な思考力の育成を促し、主体的な学習活動の充実を図ることが求められている。健康に関わる概念や原則を基に、個人及び社会生活における課題を発見したり、学習したことと自他の生活やそれを支える環境づくりとを比較したり、課題解決に向けての方法を考えたり、適切な解決方法の選択について話し合ったりする機会を確保しながら、ねらいに即した言語活動を取り入れることが重要である。

Q14 「各教科・科目等の特質に応じ、10分から15分程度の短い時間を活用して特定の教科・科目の指導を行う場合」が示されているが、「保健」を割り当てることが可能か。

（解説：保健体育編第2章第2節「保健」1参照）

A14 「保健」では、健康・安全に関する基礎的・基本的な内容を生徒が体系的に学習することにより、健康課題を認識し、これを科学的に思考・判断し、適切に対処できるようにすることをねらいとしている。指導に当たっては、単なる暗記や知識・理解に留まらず、生涯を通じて自らの健康を保持増進していくための、思考力・判断力・表現力等の資質・能力を培う必要があるなど実践力を養成していくことが求められている。そのためには、健康課題を解決する学習活動（Q12・Q13参照）を重視して、「保健」で身に付けた知識及び技能を生かすことができるような学習活動を行うことが不可欠である。従って10分から15分程度の短い時間では「保健」の目標を実現することは困難である。

Q15 「がん」は適宜取り上げればよいのか。（解説：保健体育編第2章第2節「保健」4参照）

A15 4 内容の取扱いの（1）の3行目に記載のとおり、がんについては取り扱わなければならない。

芸 術

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

芸術科で育成を目指す資質・能力を「生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力」と規定し、目標を（１）「知識及び技能」、（２）「思考力、判断力、表現力等」、（３）「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して、これらが実現できるように示した。各科目の資質・能力の育成に当たっては、生徒が見方・考え方を働かせて学習活動に取り組めるようにすることを示した。

改 訂	現 行
<p>芸術の幅広い活動を通して、各科目における見方・考え方を働かせ、生活や社会の中の芸術や芸術文化と豊かに関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>（１）芸術に関する各科目の特質について理解するとともに、意図に基づいて表現するための技能を身に付けるようにする。</p> <p>（２）創造的な表現を工夫したり、芸術のよさや美しさを深く味わったりすることができるようにする。</p> <p>（３）生涯にわたり芸術を愛好する心情を育むとともに、感性を高め、心豊かな生活や社会を創造していく態度を養い、豊かな情操を培う。</p>	<p>芸術の幅広い活動を通して、生涯にわたり芸術を愛好する心情を育てるとともに、感性を高め、芸術の諸能力を伸ばし、芸術文化についての理解を深め、豊かな情操を養う。</p>

(2) 科目の構成

科目の編成及び標準単位数については、従前と異なるところはない。科目の編成及び標準単位数は次のとおりである。

科目名	標準単位数	科目名	標準単位数	科目名	標準単位数	
いずれか 1科目 選択 必修	音楽Ⅰ	2	音楽Ⅱ	2	音楽Ⅲ	2
	美術Ⅰ	2	美術Ⅱ	2	美術Ⅲ	2
	工芸Ⅰ	2	工芸Ⅱ	2	工芸Ⅲ	2
	書道Ⅰ	2	書道Ⅱ	2	書道Ⅲ	2

学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のアの(ア)においては、芸術のうち「音楽Ⅰ」、「美術Ⅰ」、「工芸Ⅰ」及び「書道Ⅰ」のうちから1科目を全ての生徒に履修させるものとし、その単位数は標準単位数を下らないものとしている。

なお、必履修教科・科目については、生徒の実態及び専門学科の特色等を考慮し、特に必要がある場合には、その単位数の一部を減じることができることとしているが、標準単位数が2単位である必履修教科・科目を除くという条件を付しているので、いずれの科目を選択した場合も、全ての生徒が必ず2単位以上を履修しなければならない。なお、専門学科においては、学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のイの(イ)の規定により、専門教科・科目の履修によって、これらの必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができることとしている。

Ⅱを付した科目はそれぞれに対応するⅠを付した科目を履修した後に、Ⅲを付した科目はそれぞれに対応するⅡを付した科目を履修した後に履修させることを原則とする。

学習指導要領第1章総則第2款の3の(4)においては、「教育課程の編成に当たっては、生徒の特性、進路等に応じた適切な各教科・科目の履修ができるようにし、このため、多様な各教科・科目を設け生徒が自由に選択履修することのできるよう配慮するものとする」としている。このため、教育課程の編成に当たっては、ⅡやⅢを付した科目についても、生徒が自己の興味・関心等に依りて選択履修できるよう配慮することが必要である。

また、例えば、1年次に音楽に関する科目を履修した生徒が2年次に美術に関する科目を履修したり、あるいは、同一年次に工芸に関する科目と書道に関する科目を並行履修したりするなど、生徒の希望を最大限に生かすことができるよう工夫することも必要である。

さらに、生徒、学校及び地域の実態、学科の特色等に応じ、芸術に関する学校設定科目を開設し、学校独自の特色ある教育を展開することも考えられる。学校において芸術科に関する学校設定科目を設ける場合の科目の名称、目標、内容、単位数等については、芸術科の目標に基づくことが必要となる。

(3) 内容の改訂の要点

ア 各科目の特質に応じて、「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に関する事項で示した。

イ 表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を各科目の特質に応じて整理し、〔共通事項〕として示した。

ウ 知的財産の保護と活用に関する配慮事項の内容を充実し、各科目において自己や他者の著作物や作品、創造性を尊重する態度の形成を図るとともに、こうした態度の形成が、それぞれの伝統や文化の継承、発展、創造を支えていることへの理解につながるよう配慮することを明示した。

(4) 各科目について

【音楽Ⅰ、音楽Ⅱ、音楽Ⅲ】

ア 目標の改善

目標は、次のような視点を重視して改善を図る。

各科目で育成を目指す資質・能力を「音楽Ⅰ：生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力」、「音楽Ⅱ：生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力」、「音楽Ⅲ：生活や社会の中の多様な音や音楽、音楽文化と深く関わる資質・能力」と規定し、目標を（１）「知識及び技能」、（２）「思考力、判断力、表現力等」、（３）「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して、これらが実現できるように示した。また、各科目の資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることを示した。

イ 内容の改善

目標の改善に基づき内容を整理するとともに、次のような視点を重視して改善を図る。

(ア) 内容構成の改善

「A表現」、「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成した。従前、「A表現」（「歌唱」、「器楽」、「創作」の三分野）、「B鑑賞」において、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に係る内容を一体的に示していた各事項を、「A表現」では「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」に、「B鑑賞」では「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示した。また、〔共通事項〕を新設し、「知識」、「思考力、判断力、表現力等」に分けて示した。これによって、指導すべき内容が一層明確になるようにした。

(イ) 「知識」及び「技能」に関する指導内容の明確化

「知識」に関する指導内容について、「曲想と音楽の構造や文化的・歴史的背景との関わり」を理解することなどの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作、鑑賞の領域や分野ごとに事項として示した。

「A表現」の「技能」に関する指導内容について、例えば、歌唱分野における「創意工夫を生かした歌唱表現をするために必要な、曲にふさわしい発声、言葉の発音、身体の使い方などの技能を身に付けること」などの具体的な内容を、歌唱、器楽、創作の分野ごとに事項として示した。そのことによって、芸術科音楽における技能は、「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて習得できるようにすべき内容であることを明確にした。

(ウ) 鑑賞の指導内容の充実

「B鑑賞」において、「自分や社会にとっての音楽の意味や価値」、「音楽表現の共通性や固有性」などについて考えることを事項として示し、生活や社会の中の音や音楽の働き、音楽文化についての関心や理解を深めていくことができるようにした。

(エ) 〔共通事項〕の新設

表現と鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力として、次のように〔共通事項〕を新設した。

「思考力、判断力、表現力等」に関する資質・能力として「ア 音楽を形づくっている要素や要素同士の関連を知覚し、それらの働きを感受しながら、知覚したことと感受したこととの関わりについて考えること」を、「知識」に関する資質・能力として「イ 音楽を形づくっている要素及び音楽に関する用語や記号などについて、音楽における働きと関わらせて理解すること」を示した。

(オ) 言語活動の充実

他者と協働しながら、音楽表現を生み出したり音楽を聴いてそのよさや価値等を考えたりしていく学習の充実を図る観点から、「音や音楽及び言葉によるコミュニケーションを図り、芸術科音楽の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫する」ことを、「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たっての配慮事項として示し、言語活動の充実を図れるようにした。

(カ) 「音楽Ⅲ」の内容の充実

従前、「音楽Ⅲ」では「A表現」の「(1)歌唱」、「(2)器楽」、「(3)創作」又は「B鑑賞」のうち一つ以上を選択して扱うことができるとしていたが、今回の改訂における「音楽Ⅲ」の内容の取扱いにおいては、「生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の『A表現』については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の『B鑑賞』の(1)のアについては、(ア)を扱うとともに、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を、イについては(ア)、(イ)、(ウ)又は(エ)のうち一つ以上を選択して扱うことができる」と示し、「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととした。これによって、全ての科目で「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力をバランスよく育成できるようにした。

【美術Ⅰ、美術Ⅱ、美術Ⅲ】

ア 芸術科美術として育成を目指す資質・能力を明確にし、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるよう目標を示した。さらに、これらの(1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるように目標を整理した。

イ 「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から、「(1)絵画・彫刻」、「(2)デザイン」、「(3)映像メディア表現」の各分野における各事項を、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理した。

ウ 「B鑑賞」の内容を、アの「美術作品など」に関する事項と、イの「美術の働きや美術文化」に関する事項に分けて示した。アの「美術作品など」に関する事項では、「A表現」の「(1)絵画・彫刻」、「(2)デザイン」、「(3)映

像メディア表現」との関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視した。イの「美術の働きや美術文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、従前の美術の働きに関する鑑賞と、美術文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめた。

エ 感性や造形感覚などを高めていくことを一層重視し、表現や鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を育成する観点から、生徒が多様な視点から造形を豊かに捉えることができるよう、造形的な視点を豊かにするために必要な知識を〔共通事項〕として新設した。

オ 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たって、芸術科美術の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点に、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにするなどの言語活動の充実を図れるようにした。

カ 従前、配慮事項において、「美術Ⅲ」では「A表現」の「(1) 絵画・彫刻」、「(2) デザイン」、「(3) 映像メディア表現」及び「B鑑賞」のいずれか一つ以上を選択して扱うことができるとしていたが、内容の取扱いにおいて「生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の『A表現』については(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を、『B鑑賞』の(1)については、ア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。また、内容の『A表現』の(1)については、絵画と彫刻のいずれかを選択したり一体的に扱ったりすることができる。」と示し、「美術Ⅲ」においても「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととした。これによって、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図り学習が深められるようにした。

【工芸Ⅰ、工芸Ⅱ、工芸Ⅲ】

ア 芸術科工芸として育成を目指す資質・能力を明確にし、生徒の発達の段階や特性等を踏まえつつ、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるよう目標を示した。さらに、これらの(1)、(2)、(3)を相互に関連させながら育成できるように目標を整理した。

イ 「A表現」の内容を育成する資質・能力を一層明確にする観点から、「(1) 身近な生活と工芸」、「(2) 社会と工芸」の各分野における各事項を、発想や構想に関する資質・能力と技能に関する資質・能力の二つの観点から整理した。

ウ 「B鑑賞」の内容を、アの「工芸作品など」に関する事項と、イの「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項に分けて示した。アの「工芸作品など」に関する事項では、「A表現」の「(1) 身近な生活と工芸」、「(2) 社会と工芸」との関連を図り、特に発想や構想に関する資質・能力と鑑賞に関する資質・能力とを総合的に働かせて「思考力、判断力、表現力等」を育成することを重視

した。イの「工芸の働きや工芸の伝統と文化」に関する事項では、生活や社会と文化は密接に関わっていることや、社会に開かれた教育課程を推進する観点などから、従前の工芸の働きに関する鑑賞と、工芸の伝統と文化に関する鑑賞を大きく一つにまとめた。

エ 感性や造形感覚などを高めていくことを一層重視し、表現や鑑賞の学習に共通に必要な資質・能力を育成する観点から、生徒が多様な視点から造形を豊かに捉えることができるよう、造形的な視点を豊かにするために必要な知識を〔共通事項〕として新設した。

オ 「A表現」及び「B鑑賞」の指導に当たって、芸術科工芸の特質に応じて、発想や構想に関する資質・能力や鑑賞に関する資質・能力を育成する観点から、〔共通事項〕に示す事項を視点を、アイデアスケッチなどで構想を練ったり、言葉などで考えを整理したりすることや、作品について批評し合う活動などを取り入れるようにするなどの言語活動の充実を図れるようにした。

カ 従前、配慮事項において、「工芸Ⅲ」では「A表現」の「(1)身近な生活と工芸」、「(2)社会と工芸」及び「B鑑賞」のいずれか一つ以上を選択して扱うことができるとしていたが、内容の取扱いにおいて「生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、内容の『A表現』については(1)又は(2)のうち一つ以上を、『B鑑賞』の(1)についてはア又はイのうち一つ以上を選択して扱うことができる。」と示し、「工芸Ⅲ」においても「A表現」と「B鑑賞」の両領域の内容を必ず扱うこととした。これによって、「A表現」及び「B鑑賞」相互の関連を図り学習が深められるようにした。

【書道Ⅰ、書道Ⅱ、書道Ⅲ】

ア 目標の改善として、各科目で育成を目指す資質・能力を、「書道Ⅰ：生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と幅広く関わる資質・能力」、「書道Ⅱ：生活や社会の中の文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力」、「書道Ⅲ：生活や社会の中の多様な文字や書、書の伝統と文化と深く関わる資質・能力」と規定し、目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理した。また、各科目の資質・能力の育成に当たっては、生徒が「書に関する見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることを示した。

イ 内容構成を改善し、「A表現」と「B鑑賞」の二つの領域及び〔共通事項〕で構成した。従前「A表現」の三分野（「漢字仮名交じりの書」、「漢字の書」、「仮名の書」）、「B鑑賞」において、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」に係る内容を一体的に示していた各事項を、「A表現」では、「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」の三つ、「B鑑賞」では、「知識」、「思考力、判断力、表現力等」の二つに分けて示したことで指導すべき内容を一層明確化した。

ウ 「知識」及び「技能」に関する指導内容について明確化し、具体的な内容を事項として示すことで、技能は「思考力、判断力、表現力等」の育成と関わらせて

習得できるようにすべき内容であることを明確化した。「知識」、「技能」を習得してから構想・工夫するといった順序性はなく、「知識」や「技能」の習得は、構想・工夫する過程で行われる。

エ 「B鑑賞」において書のおよさや美しさを味わって捉えることとし、鑑賞の指導内容を充実させた。学習者が批評し合うための根拠となる観点が明記され、生徒が楽しく書に関わり、書のおよさや美しさを語るができるようにするという視点を入れた。またⅠ～Ⅲを通じて社会や生活との関わりを目指している。

オ 「A表現」と「B鑑賞」の学習に共通に必要な資質・能力として〔共通事項〕を新設し、「ア 用筆・運筆から生み出される書の表現性とその表現効果との関わりを理解すること」、「イ 書を構成する要素について、それら相互の関連がもたらす働きと関わらせて理解すること」を「知識」に関する資質・能力として位置づけた。

カ 言語活動の充実として、「A表現」と「B鑑賞」の指導に当たり「思考力、判断力、表現力等」の育成を図るために、言語活動を適切に位置付けられるように指導を工夫することとした。「A表現」では、題材の言葉の選定・構想工夫の場面、「B鑑賞」では、根拠をもって批評する場面などで言語活動の充実を図れるようにした。

キ 「書道Ⅲ」の内容の充実として、生徒の特性・学校や地域の実態を考慮し、「A表現」については、(1)、(2)又は(3)のうち一つ以上を、「B鑑賞」の(1)のイについては、(ア)、(イ)又は(ウ)のうち一つ以上を選択して扱うことができるとし、「A表現」、「B鑑賞」の両領域を必ず扱うこととした。これにより、全ての科目で「知識」、「技能」、「思考力、判断力、表現力等」の資質・能力をバランスよく育成できるようにした。

2 Q&A

【音楽Ⅰ、音楽Ⅱ、音楽Ⅲ】

Q1 音楽的な見方・考え方を働かせるとはどういうことなのか。

A1 生徒が自ら感性を働かせ、音や音楽を、音楽を形づくっている要素とその働きの視点で捉え、捉えたことと、自己のイメージや感情、音楽の文化的・歴史的背景などを関連付けて考えているとき、音楽的な見方・考え方が働いている。音楽的な見方・考え方を働かせて学習をすることによって、実感を伴った理解による「知識」の習得、必要性の実感を伴う「技能」の習得、質の高い「思考力、判断力、表現力等」の育成、人生や社会において学びを生かそうとする意識をもった「学びに向かう力、人間性等」の涵養が実現する。このことによって、生活や社会の中の音や音楽、音楽文化と幅広く関わる資質・能力は育成されるのである。

なお、音楽的な見方・考え方は、音楽的な見方・考え方を働かせた芸術科音楽の学習を積み重ねることによって広がったり深まったりするなどし、その後の人生においても生きて働くものとなる。

今回の改訂は、音楽的な見方・考え方を働かせることにより、芸術科音楽における

深い学びの視点から授業改善の一層の工夫がなされることを期待するものである。

【美術Ⅰ、美術Ⅱ、美術Ⅲ】

Q 2 美術における「造形的な見方・考え方」とはどのようなものか。

A 2 造形的な見方・考え方とは、美術の特質に応じた物事を捉える視点や考え方として、表現及び鑑賞の活動を通して、感性や美意識、想像力を働かせ、対象や事象を造形的な視点で捉え、自分としての意味や価値をつくりだすことが考えられる。今回の改訂では、造形的な視点を豊かにもって対象や事象を捉え、創造的に考えを巡らせる資質・能力の育成を重視している。造形的な見方・考え方を働かせるためには、表現及び鑑賞のそれぞれの活動において、造形的な視点を基に、どのような考え方で思考するかということを生徒一人一人に常に意識させることが必要である。

Q 3 美術の〔共通事項〕の指導における『「A表現」及び「B鑑賞」の指導を通して』とは具体的にどのようなことか。

A 3 〔共通事項〕は、そのみを取り上げて題材にするものではなく、「A表現」及び「B鑑賞」のそれぞれの指導を通して身に付けることができるよう指導するものであることを示している。「ア 造形の要素の働きを理解すること」は、形や色彩、材料や光など、それぞれの造形の要素に視点を当て、自分の感じ方を大切にして、温かさや軟らかさ、安らぎなどの性質や感情にもたらす効果など、造形の要素の働きを理解する指導事項である。それに対して、「イ 造形的な特徴などを基に、全体のイメージや作風、様式などで捉えることを理解すること」は、造形的な特徴などから全体のイメージや作風、様式などで大きく捉えるということを理解する指導事項である。いわば、アは「木を見る」、イは「森を見る」といった視点で造形を豊かに捉えられるようにするために必要となる内容を示しており、これらは表現及び鑑賞の学習において共通に必要な資質・能力である。今回の改訂において〔共通事項〕に示された知識は、単に新たな事柄として知ることや言葉を暗記することに終始するものではなく、生徒一人一人が表現及び鑑賞の活動の学習過程を通して、個別の感じ方や考え方等に応じながら活用し、実感を伴いながら理解を深め、生きて働く知識として身に付けるものであり、新たな学習過程を経験することを通して再構築されていくものである。

Q 4 美術の「B鑑賞」の指導において、どのような点に留意することで〔共通事項〕との関連を図ることができるか。

A 4 「B鑑賞」の指導においては、造形の要素の働きや全体のイメージや作風、様式などで捉えることについての理解を深め、新たな視点で作品を捉え直したり、他の作品と比較して相違点や共通点に気付いたりするなど、生徒が関心をもって具体的によさや美しさを感じ取れるように指導を工夫することが必要である。指導に当たっては、自然や美術作品、生活や社会の中の造形や文化遺産などに接し、対象や作品の造形的なよさや美しさ、作者の考え、美術の働き、世界観などを感じ取るとともに、制作過程や表現の工夫などを追体験するなどして作品への見方を深めたり、自

己の表現に生かすよう試みたりできるよう留意する。

【書道Ⅰ、書道Ⅱ、書道Ⅲ】

Q 5 評価について、今までは四観点だったが、これからはどう変わるのか。

A 5 今回の改訂では、目標や内容を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理しており、評価についてもこれらの資質・能力に関わる三つの観点で整理することが検討されている。どこまで理解したかではなく、「どのように・どの程度取り組んだか、成果について理解できたか」という、主体性や経過を評価することになる。

Q 6 書に関する見方・考え方とはどのようなものか。

A 6 書に関する見方・考え方とは、書の特質に即して物事を捉える視点や考え方をいい、「感性を働かせ、書を、書を構成する要素やそれらが相互に関連する働きの視点で捉え、書かれた言葉や、歴史的背景、生活や社会、諸文化などとの関わりから、書の表現の意味や価値を見いだすこと」としている。そこでは、知性と感性の両方を働かせることが大切である。知性だけでは捉えられないことを、知性と感性を融合させながら捉えていくことが、他教科等以上に芸術科系教科・科目が担っている学びである。主体的・対話的で深い学びの実現のための授業改善を進める際、特に深い学びの鍵として重視するものであり、「どのような視点で物事を捉え、どのような考え方で思考していくのか」という、教科・科目ごとの物事を捉える視点や考え方である。

Q 7 著作権などの知的財産権について、具体的にどういうことか。

A 7 生徒一人一人が自ら主体的に構想し工夫を重ねて生み出した作品にはかけがえのない価値がある。同様に、自己や他者の著作物及びそれらの著作者の創造性にも価値があることを理解し、それらを尊重し合う態度を育成することが重要である。創造的に表現された書の作品はもちろんのこと、題材とする詩文や和歌、俳句などの作品にも原則として著作権者の了解が必要となる。ただし、授業で利用する場合は例外とされ、一定の条件を満たす場合には著作権者の了解を得る必要はないとされている。しかし、他者の著作物を題材とした生徒作品をホームページに掲載したり、授業とは無関係に展覧会に出品したりする場合は例外となる条件を満たさないことになる。なお、原則として個人が著作者の場合はその没後50年、法人が著作者の場合は公表後50年を経たものは、著作権がなく自由に利用できるとされている。

Q 8 作品作りに主体的な取組は取り入れられるが、対話的な要素は欠落するのではないか。グループ学習は鑑賞分野に留めるべきかどうか。

A 8 主体的・対話的で深い学びを実現する学習・指導の改善・充実の視点が示された。主体的・対話的で深い学びは、1回1回の授業で全ての学びが実現されるものではなく、単元や題材など内容や時間のまとまりの中で、学習を見通し振り返る場面をどこに設定するか、グループなどで対話する場面をどこに設定するか、生徒が考え

る場面と教師が教える場面をどのように組み立てるかを考え、実現を図っていくものである。「主体的な学び」の実現のためには、生徒の作品の構想段階から完成に至るまでの作品の変容を実感的に確認することで、新たな見通しを持って次の表現へと展開していく活動、また、書の持つよさや美しさを創造的に捉え、自らの生活と関連づけたり生活や社会における文字や書の働きについて考えたりする活動の充実を図り、それらの学習活動を振り返ることで、次の学びにつなげていくことが重要である。また、「対話的な学び」の実現のためには、感性を働かせ、書を構成する要素とそれらが相互に関連する働きの視点で書を捉え、作品について感じたことを確かな言葉で伝えたり、互いに批評し合ったりするなどの言語活動を通して、作品の意味や価値を考え、書を味わって深く捉える活動を一層充実することが重要である。また、言語活動の充実として、書道の特質に応じた言語活動を適切に位置付けられるよう指導を工夫することとしている。表現領域では、題材としての言葉を紡ぎ出したり選定したりする場面、作品を構想し表現を工夫する場面、また、鑑賞領域では、作品について根拠を持って批評する場面などで言語活動の充実を図れるようにした。鑑賞とは、表現されたものの特性、表現効果、価値などを、美に対する感受性や知的理解の面から味わうことである。書の場合は、表現された文字の造形的な美しさに止まらず、書特有の多様な表現性が合わさることから滲み出る風趣、またそこに込められた筆者の思いを見て楽しむとともに、作品の筆者・時代・内容・形式などを探求するということを指している。同一人が、時と場合によって表現と鑑賞のいずれの立場にも立ち得るので、創造的に構想し表現を工夫するために名筆を鑑賞することや、鑑賞を深めるために実際に書くことは、ともに必要なことである。このように、表現と鑑賞は相互に有効に作用するものであるので、表現の活動に偏ることなく、表現と関連付けて鑑賞についても指導することが大切である。また、鑑賞は「A表現」の臨書学習の充実を図る上でも重要である。

指導に当たっては、「思考力、判断力、表現力等」と「知識」とを関連させて指導するとともに、「A表現」の学習との関連を図ることに留意することが大切である。

Q9 作品の価値とその根拠、風趣とは何か。

A9 作品の価値とは、古典の書跡、近現代の名筆、生徒自身が書いた作品を含めたあらゆる書に対して感じられるよさや美しさ、また、そのよさや美しさに対する評価をいう。人が書のよさや美しさを感じるのは、対象の線質や字形、変化や律動、調和、またそれらが複合して滲み出る風趣などに美的価値を覚えるからである。その根拠とは、書によさや美しさをもたらす基本となる構成要素である線質、字形、構成、それらにより生じる表現性や、それらが複合して生じる表現効果や風趣をいう。ここでの風趣とは崇高、清潔、温雅、泰然など、全体から感じられる風韻や趣、味わいである。これらの要素・観点から、作品の価値とその根拠を考え、書のよさや美しさを味わって捉えることができるようにすることが重要である。作品のよさや美しさの根拠は、生徒が自らの感性に触れ、第一印象として漠然と感じた直感的感覚を分析的に探求する中で見つけ出すものである。更に分析的に捉えるためには、その根拠を探るための観点を学習することが必要になる。

外国語

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

外国語科の目標は、改訂の趣旨で述べられているような課題を踏まえ、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力を明確にした上で、①各学校段階の学びを接続させるとともに、②「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという観点から改善・充実を図っている。

外国語の学習においては、語彙や文法等の個別の知識がどれだけ身に付いたかに主眼が置かれるのではなく、児童生徒の学びの過程全体を通して、知識・技能が、実際のコミュニケーションにおいて活用され、繰り返し思考・判断・表現することを通して獲得され、学習内容の理解が深まるなど、資質・能力が相互に関係し合いながら育成されることが必要である。

このため、それらの育成を目指す力について、前述の改訂の趣旨を踏まえつつ、我が国の現状や外国語学習の特性を踏まえて「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」を一体的に育成するとともに、その過程を通して、「学びに向かう力、人間性等」に示す資質・能力を育成し、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、そこに至る段階を示すものとして国際的な基準であるCEFRを参考に、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと[やり取り]」、「話すこと[発表]」、「書くこと」の五つの領域（以下「五つの領域」という。）で英語の目標を設定している。

改 訂	現 行
<p>外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動及びこれらを結び付けた統合的な言語活動を通して、情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 外国語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの理解を深めるとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) コミュニケーションを行う目的や場面、状況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、外国</p>	<p>外国語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。</p>

<p>語で情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。</p> <p>(3) 外国語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に外国語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。</p>	
--	--

(2) 科目の構成

各科目の構成については、五つの領域を統合的な言語活動を通して総合的に指導するとともに、中学校における学習内容の確実な定着と更なる発信力の強化を図る観点から、科目の構成を改善し、中学校における学習を踏まえた上で、五つの領域別の言語活動及び複数の領域を結び付けた統合的な言語活動を通して、五つの領域を総合的に扱うことを一層重視する必履修科目として「英語コミュニケーションⅠ」を設定し、更なる総合的な英語力の向上を図るための選択科目として「英語コミュニケーションⅡ」及び「英語コミュニケーションⅢ」を設定した。また、「話すこと」、「書くこと」を中心とした発信力の強化を図るため、特にスピーチ、プレゼンテーション、ディベート、ディスカッション、まとまりのある文章を書くことなどを扱う選択科目として「論理・表現Ⅰ」、「論理・表現Ⅱ」及び「論理・表現Ⅲ」を設定した。

改 訂		現 行	
科 目 名	標準単位数	科 目 名	標準単位数
<u>英語コミュニケーションⅠ</u>	3	コミュニケーション英語基礎	2
英語コミュニケーションⅡ	4	<u>コミュニケーション英語Ⅰ</u>	3
英語コミュニケーションⅢ	4	コミュニケーション英語Ⅱ	4
論理・表現Ⅰ	2	コミュニケーション英語Ⅲ	4
論理・表現Ⅱ	2	英語表現Ⅰ	2
論理・表現Ⅲ	2	英語表現Ⅱ	4
		英語会話	2

※下線は必履修科目

(3) その他

ア 各学校においては、内容や科目の構成を理解し、言語材料と言語活動、言語の働き等を効果的に関連付け、総合的に組み合わせる指導するとともに、この構成の中で、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を推進するため、学習過程

を繰り返し経るような指導の改善・充実が図られる必要がある。

イ 「英語コミュニケーションⅡ」は「英語コミュニケーションⅠ」を、「英語コミュニケーションⅢ」は「英語コミュニケーションⅡ」を履修した後に履修させることを原則とする。

ウ 「論理・表現Ⅱ」は「論理・表現Ⅰ」を、「論理・表現Ⅲ」は「論理・表現Ⅱ」を履修した後に履修させることを原則とする。

エ 英語以外の外国語については、英語に関する各科目の目標及び内容に準じて指導を行うものとする。高等学校において英語以外の外国語を初めて履修させる場合には、生徒の学習負担等を踏まえ、適切に負担するものとする。

2 Q&A

Q 1 小学校・中学校・高等学校の連携を重視するということは、高校の先生方も小学校・中学校の学習指導要領を読んでおくことを期待していると考えてよいか。

A 1 その通りである。但し、小学校・中学校の外国語に係る学習指導要領の要点は高等学校指導要領解説に詳述されており、その箇所を読むだけでも連携すべき内容を理解できると考えられる。

Q 2 評価に関して、これまでとどのように変更があるのか。

A 2 現在、中央教育審議会のワーキンググループで話し合われており、平成31年度をめどに取りまとめられる予定である。なお、「学習評価についての基本的な考え方」の中では「学習評価については、子どもの学びの評価にとどまらず、『カリキュラム・マネジメント』の中で、教育課程や学習・指導方法の評価と結び付け、子ども達の学びに係る学習評価の改善を、更に教育課程や学習・指導の改善に発展・展開させ、授業改善及び組織運営の改善に向けた学校教育全体のサイクルに位置付けていくことが必要」とされ、学習評価に係る取組をカリキュラム・マネジメントに位置付けることの必要性に言及している。

Q 3 中学校における学習内容の確実な定着に向けた学び直しも言語活動を通して行われるのか。またドリルなどの活用は可能か。

A 3 中学校における学習内容の確実な定着は、新設される必修履修科目である「英語コミュニケーションⅠ」の中で言語活動を通して行うこととしている。一連の言語活動を通して学び直しを行い、その後でのドリルの活用は可能であると考えられる。

Q 4 言語活動の支援は日本語で行うことができるのか。

A 4 これまでの反省から、言語活動の支援は基本的には英語を通じて行うこととしている。安易に日本語の支援を行うことなく、平易な英語、あるいは言い換えやジェスチャー、図や表等を活用して支援を行うことが考えられる。

家 庭

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

実践的・体験的な学習活動を通して、よりよい社会の構築に向けて、主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力の育成を目指して、目標及び内容について改善を図った。

改 訂	現 行
<p>生活の営みに係る見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を通して、様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的に捉え、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会との関わりについて理解を深め、家族・家庭、衣食住、消費や環境などについて、生活を主体的に営むために必要な理解を図るとともに、それらに係る技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして課題を設定し、解決策を構想し、実践を評価・改善し、考察したことを根拠に基づいて論理的に表現するなど、生涯を見通して生活の課題を解決する力を養う。</p> <p>(3) 様々な人々と協働し、よりよい社会の構築に向けて、地域社会に参画しようとするとともに、自分や家庭、地域の生活を主体的に創造しようとする実践的な態度を養う。</p>	<p>人間の生涯にわたる発達と生活の営みを総合的にとらえ、家族・家庭の意義、家族・家庭と社会とのかかわりについて理解させるとともに、生活に必要な知識と技術を習得させ、男女が協力して主体的に家庭や地域の生活を創造する能力と実践的な態度を育てる。</p>

(2) 科目の構成

家庭科においては、生徒の多様な能力・適性、興味・関心等に応じて選択して履修させることを重視し、「家庭基礎」（2単位）、「家庭総合」（4単位）の2科目を設けた。これらの2科目のうちいずれか1科目を必修科目として履修することとしている。

改 訂		現 行	
科 目 名	標準単位数	科 目 名	標準単位数
家庭基礎	2	家庭基礎	2
家庭総合	4	家庭総合	4
		生活デザイン	4

(3) 内容の改訂の要点

ア 小・中・高等学校の系統性を踏まえ、「家庭基礎」、「家庭総合」ともに、内容構成を「家族・家庭及び福祉」、「衣食住」、「消費生活・環境」に「ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」を加えた四つに整理した。

イ 「家庭基礎」は、「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「B 衣食住の生活の自立と設計」、「C 持続可能な消費生活・環境」、「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の内容で構成し、生活を主体的に営むために必要な基礎的な理解と技能を身に付け、自立した生活者として必要な実践力を育成することを重視した。

ウ 「家庭総合」は、「A 人の一生と家族・家庭及び福祉」、「B 衣食住の生活の科学と文化」、「C 持続可能な消費生活・環境」、「D ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動」の四つの内容からなり、従前の「家庭総合」や「生活デザイン」の内容を継承し、生活を主体的に営むために必要な科学的な理解と技能を体験的・総合的に身に付け、生活文化の継承・創造、高齢者の介護や消費生活に関する実習や演習を行うことを重視した。

エ いずれの科目においても、従前の「生涯の生活設計」をまとめとしてだけでなく、科目の導入として位置付けるとともに、AからCまでの内容と関連付けることで、生活課題に対応した意思決定の重要性についての理解や生涯を見通した生活設計の工夫ができるよう内容の充実を図った。

オ 少子化の進展に対応して、「家庭基礎」では、子育て支援、乳幼児と関わるための基礎的な技能、「家庭総合」では、子供の遊びと文化、子育て支援、子供の発達に応じた適切な関わり方の工夫などに関する内容の充実を図った。

カ 高齢化の進展に対応して、いずれの科目においても高齢者の尊厳と介護（認知症含む）に関する内容を充実するとともに、「家庭基礎」では、高齢者の生活支援に関する基礎的な技能、「家庭総合」では、高齢者の心身の状況に応じた生活支援に関する技能など内容の充実を図った。

キ 衣食住については、「家庭基礎」では、自立した生活を営むために必要な基礎的・基本的な内容に重点を置き、「家庭総合」では、生涯を見通したライフステージごとの生活を科学的に理解させることに重点を置き、いずれも、日本の伝統的な生活文化の継承・創造に関わる内容の充実を図った。

ク 消費生活・環境については、成年年齢の引き下げを踏まえ、契約の重要性や消費者保護の仕組みに関する内容を充実するなど、消費者被害の未然防止に関する内容の充実を図った。

ケ ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動を引き続き重視するとともに、家庭や地域及び社会における生活の中から問題を見いだして解決策を構想し、実践を評価・改善して、新たな課題の解決に向かう過程を重視した学習の充実を図った。

2 Q & A

Q 1 成年年齢の引き下げに対応した家庭科の履修学年及び指導は、どのように扱えばよいのか。

A 1 2020年度以降の入学生は、高等学校第3学年在籍中に、順次、成年（18歳）となる。このため、第3学年で家庭科を履修する場合、生徒によっては、消費者教育に関する内容を学習する前に成年となってしまうため、第2学年までに、消費生活に関わる内容を履修しておく必要がある。よって、「家庭基礎」又は「家庭総合」を第1学年及び第2学年のうちに履修させる。

「C 持続可能な消費生活・環境」の「契約の重要性」については、売買契約の他に多様な契約があることを理解し、特に未成年・成年の法律上の責任の違い（未成年者取消権の有無）について理解できるようにする。また、「消費者保護の仕組み」については、消費者被害の防止や救済について具体的に理解できるようにする。

Q 2 共通教科としての家庭科の必履修科目は、どのように扱えばよいのか。

A 2 「家庭基礎」は、必履修科目としての基本的な性格を踏まえ、基礎的な学習内容で構成される標準単位数2単位の科目であるので、同一年次で2単位を履修させ、実験・実習などの実践的・体験的な学習活動を通して科目の目標を達成することができるよう配慮し、指導の効果を高めることが必要である。

「家庭総合」は、必履修科目としての基本的な性格を踏まえて構成される標準単位数4単位の科目である。複数の年次にわたって分割して履修させる場合には、例えば、第1学年と第2学年で2単位ずつの分割履修をさせるなど、連続する年次において履修させ、実験・実習などの実践的・体験的な学習活動を通して科目の目標を達成することができるよう配慮し、内容の関連性や系統性に留意して指導の効果を高めることが必要である。

Q 3 ホームプロジェクトと学校家庭クラブ活動の指導は、どのように扱えばよいのか。

A 3 ホームプロジェクトは、家庭科の授業の一環として、年間指導計画に位置付けて実施する。また、家庭科の授業の早い段階において、ホームプロジェクトの意義と実

施方法について理解できるよう、家庭科の知識や技能を活用してホームプロジェクトを実施することを説明し、学習の見通しが立てられるように指導する。

学校家庭クラブ活動においても、家庭科の授業の一環として、年間指導計画に位置付けて実施するとともに、生徒が計画、立案、参加できるよう工夫する。

Q 4 生活の営みに係る見方・考え方を働かせとは、何を示しているのか。

A 4 家庭科が学習対象としている家族や家庭、衣食住、消費や環境などに係る生活事象を、協力・協働、健康・快適・安全、生活文化の継承・創造、持続可能な社会の構築等の視点で捉え、よりよい生活を営むために工夫することを示したものである。

情 報

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

共通教科情報科は、小・中・高等学校の各教科等の指導を通じて行われる情報教育の中核として位置付けられる。そこで、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って整理された小・中・高等学校の各教科等の学習を通じて全ての児童・生徒に育成を目指す情報に関わる資質・能力を踏まえ、共通教科情報科において育成を目指す資質・能力を整理し、更にこれを踏まえて共通教科情報科の教科目標を示した。

共通教科情報科における「情報に関する科学的な見方・考え方」については、「事象を、情報とその結び付きとして捉え、情報技術の適切かつ効果的な活用（プログラミング、モデル化とシミュレーションを行ったり情報デザインを適用したりすること等）により、新たな情報に再構成すること」と整理した。

改 訂	現 行
<p>情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報技術を活用して問題の発見・解決を行う学習活動を通して、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用し、情報社会に主体的に参画するための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 情報と情報技術及びこれらを活用して問題を発見・解決する方法について理解を深め技能を習得するとともに、情報社会と人との関わりについての理解を深めるようにする。</p> <p>(2) 様々な事象を情報とその結び付きとして捉え、問題の発見・解決に向けて情報と情報技術を適切かつ効果的に活用する力を養う。</p> <p>(3) 情報と情報技術を適切に活用するとともに、情報社会に主体的に参画する態度を養う。</p>	<p>情報及び情報技術を活用するための知識と技能を習得させ、情報に関する科学的な見方や考え方を養うとともに、社会の中で情報及び情報技術が果たしている役割や影響を理解させ、社会の情報化の進展に主体的に対応できる能力と態度を育てる。</p>

(2) 科目の構成

共通教科情報科の科目構成としては、全ての生徒が学ぶ共通必履修科目として「情報Ⅰ」を設け、「情報Ⅰ」の発展的な選択科目として「情報Ⅱ」を設けた。なお、標準単位数はいずれも2単位である。

改 訂		現 行	
科 目 名	標準単位数	科 目 名	標準単位数
情 報 Ⅰ	2	社会と情報	2
情 報 Ⅱ	2	情報の科学	2

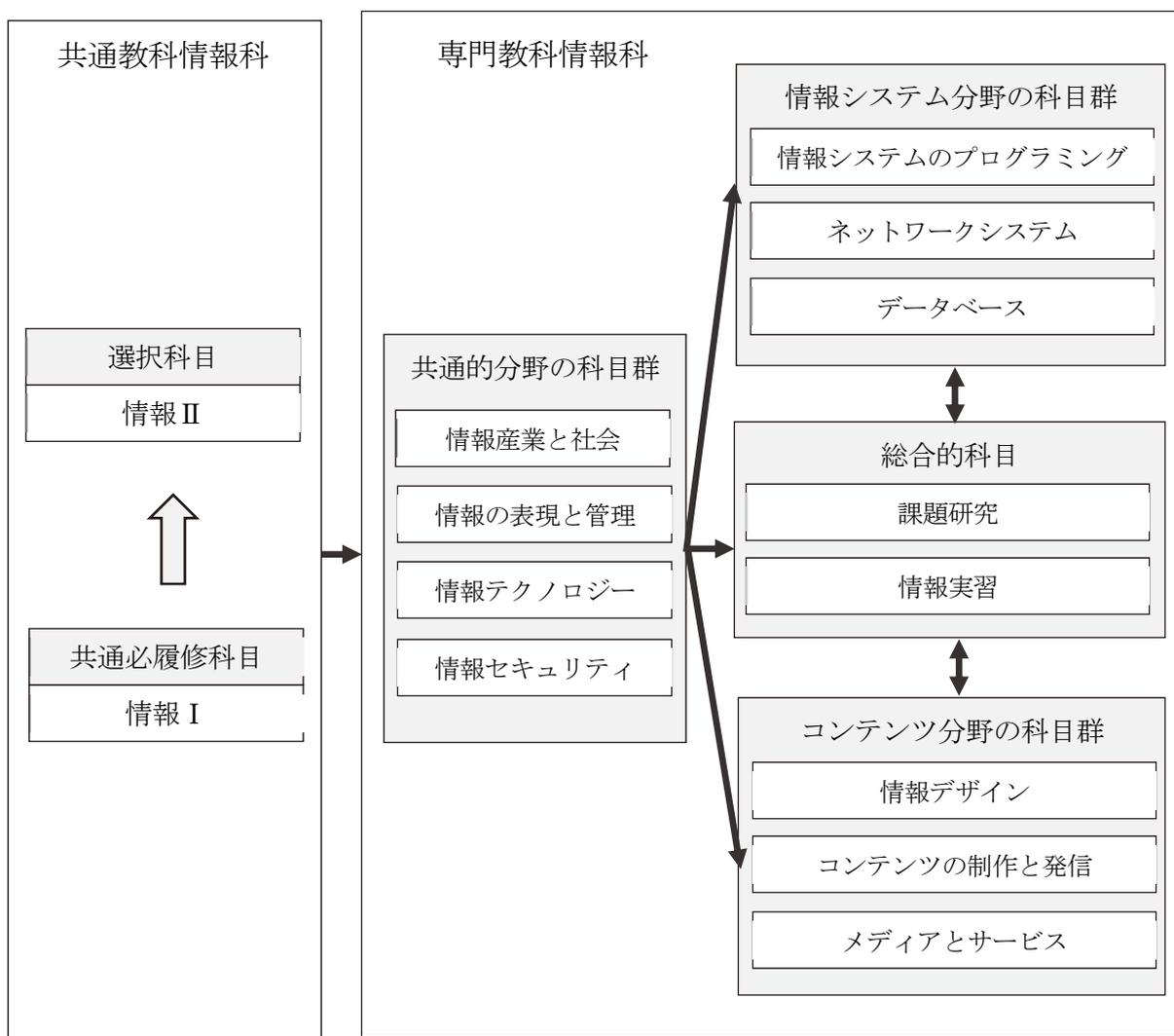


図 情報科の科目履修のモデル例

(3) 内容の改訂の要点

ア 教育内容の改善・充実

「情報Ⅰ」では、プログラミング、モデル化とシミュレーション、ネットワーク（関連して情報セキュリティを扱う）とデータベースの基礎といった基本的な情報

技術と情報を扱う方法とを扱うとともに、コンテンツの制作・発信の基礎となる情報デザインを扱い、更に、この科目の導入として、情報モラルを身に付けさせ情報社会と人間との関わりについても考えさせる。

「情報Ⅱ」では、情報システム、ビッグデータやより多様なコンテンツを扱うとともに、情報技術の発展の経緯と情報社会の進展との関わりについて考えさせる。

なお、共通教科情報科の学習内容は、中学校技術・家庭科技術分野の内容「D情報に関する技術」の学習との系統性を重視している。

イ 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、情報と情報技術を活用して問題を発見し主体的、協働的に制作や討論等を行うことを通して解決策を考えるなどの探究的な学習活動の充実を図ること。

ウ 各科目の履修に関する配慮事項

各科目は、原則としてそれぞれを同一年次で履修させること。また、「情報Ⅱ」については、「情報Ⅰ」を履修した後に履修させることを原則とすること。

これらの各科目の履修に当たっては、実習などの実践的・体験的な学習活動を通して各科目の目標を達成するように配慮し、指導の効果を高めるためには、複数年次にわたって分割し各年次1単位で履修させるよりも、同一年次で集中的に2単位を履修させた方がより情報活用能力の定着に効果的である。そこで、「情報Ⅰ」及び「情報Ⅱ」を教育課程に位置付ける際は、各科目は原則としてそれぞれを同一年次に位置付けることとした。

エ 他教科等との関連

公民科及び数学科などの内容との関連を図るとともに、教科の目標に即した調和のとれた指導が行われるよう留意すること。

オ 障害のある生徒などへの指導

障害のある生徒などについては、学習指導を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。

カ 科学的な理解に基づく情報モラルの育成

各科目の指導においては、情報の信頼性や信憑性を見極めたり確保したりする能力の育成を図るとともに、知的財産や個人情報保護と活用をはじめ、科学的な理解に基づく情報モラルの育成を図ること。

キ 情報機器の活用等に関する配慮事項

各科目の目標及び内容等に即して、コンピュータや情報通信ネットワークなどを活用した実習を積極的に取り入れること。その際、必要な情報機器やネットワーク環境を整えるとともに、内容のまとまりや学習活動、学校や生徒の実態に応じて、適切なソフトウェア、開発環境、プログラミング言語、外部装置などを選択すること。

ク 情報技術の進展に対応して適宜見直しを図ること

授業で扱う具体例、教材・教具などについては、情報技術の進展に対応して適宜

見直しを図ること。ただし、共通教科情報科では、個々の機器の操作方法や技術の習得で終わるのではなく、それらの基礎になる原理を理解することが大切である。授業で具体例を選ぶ基準としては、情報機器や情報技術の原理などが生徒にとって分かりやすいものであることを優先させるべきである。

2 Q & A

Q 1 「情報Ⅰ」「情報Ⅱ」の教育課程の位置づけについて。

A 1 「情報Ⅰ」は原則として1年次2単位の設置が望ましい。理由は共通必履修科目であるため。「情報Ⅱ」は学校のめざす生徒像、生徒の興味・関心に応じて、2年次以降での設置もあってよい。

Q 2 共通教科情報科の分割履修について。

A 2 原則としては同一年次で履修。ただし、SSH、SGH、SPHなど、学校の特別な事情のある場合は分割履修の対応も考えられる。

Q 3 共通教科情報科の履修に引き続いて、専門教科情報科を選択的に履修させてよいか。

A 3 履修させてもよい。生徒の情報活用能力をより一層高めたり、進路希望等を実現させたりするために、共通教科情報科の各科目の履修に引き続いて専門教科情報科の科目を履修させることも可能である。ただし、課題研究はいくつかの専門科目の履修後とすること。

Q 4 共通教科情報科の各科目の指導では、プログラミング言語の指定はあるか。

A 4 使用言語の指定はない。学校・生徒・地域の実情に応じて選択することになる。ただし、教科書等で制限を受けることは考えられる。

Q 5 共通教科情報科の指導における現職教員のスキルアップに向けた対応について。

A 5 現在準備中である。プログラミングの必修化やデータサイエンス分野の拡充から、文部科学省では各科目の指導資料を、2018年度末から随時PDFで公開予定である。

理 数（新設）

1 新設の要点

PISA等の国際調査から、我が国の生徒は、諸外国に比べて数学及び理科の学習に対する興味・関心・意欲について課題があることが示されている。また、現在、我が国は様々な課題に直面しており、これらの解決手段としてイノベーションに大きな期待が寄せられている。革新的な価値は、多様な学問分野の知の統合により生まれることが多く、従来の慣習や常識に捉われない柔軟な思考と斬新な発想によってもたらされるものである。したがって、強い知的好奇心や自発的な研究態度、自ら課題を発見したり未知のものに挑戦したりする態度などが求められている。実際に、国が指定しているスーパーサイエンスハイスクール（SSH）では、それぞれの生徒が自らの興味や関心などに基づいて様々な課題を設定して課題研究を行っており、相応の成果も上げている。また、理数に関する学科においても課題研究が行われており、その教育的な有効性についても広く認められている。

知の創出をもたらすことができる人材の育成を目指すには、そのための基礎的な資質・能力を身に付けるとともに、数学や理科に関する横断的なテーマに徹底的に向き合い考え抜く力を身に付ける必要があると考えられる。

以上のことから、各学科に共通する教科として、数学と理科にわたる探究的科目を新設し、数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究の過程を通して、課題を解決する力などを育成することとした。

（1）目標の要点

この目標は、理数科において、どのような資質・能力の育成を目指しているかを簡潔に示したものである。初めに、どのような学習の過程を通してねらいを達成するかを示し、（1）では育成を目指す資質・能力のうち「知識及び技能」を、（2）では「思考力、判断力、表現力等」を、（3）では「学びに向かう力、人間性等」をそれぞれ示し、三つの柱に沿って明確化した。

目 標
様々な事象に関わり、数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方を組み合わせるなどして働かせ、探究の過程を通して、課題を解決するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。 （1）対象とする事象について探究するために必要な知識及び技能を身に付けるようにする。 （2）多角的、複合的に事象を捉え、数学や理科などに関する課題を設定して探究し、課題を解決する力を養うとともに創造的な力を高める。

(3) 様々な事象や課題に向き合い、粘り強く考え行動し、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとする態度、探究の過程を振り返って評価・改善しようとする態度及び倫理的な態度を養う。

(2) 科目の構成

ア 科目編成

次の2科目で編成し、それぞれ選択履修とする。

科目名	標準単位数
理数探究基礎	1
理数探究	2～5

イ 科目の履修及び総合的な探究の時間の代替についての配慮事項

理数の「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「理数探究基礎」又は「理数探究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

ウ 科目の履修における順序性

「理数探究基礎」及び「理数探究」の履修における順序はないが、目標や内容を段階的に構成しており、「理数探究基礎」を履修した上で「理数探究」を履修することが望ましい。ただし、「理数探究基礎」で育成を目指す資質・能力を、「総合的な探究の時間」などで養うことができていると判断される場合には、「理数探究基礎」を履修せずに「理数探究」を履修することも考えられる。

- (例) 1年「理数探究基礎」＋2年「理数探究」・・・望ましい
 1年「理数探究基礎」＋2年「総合的な探究の時間」・・・可能
 1年「総合的な探究の時間」＋2年「理数探究」・・・可能
 1年「理数探究」＋2年「理数探究基礎」・・・望ましくない

エ 理数に関する学科における履修

理数に関する学科においては、原則として「理数探究」を全ての生徒に履修させるものとする。

オ 指導を行う教師と指導体制

「理数探究基礎」及び「理数探究」の指導に当たっては、数学又は理科の教師が指導を行うこと。その際、探究の質を高める観点から、数学及び理科の教師を中心に、複数の教科の教師が協働して指導に当たるなど指導体制を整えることにも配慮すること。

(3) 内容の要点

ア 「理数探究基礎」

探究の過程全体を自ら遂行するための進め方等に関する基本的な知識・技能を身に付け、新たな価値の創造に向けて挑戦する意義の理解、主体的に探究に取り組む態度等を育成する科目である。

イ 「理数探究」

「理数探究基礎」などで身に付けた資質・能力を活用して、自ら設定した課題について主体的に探究することを通じて、これらの資質・能力をより高めていく科目である。特に「理数探究」においては、

- ・生徒が自身の知的好奇心や興味・関心に基づき主体的に課題を設定する。
- ・探究を進める中でアイディアの創発、挑戦性をより重視する。

など、生徒がより主体的、挑戦的に探究することを目指している。

ウ その他

探究の成果としての新たな知見の有無や価値よりもむしろ、探究の過程における生徒の思考や態度を重視し、主体的に探究の過程全体をやり遂げることに指導の重点を置くこととしている。

2 Q&A

Q 1 普通科の中に「理数」が教科として存在できるのか。「理数探究基礎」と「理数探究」は普通科で実施できるのか。

A 1 「理数探究基礎」と「理数探究」は、各学科に共通する教科「理数」の科目であるため、普通科においても開設できる。

Q 2 「理数探究基礎」と「理数探究」は同じ学年において履修できるか。

A 2 可能である。ただし、目標や内容を考慮すると、前期に「理数探究基礎」、後期に「理数探究」のように、「理数探究基礎」を履修した上で「理数探究」を履修することが望ましい。

Q 3 「理数探究基礎」と「理数探究」に教科書はあるのか。

A 3 「理数探究基礎」の教科書は作成されるが、「理数探究」の教科書は作成されない見込みである。

Ⅲ 主として専門学科において開設される各教科

農 業

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

今回の改訂では、実践的・体験的な学習活動を通して、農業や農業関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人の育成を目指すことを教科の目標に示した。

また、安定的な食料生産の必要性や農業のグローバル化への対応など農業を取り巻く社会的環境が大きく変化するとともに、高度化していることから、農業で求められる資質・能力を整理し、「知識及び技術」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」という三つの柱に基づいて示した。

改 訂	現 行
<p>農業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、農業や農業関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 農業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 農業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。</p> <p>(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、農業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。</p>	<p>農業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、農業の社会的な意義や役割について理解させるとともに、農業に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、持続的かつ安定的な農業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。</p>

農業の見方・考え方を、「農業や農業関連産業に関する事象を、安定的な食料生産と環境保全及び資源活用等の視点で捉え、持続可能で創造的な農業や地域振興と関連付けること」としている。これは、農業や農業関連産業に関する学習を学校農場や実習施設などで実践的・体験的な学習活動を通して学び、食料生産や環境保全及び資源活用の現状を認識するとともに、持続可能で創造的な農業や地域振興の観点からこれからの農業のあるべき姿を見だし、地域農業や地域社会の課題解決へ

向けた学習活動を進めていくことを示している。

その学習活動で、「主体的な学び」という視点では、キャリア形成を見据えて生徒の学ぶ意欲が高まるよう農業や農業関連産業に触れる機会を設けるとともに、「対話的な学び」では、自らの考えを深め、広げる機会として地域農業界の関係者等との対話や生徒同士の協議を設けることも重要である。また、「深い学び」では、地域農業や地域社会の持続的な発展につながるよう、学んだ各教科での学習を生かしながら具体的な課題に取り組むことが大切である。

また、ここでは農業や農業関連産業の発展だけを考えるのではなく、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を育成する視点が重要である。

(2) 科目の構成

ア 科目数は、従前の30科目からの変更はない。(別表1参照)

イ 原則履修科目を「農業と環境」及び「課題研究」の2科目とした。

(3) 内容の改訂の要点

ア 分野構成について

農業科30科目を分野共通の科目に4科目(基礎的な科目が2科目、総合的な科目が2科目)、26科目を四つの分野に整理した。

分 野 等		科 目
分野共通 の科目	基礎的な科目	農業と環境・農業と情報
	総合的な科目	課題研究・総合実習
分 野	農業生産や農業経営	作物・野菜・果樹・草花・畜産・栽培と環境・飼育と環境・農業経営・農業機械・植物バイオテクノロジー
	食品製造や食品流通	食品製造・食品化学・食品微生物・食品流通
	国土保全や環境創造	森林科学・森林経営・林産物利用・農業土木設計・農業土木施工・水循環・造園計画・造園施工管理・造園植栽・測量
	資源活用や地域振興	生物活用・地域資源活用

イ 各科目における改訂の共通点

生徒が課題意識をもって、主体的・計画的に農業学習に取り組むよう、『プロジェクト学習』の意義やプロセス「①課題設定、②計画立案、③実施、④まとめ(反省・評価)」並びに実践について関係する科目の導入部分に位置付けた。

ウ 持続可能で多様な環境に対応した学習を充実

「農業と環境」で学習していた農業と環境の関係性について、持続可能で多様な環境に対応するよう新たに「栽培と環境」、「飼育と環境」と分類整理した。

エ 経営感覚の醸成を図る学習を充実

経営感覚の醸成と商品開発などへつなげるために、「農業経営」、「食品流通」でマーケティングに関する学習内容を充実するとともに、生産系の科目である「作物」、「野菜」、「果樹」、「草花」、「畜産」などにおいて、起業や六次産業化に関わる内容を扱うことを明記した。

オ 安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した学習を一層充実

「農業と環境」、「総合実習」、「作物」、「野菜」、「果樹」、「草花」、「畜産」、「食品製造」などの科目において、農業生産工程管理（GAP）や危害分析・重要管理点方式（HACCP）など安全・安心な食料の持続的な生産と供給に対応した生産工程管理に関する学習内容を充実した。

また、「微生物利用」で学習していた安全・安心な食品関係の学習内容を更に充実するよう「食品微生物」に名称変更した。

カ 農業のもつ多面的な特質を学習内容とした地域資源に関する学習を充実

「グリーンライフ」で学習していた農業・農村のもつ多面的な特質（地域振興や文化の伝承など）を学習内容とした地域資源に関する学習の充実を図る視点で整理し、「地域資源活用」に名称変更した。

2 Q&A

Q1 「プロジェクト学習」とは何か。

A1 プロジェクト学習は一般的に、①あるべき姿を見だし、現状を把握して問題を抽出し、学習目的と達成目標を明確にして課題を設定すること（課題設定）、②仮説を設定し、解決方法の手順を考えて目標達成のための計画を立てること（計画立案）、③計画に従って継続的に実行すること（実施）、④実行の過程や結果を考察して検討し、まとめること（反省・評価）の4段階で構成される。

Q2 26科目において「プロジェクト学習」はどのように位置付けられたか。

A2 主体的・協働的に解決する力を身に付けるために、各科目の中で生徒が課題意識をもって、主体的・計画的に農業学習に取り組むよう、プロジェクト学習の意義やプロセス（①課題設定、②計画立案、③実施、④まとめ（反省・評価））並びに実践について導入部分に位置付けている。

「農業と環境」における最初のプロジェクト学習は、農業の現状認識の観点からあらかじめ設定したテーマのもと、農業学習への興味・関心を高めながら、目標を達成できるように工夫する必要がある。

その他の科目においては、課題意識をもって学習に臨むことが重要であることから、「農業と環境」で習得したプロジェクト学習の方法を踏まえ、例えば「作物」では、作物生産に関するプロジェクト学習の意義と役割について明確に位置付け、科目学習の最初に扱い、プロジェクト学習を活用した学習展開がスムーズに行われることが大切である。

Q 3 「プロジェクト学習」が位置付けられていない4科目と位置付けられた科目との関連は。

A 3 「課題研究」は、原則履修科目であり、各科目でプロジェクト学習の意義や実践について明確に位置付けられたことから、この科目では農業学習の集大成として、専門的な知識と技術を関連付け、その深化・総合化を図るための科目として内容を見直した。

「総合実習」は、農業科目の知識と技術の確実な定着を図る科目であることから、農業の各分野におけるプロジェクト学習などを補完しながら展開できるよう内容を見直した。

「農業と情報」は、他の農業科目で位置付けたプロジェクト学習と連携を密にし、関連した情報を整理・表現する手段として活用できるようにした。

「農業機械」は、他の農業科目で位置付けたプロジェクト学習と連携を密にし、関連する農業機械を活用できるようにした。

Q 4 専門教科・科目による必履修教科・科目の代替は可能か。

A 4 専門教科・科目を履修することによって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合は、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

農業に関する学科では、例えば、「農業と情報」の履修により「情報Ⅰ」の履修に代替することなどが考えられるが、全部を代替する場合、「農業と情報」の履修単位数は、2単位以上必要である。なお、この例示についても、機械的に代替が認められるものではない。代替する場合には、各学校には説明責任が求められる。

Q 5 総合的な探究の時間の特例とは何か。

A 5 総合的な探究の時間の履修をもって、「課題研究」の履修の一部又は全部に替えることができるとするとともに、「課題研究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができるとしている。

ただし、相互の代替が可能とされるのは、「同様の成果が期待できる場合」とされており、「課題研究」の履修によって総合的な探究の時間の履修に代替する場合には、「課題研究」を履修した成果が総合的な探究の時間の目標等からみても満足できる成果を期待できることが必要であり、自動的に代替が認められるものではない。

(別表 1)

農業科の科目構成

改 訂	現 行	備 考
農業と環境	農業と環境	分類整理
課題研究	課題研究	
総合実習	総合実習	
農業と情報	農業情報処理	名称変更
作物	作物	
野菜	野菜	
果樹	果樹	
草花	草花	
畜産	畜産	
栽培と環境		分類整理
飼育と環境		分類整理
農業経営	農業経営	整理統合
農業機械	農業機械	
植物バイオテクノロジー		
食品製造	食品製造	
食品化学	食品化学	
食品微生物	微生物利用	名称変更
	植物バイオテクノロジー	
	動物バイオテクノロジー	
	農業経済	
食品流通	食品流通	
森林科学	森林科学	
森林経営	森林経営	
林産物利用	林産物利用	
農業土木設計	農業土木設計	
農業土木施工	農業土木施工	
水循環	水循環	
造園計画	造園計画	
造園施工管理	造園技術	整理統合
造園植栽	環境緑化材料	整理統合
測量	測量	
生物活用	生物活用	
地域資源活用	グリーンライフ	名称変更

工 業

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

教科及び科目の目標については、産業界で必要とされる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理し、育成を目指す資質・能力のうち、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

主な改善点としては次の4点が挙げられる。

第一に、実践的・体験的な学習活動などを行うことなどを通して、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人に必要な資質・能力の育成を目指すことを示した。

第二に、ものづくりに関する個別の事実的な知識、一定の手順や段階を経て修得できる個別の技術のみならず、工業技術の変化する状況や課題に応じて社会の中で主体的に活用することができる知識や技術などを習得することも想定されることから、「工業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする」ことを示した。

第三に、地域や社会が健全で持続的に発展する上での工業技術に関する具体的な課題を発見し、科学的な根拠に基づき様々なものづくりの成功事例を効果的に組み合わせることなどして解決策を発想し、創造的に解決していく力を養うことから、「工業技術に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う」ことを示した。

第四に、単に生産性や効率のみを高めることだけを優先させるのではなく職業人に求められる倫理観などを育み、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を目指して主体的に学ぶ態度及び企業の組織全体の中で自己の役割を認識した上で、関係者が相互に共通理解を図り協働して、工業の発展に責任をもって取り組む態度を養うことから、「職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う」ことを示した。

改 訂	現 行
工業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、ものづくりを通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成す	工業の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における工業の意義や役割を理解させるとともに、環境及びエネルギーに配慮しつつ、工業技術の諸問題を主体的、合理的

<p>ることを目指す。</p> <p>(1) 工業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 工業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。</p> <p>(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、工業の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。</p>	<p>に、かつ倫理観をもって解決し、工業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。</p>
--	---

(2) 科目の構成

工業科に関する科目の数は、従前の61科目から2科目減の59科目で編成されている。科目の新設、整理統合、名称変更、再構成及び改訂前の科目との関連については、次の表に示すとおりである。

表1 科目の新旧対照表

改 訂	現 行	備 考
1 工業技術基礎	1 工業技術基礎	
2 課題研究	2 課題研究	
3 実習	3 実習	
4 製図	4 製図	
5 工業情報数理	5 工業数理基礎	整理統合
6 工業材料技術	6 情報技術基礎	整理統合
	7 材料技術基礎	名称変更
	8 生産システム技術	整理統合
7 工業技術英語	9 工業技術英語	
8 工業管理技術	10 工業管理技術	
9 工業環境技術	11 環境工学基礎	名称変更
10 機械工作	12 機械工作	
11 機械設計	13 機械設計	
12 原動機	14 原動機	
13 電子機械	15 電子機械	整理統合
14 生産技術	16 電子機械応用	整理統合
15 自動車工学	17 自動車工学	
16 自動車整備	18 自動車整備	
17 船舶工学		新 設
18 電気回路	19 電気基礎	名称変更
19 電気機器	20 電気機器	
20 電力技術	21 電力技術	
21 電子技術	22 電子技術	
22 電子回路	23 電子回路	

23 電子計測制御	24 電子計測制御	整理統合
24 通信技術	25 通信技術	
25 プログラミング技術	26 電子情報技術	整理統合
26 ハードウェア技術	27 プログラミング技術	
27 ソフトウェア技術	28 ハードウェア技術	整理統合
28 コンピュータシステム技術	29 ソフトウェア技術	
29 建築構造	30 コンピュータシステム技術	整理統合
30 建築計画	31 建築構造	
31 建築構造設計	32 建築計画	整理統合
32 建築施工	33 建築構造設計	
33 建築法規	34 建築施工	整理統合
34 設備計画	35 建築法規	
35 空気調和設備	36 設備計画	整理統合
36 衛生・防災設備	37 空気調和設備	
37 測量	38 衛生・防災設備	整理統合
38 土木基盤力学	39 測量	
39 土木構造設計	40 土木基礎力学	名称変更 整理統合
40 土木施工	41 土木構造設計	
41 社会基盤工学	42 土木施工	整理統合
42 工業化学	43 社会基盤工学	
43 化学工学	44 工業化学	整理統合
44 地球環境化学	45 化学工学	
45 材料製造技術	46 地球環境化学	整理統合
46 材料工学	47 材料製造技術	
47 材料加工	48 工業材料	名称変更
48 セラミック化学	49 材料加工	
49 セラミック技術	50 セラミック化学	整理統合
50 セラミック工業	51 セラミック技術	
51 繊維製品	52 セラミック工業	整理統合
52 繊維・染色技術	53 繊維製品	
53 染織デザイン	54 繊維・染色技術	整理統合
54 インテリア計画	55 染織デザイン	
55 インテリア装備	56 インテリア計画	整理統合
56 インテリアエレメント生産	57 インテリア装備	
57 デザイン実践	58 インテリアエレメント生産	整理統合
58 デザイン材料	59 デザイン技術	
59 デザイン史	60 デザイン材料	名称変更
	61 デザイン史	

※原則履修科目 工業技術基礎・課題研究

(3) 内容の改訂の要点

ア [指導項目] について

今回の改訂では、専門教科に属する全ての科目の「2 内容」においては〔指導項目〕として「(1)、(2)」などの大項目や「ア、イ」などの小項目を示すこ

とし、柱書においては、「1に示す資質・能力を身に付けることができるよう、次の〔指導項目〕を指導する」と示した。これは、〔指導項目〕として示す学習内容の指導を通じて、目標において三つの柱に整理した資質・能力を身に付けさせることを明確にしたものである。

なお、項目の記述については、専門教科は学科や課程を問わず、様々な履修の形があり、学習内容の程度にも幅があることから、従前どおり事項のみを大綱的に示した。

イ 科目数の改善

工業科では、技術の高度化、安全・安心な社会の構築、環境保全やエネルギーの有効な活用、情報技術の発展、地域や社会の健全で持続的な発展等に対応し、新たな時代のものづくり産業を支える人材を育成する観点から、特色ある教育課程の編成に配慮するとともに、科目の新設を含めた再構成、内容の見直しを行い、科目名称の変更を行った。その結果、科目数は61科目から59科目となった。

ウ 技術の高度化への対応

現行の「生産システム技術」及び「電子機械応用」を「生産技術」に整理統合し、工業生産の自動化システムの構成及び生産のネットワーク化に関する指導項目を位置付けるなど、もののインターネット化（I o T）に関する学習内容の充実を図った。

エ 安全・安心な社会の構築への対応

「建築構造」、「建築構造設計」、「建築施工」に耐震技術に関する指導項目を位置付け、また、「土木基盤力学」、「土木構造設計」には内容の取扱いに耐震に関する配慮事項を設定するなど、学習内容の充実を図った。

オ 環境保全やエネルギーの有効な活用への対応

「工業環境技術」など、従前に引き続き環境及び省エネルギーに関する学習内容の充実を図った。

「自動車工学」ではリサイクル及び省エネルギー対策を取り入れるなど学習内容の充実を図った。

カ 情報技術の発展への対応

「プログラミング技術」ではアルゴリズムとプログラム技法に関する指導項目に再構成、「ハードウェア技術」ではマイクロコンピュータの組み込み技術の内容を再構成、「ソフトウェア技術」ではソフトウェアの制作に関する指導項目の設定、「コンピュータシステム技術」では I o T による情報化を通じた多様な分野をつなぐ動きへと発展するネットワーク技術に関する指導項目を取り入れるなど学習内容の改善を図った。

キ 地域や社会の健全で持続的な発展への対応

造船など船舶に関わる産業による地域の活性化に資する人材を育成する観点から「船舶工学」を新設し、船舶の概要、船舶建造などの指導項目で構成した。

2 Q & A

Q1 「工業科」の改訂のポイントは何か。

A1 安全・安心な社会の構築、職業人としての倫理観、環境保全やエネルギーの有

効な活用、産業のグローバル競争の激化、情報技術の技術革新の開発が加速することなどを踏まえ、ものづくりを通して地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成するよう学習内容等を改善・充実させた。

Q 2 「工業の見方・考え方」とは、どのようなことか。

A 2 ものづくりを、工業生産、生産工程の情報化、持続可能な社会の構築などに着目して捉え、新たな次代を切り拓く安全で安心な付加価値の高い創造的な製品や構造物などに関連付けることを意味している。

Q 3 「工業情報数理」とは、どのような科目か。

A 3 現行の「工業数理基礎」と「情報技術基礎」を整理統合して再構成し、実際にコンピュータを活用するなどして情報、数学、物理及び化学の理論を工業に関する事象を処理する道具として活用できるよう産業社会と情報技術、コンピュータシステム及びプログラミングと工業に関する事象の数理処理を指導項目として位置付けるなどの改善を図った。

Q 4 専門教科・科目の最低必修単位数（総則第2款の3の（2）イ（ア））

A 4 専門学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。ただし、商業に関する学科以外の専門学科においては、各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に入れて含めることができる。

Q 5 専門科目による必履修科目の代替（総則第2款の3の（2）イ（イ））

A 5 専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。

工業に関する学科においては、例えば、「工業情報数理」の履修により「情報I」の履修に代替することなどが考えられるが、全部代替する場合、「工業情報数理」の履修単位数は、2単位以上必要である。

Q 6 総合的な探究の時間の特例について（第2款の3の（2）イ（ウ））

A 6 工業に関する学科においては、総合的な探究の時間の履修により、「課題研究等」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる。また、課題研究等の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、課題研究等の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

商 業

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

経済のグローバル化、情報技術の進歩など経済社会を取り巻く環境が大きく変化
する中であって、必要とされる専門的な知識、技術などが変化するとともに、高度
化してきていることから、育成を目指す資質・能力について、改めてビジネスで求
められる資質・能力を見据えて三つの柱に沿って整理した。

改 訂	現 行
<p>商業の見方・考え方を働かせ、実践的・ 体験的な学習活動を行うことなどを通 して、ビジネスを通じ、地域産業をは じめ経済社会の健全で持続的な発展を担 う職業人として必要な資質・能力を次の とおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 商業の各分野について体系的・系 統的に理解するとともに、関連する 技術を身に付けるようにする。</p> <p>(2) ビジネスに関する課題を発見し、 職業人に求められる倫理観を踏ま え合理的かつ創造的に解決する力 を養う。</p> <p>(3) 職業人として必要な豊かな人間性 を育み、よりよい社会の構築を目指 して自ら学び、ビジネスの創造と発 展に主体的かつ協働的に取り組む 態度を養う。</p>	<p>商業の各分野に関する基礎的・基本的 な知識と技術を習得させ、ビジネスの意 義や役割について理解させるとともに、 ビジネスの諸活動を主体的、合理的に、 かつ倫理観をもって行い、経済社会の発 展を図る創造的な能力と実践的な態度 を育てる。</p>

「商業の見方・考え方」とは、企業活動に関する事象を、企業の社会的責任に着目
して捉え、ビジネスの適切な展開と関連付けることを意味している。

「実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して」とは、ビジネスを通じ、地
域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能
力を育成するため、見通しをもって実験・実習などを行う中で様々な成功と失敗を
体験し、その振り返りを通して自己の学びや変容を自覚し、キャリア形成を見据え
て学ぶ意欲を高める、産業界関係者などとの対話、生徒同士の討論といった自らの
考えを広げ深める、様々な知識、技術などを活用してビジネスに関する具体的な課
題の解決策を考案するなどの学習活動を行うことを意味している。

「ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力」とは、単に利益だけを優先するのではなく、企業活動が社会に及ぼす影響などに責任をもちながら、様々な経営資源を最適に組み合わせるとともに、他者とコミュニケーションを図るなどして、生産者、消費者などをつなぎ、地域産業をはじめ経済社会が健全で持続的に発展するよう、組織の一員としての役割を果たす資質・能力を意味している。商業科が育成を目指している職業人としては、例えば、流通業、金融業等を担う人材、製造業、サービス業等様々な業種における販売、仕入、営業、マーケティング、企画、人事、経理、原価管理、情報等の部門に関わる職の担当者などがあげられる。さらに、商業の学びを継続するなどして、公認会計士、税理士、中小企業診断士、社会保険労務士、ファイナンシャル・プランナー、旅行業務取扱管理者等の資格職に就くこと及び商業の学びを基盤として経験を積み管理的立場の職に就くことも目指している。このほかにも、商業の学びは汎用性の高いものであることから、それを生かすことができる業種や職種には様々なものが考えられる。

「商業の各分野」とは、高等学校における商業に関する学習内容を体系的に分類した学習分野であるマーケティング分野、マネジメント分野、会計分野、ビジネス情報分野を意味している。

「体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする」とは、ビジネスに関する個別の事実的な知識、一定の手順や段階を迫って身に付ける個別の技術のみならず、それらが相互に関連付けられるとともに、具体的なビジネスと結びつくなどした、ビジネスの様々な場面で役に立つ知識と技術、将来の職業を見通してさらに専門的な学習を続けることにつながる知識と技術などを身に付けるようにすることを意味している。

「ビジネスに関する課題を発見し」とは、商業の各分野などの学習を通して身に付けた様々な知識、技術などを活用し、ビジネスの実務における課題など、地域産業をはじめとする経済社会が健全で持続的に発展する上での具体的な課題を発見することを意味している。

「職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う」とは、社会の変化が加速し、将来の予測が困難で唯一絶対の答えがないことの多い経済社会にあって、単に利益だけを優先するのではなく、企業活動が社会に及ぼす影響などを踏まえ、科学的な根拠に基づいて工夫してよりよく課題を解決する力を養うことを意味している。

「職業人として必要な豊かな人間性を育み」とは、社会の信頼を得て、ビジネスを展開する上で必要な職業人に求められる倫理観、ビジネスを通して社会に貢献する意識などを育むことを意味している。

「よりよい社会の構築を目指して自ら学び」とは、ビジネスを通じ、地域産業をはじめ経済社会の健全で持続的な発展を目指して主体的に学ぶ態度を意味している。

「ビジネスの創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う」とは、文化、商慣習、考え方の違いなどを踏まえる、組織の一員として自己の役割を認識して当事者としての意識をもつ、他者と信頼関係を構築する、他者とコミュニケーション

を図って積極的に関わり、リーダーシップを発揮するなどして、企業を社会的存在として捉えて法規などに基づいてビジネスの創造と発展に責任をもって取り組む態度を養うことを意味している。

(2) 科目の構成

商業科は、従前と同様に20科目で構成している。科目の新設、整理統合、分離など改訂前の科目との関連については、次の表に示すとおりである。

改 訂	現 行	備 考
ビジネス基礎	ビジネス基礎	再構成 整理統合
課題研究	課題研究	
総合実践	総合実践	
ビジネス・コミュニケーション マーケティング	ビジネス実務 マーケティング 広告と販売促進	
商品開発と流通	商品開発	名称変更
観光ビジネス		新設
ビジネス・マネジメント	ビジネス経済応用	分離
グローバル経済	ビジネス経済	整理統合
ビジネス法規	経済活動と法	名称変更
簿記	簿記	
財務会計Ⅰ	財務会計Ⅰ	
財務会計Ⅱ	財務会計Ⅱ	
原価計算	原価計算	
管理会計	管理会計	
情報処理	情報処理	
ソフトウェア活用	ビジネス情報	名称変更
プログラミング	プログラミング	整理統合
ネットワーク活用	電子商取引	再構成
ネットワーク管理	ビジネス情報管理	分離

※原則履修科目

ビジネス基礎

課題研究

(3) 分野構成と科目の位置付け

教科の目標に示す資質・能力を踏まえ、4科目を分野共通の科目、16科目を四つの分野に分類した。今回の改訂では、ビジネスで必要とされる資質・能力を見据え、ビジネス経済分野をマネジメント分野に改めた。

各科目の位置付けについては、次の表に示すとおりである。

分野	各分野の科目	分野共通の科目	
		基礎的科目	総合的科目
マーケティング分野	マーケティング 商品開発と流通 観光ビジネス	ビジネス基礎 ビジネス・コミュニケーション	課題研究 総合実践
マネジメント分野	ビジネス・マネジメント グローバル経済 ビジネス法規		
会計分野	簿記 財務会計Ⅰ 財務会計Ⅱ 原価計算 管理会計		
ビジネス情報分野	情報処理 ソフトウェア活用 プログラミング ネットワーク活用 ネットワーク管理		

(4) 各分野で育成する資質・能力

① マーケティング分野

効果的にマーケティングを展開する力及び顧客を理解し、マーケティングの考え方を踏まえてビジネスを展開する力。

② マネジメント分野

経済社会の動向や法規などを踏まえて経営資源を最適に組み合わせてビジネスを展開する力。

③ 会計分野

企業会計に関する法規と基準に基づき適正な会計処理を行い、利害関係者（ステークホルダー）に会計情報を提供する力及び会計情報をビジネスに効果的に活用する力。

④ ビジネス情報分野

適切な情報を提供する力及び情報や情報技術をビジネスに効果的に活用する力。

2 Q & A

Q 1 従前のビジネス実務を再構成した「ビジネス・コミュニケーション」が、基礎的科目に位置付けが変更されたが、教育課程編成上で留意することは何か。

A 1 ビジネスにおいて円滑にコミュニケーションを図ることは基礎的な資質・能力であることから、基礎的科目への位置付けとなったことを踏まえ、できるだけ早い段

階で履修させ、そこで身に付けた知識、技術などを教科・科目を超えて、様々な学習活動の中で活用する機会につなげられるよう、教育課程の編成に取り組むことが重要である。

Q 2 履修の順序について、留意することは何か。

A 2 「財務会計Ⅱ」を履修する上で、財務会計の意義・役割、財務諸表の作成など「財務会計Ⅰ」で扱うこととしている知識、技術などが必要であることから、「財務会計Ⅱ」については、「財務会計Ⅰ」を履修した後に履修させることを原則としている。なお、並行履修は認められない。

Q 3 専門教科の最低必修単位数（総則第2款3（2）イ）

A 3 専門学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないものとする。ただし、商業に関する学科については、商業教育における外国語の重要性を踏まえ、外国語に属する科目について5単位を限度として、上記の単位数の中に含めることができるが、この規定を活用する際には、この趣旨を踏まえるとともに、商業科に属する科目として、ビジネスに必要な外国語などを扱う「ビジネス・コミュニケーション」が設けられていることに留意しなければならない。

Q 4 専門科目による必履修科目の代替（総則第2款3（2）イ）

A 4 専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができる。これは、各教科・科目間の指導内容の重複を避け、教育内容の精選を図ろうとするものであり、専門科目と必履修科目相互の目標や内容について、あるいは代替の範囲などについて十分な調整を行い、より効果的で弾力的な教育課程の編成に取り組むことができる。

商業に関する学科では、例えば、「情報処理」の履修により「情報Ⅰ」の履修に代替することなどが考えられるが、全部代替する場合、「情報処理」の履修単位数は、2単位以上必要である。なお、この例示についても、機械的に代替が認められるものではない。代替する場合には、各学校には説明責任が求められる。

Q 5 総合的な探究の時間の特例について（総則第2款3（2）イ）

A 5 商業に関する学科においては、総合的な探究の時間の履修により「課題研究」の履修と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な探究の時間の履修をもって「課題研究」の履修の一部又は全部に替えることができる。また、「課題研究」の履修により、総合的な探究の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「課題研究」の履修をもって総合的な探究の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。

水 産

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

教科及び科目の目標については、水産や海洋を取り巻く環境や産業構造の変化を主体的に捉えるとともに、持続可能な社会の構築、科学技術や情報化の一層の進展、グローバル化などに対応する観点から、社会を支え、産業の発展を担う職業人として、必要な資質・能力を有する、次世代の優れた人材育成に向けた改善を図った。

また、育成を目指す資質・能力については三つの柱に沿って整理し、(1)には「知識及び技術」を、(2)には「思考力、判断力、表現力等」を、(3)には「学びに向かう力、人間性等」を示した。

改 訂	現 行
<p>水産の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、水産業や海洋関連産業を通じ、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 水産や海洋の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 水産や海洋に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。</p> <p>(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、水産業や海洋関連産業の振興や社会貢献に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。</p>	<p>水産や海洋の各分野における基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、水産業及び海洋関連産業の意義や役割を理解させるとともに、水産や海洋に関する諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、持続的かつ安定的な水産業及び海洋関連産業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。</p>

(2) 科目の構成

ア 科目の新設、整理統合、再構成は行わず、従前の2科目で編成した。

イ 原則履修科目は、従前と同様「水産海洋基礎」、「課題研究」の2科目である。

(3) 内容の改訂の要点

ア 水産物の安定供給や付加価値向上の必要性の増大への対応

水産物の世界的な需要量が増す中、漁業、養殖業、食品製造業に関する中核的科目「漁業」、「資源増殖」、「食品製造」において、水産物の安定的な供給や原価計算、経営や起業への支援、危害分析・重要管理点方式（HACCPシステム）、六次産

業化など、経営や食品の付加価値向上、安全・衛生管理に関する学習内容の充実を図った。

イ 急速な技術革新への対応

「航海・計器」において電子海図など、最新の航海計器を活用した航海技術に関する学習内容の充実を図った。また、「資源増殖」において水産育種やバイオテクノロジーに関する最新の内容を、「食品製造」において最新の冷凍技術の実態を具体的に扱うこととし、それぞれ技術革新に対応した学習内容の充実を図った。

ウ 海洋環境の保全や持続的な海洋資源の管理への対応

「水産海洋科学」において異常気象や海洋環境保全について、「資源増殖」において増養殖による環境汚染について、「海洋生物」において水産資源の持続的有効利用について、「海洋環境」において自家汚染対策について、「マリンスポーツ」において自然環境保全について、それぞれ学習内容を充実し、海洋環境の保全や持続的な海洋資源の管理への対応を図った。

エ 海洋の多面的利用や事故防止への対応

「マリンスポーツ」において海の有効利用に関する学習内容を充実し、海洋の多面的利用への対応を図った。また、「ダイビング」において労働安全衛生法について、「マリンスポーツ」において安全指導について、それぞれ学習内容を充実し、指導者として安全を確保する立場を意識させることで、一層の事故防止への対応を図った。

オ 船舶職員養成や船舶の安全運航の国際基準への対応

「航海・計器」において電子海図など活用した航海技術について、「船舶運用」において条約改正等を踏まえた船員・船舶・海洋関係法規に関する内容について、それぞれ国際基準等への対応を図った。

カ 食品の安全への対応

「漁業」「資源増殖」「食品製造」「食品管理」において、危害分析・重要管理点方式（HACCPシステム）や食品トレーサビリティシステムに関する学習内容を充実し、これまで以上に食品の安全への対応を図った。

2 Q&A

Q 1 教科「水産」の改訂の基本的な考え方はなにか。

A 1 水産物の世界的な需要の変化や資源管理、持続可能な海洋利用など水産や海洋を取り巻く状況の変化に対応するとともに、水産業や海洋関連産業を通して、地域や社会の健全で持続的な発展を担う職業人を育成する観点から、学習内容の改善・充実を図った。

Q 2 専門教科・科目の履修で必履修教科・科目との代替ができるか。

A 2 専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては可能である。水産に関する学科では、例えば、「海洋情報技術」の履修により、「情報Ⅰ」の履修に代替することなどが考えられるが、全部代替する場

合、「海洋情報技術」の履修単位数は2単位以上必要である。

Q 3 指導計画の作成に当たっての配慮事項はなにか。

A 3 単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、水産の見方・考え方を働かせ、水産業や海洋関連産業に関する事象を科学的に捉え、理解を深めるとともに、地域産業の振興や社会貢献に寄与するため、実践的・体験的な学習活動の充実を図ること。

Q 4 「漁業」におけるゴーストフィッシングとはなにか。

A 4 持ち主のいない刺し網やかごなどの漁具が、魚介類をとり続けてしまい、漁獲物を無駄にしてしまうことを指す。

教科「水産」科目の構成

改 訂	現 行
水産海洋基礎	水産海洋基礎
課題研究	課題研究
総合実習	総合実習
海洋情報技術	海洋情報技術
水産海洋科学	水産海洋科学
漁業	漁業
航海・計器	航海・計器
船舶運用	船舶運用
船用機関	船用機関
機械設計工作	機械設計工作
電気理論	電気理論
移動体通信工学	移動体通信工学
海洋通信技術	海洋通信技術
資源増殖	資源増殖
海洋生物	海洋生物
海洋環境	海洋環境
小型船舶	小型船舶
食品製造	食品製造
食品管理	食品管理
水産流通	水産流通
ダイビング	ダイビング
マリンスポーツ	マリンスポーツ
2 2 科目	2 2 科目

家 庭

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

専門教科「家庭」については、次のように改善を図った。

改 訂	現 行
<p>家庭の生活に関わる産業の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、生活の質の向上と社会の発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 生活産業の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 生活産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。</p> <p>(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、生活の質の向上と社会の発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。</p>	<p>家庭の生活にかかわる産業に関する基礎的・基本的な知識と技術を取得させ、生活産業の社会的な意義や役割を理解させるとともに、生活産業を取り巻く諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、生活の質の向上と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。</p>

(2) 科目の構成

科目構成については、地域の子育て支援や高齢者の自立生活の支援など少子高齢化への対応、食育の推進や専門性の高い調理師養成への対応、価値観やライフスタイルの多様化、複雑化する消費生活等への対応、グローバル化を踏まえた生活文化の伝承・創造への対応など、衣食住、ヒューマンサービスなどに関わる生活産業のスペシャリストとして必要な資質・能力を育成する観点から、改善を図った。

ア 科目数変更

科目については、従前の20科目から21科目に改めた。

- イ 原則履修科目
「生活産業基礎」及び「課題研究」の2科目
- ウ 新設した科目
「総合調理実習」
- エ 整理統合した科目
従前の「子どもの発達と保育」と「子ども文化」の内容を整理統合し、「保育基礎」と「保育実践」に再構成した。
- オ 名称変更した科目
「リビングデザイン」から「住生活デザイン」に変更

(3) 内容の改訂の要点

- ア 保育や子育て支援について、子供の文化を含めて保育の基礎を学ぶ「保育基礎」と、その発展として、単に子供と触れ合うだけでなく、保育者の視点を踏まえた実習に重点を置いた「保育実践」に整理統合し、学習内容の充実を図った。
- イ 「生活と福祉」では、人間の尊厳と自立生活支援の考え方という項目を設け、認知症への理解を深めることを明示した。また、高齢者への生活支援サービスの実習として、調理、被服管理、住環境の整備などの家事援助に加え、見守りや買物を新たに追加し、学習内容の充実を図った。
- ウ 「フードデザイン」では、災害などの非常時を想定し、備蓄食の準備やそれを活用した調理ができるよう、災害時の食事計画についても扱うことを新たに明示した。
- エ 「食文化」では、食文化と食育という項目を新たに設け、食文化の発展に食育が果たす役割を扱うことを明示するなど、食育の推進に関する学習内容の充実を図った。
- オ 「総合調理実習」を新設し、調理師養成における大量調理やサービスに関する学習内容の充実を図った。
- カ 「生活産業基礎」に、ライフスタイルの変化と生活産業という指導項目を設け、社会の変化とライフスタイルの多様化に関する学習内容の充実を図った。
- キ 「生活産業基礎」に、伝統産業に係る項目を新たに追加し、現状と課題や今後の展望について扱うことを明示した。

2 Q&A

Q 1 整理統合された「保育基礎」及び「保育実践」の各科目の履修は、どのように扱えばよいのか。

A 1 科目の系統性に基づき、保育に関する基礎的な内容により構成される「保育基礎」を履修させた後に「保育実践」を履修させることが望ましい。

Q 2 新設された「総合調理実習」はどのように扱えばよいのか。

A 2 主として調理師養成を目的とする学科等において履修させる科目であり、今回の改訂においては、食を担う専門的な職業人として、より専門性を重視し、食生活関連産業におけるフードビジネスの視点も加えた内容とした。

Q 3 「フードデザイン」は、どのように改善されたか。

A 3 今回の改訂においては、食に関する価値観及びライフスタイルの多様化、食生活の環境への負荷など、食をめぐる諸課題を踏まえ、課題意識をもって主体的に食分野の学習に取り組むとともに、確かな知識・技術を活用し、食育を一層推進できるよう内容の充実を図った。また、災害時の食事計画を加えるなど、地域に貢献できる力を身に付けられるよう内容の改善を図った。

Q 4 地域や産業界等との連携・交流に関する指導は、どのように扱えばよいのか。

A 4 今回の改訂においては、地域産業や地域社会との連携や交流を促進し、社会への適応能力等の育成を図るとともに、地域産業や地域社会への理解と貢献の意識を深めさせる観点から、地域や産業界等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れることとしている。

また、生徒が生活産業に関する各分野の最新の知識や技術を身に付けたり、望ましい勤労観・職業観を育成するために、第一線で活躍する学校外の職業人等を学校に招き、学校における教育活動に協力してもらうことは有意義なことである。各学校においては、社会人講師等を積極的に活用するように努める必要がある。

また、地域や産業界等との協力関係を確立するためには、学校の教育力を地域に還元する努力も重要であり、学校の施設・設備等を地域に開放して、生徒が自らの学習の成果によって身に付けた専門性を生かした活動を行うことなどが考えられる。

従前から、家庭に関する各学科においては、学校家庭クラブ活動として、例えば、保育所や高齢者福祉施設等への訪問、地域の高齢者との交流など、各科目の学習を生かした活動に取り組んで成果を上げている。学校家庭クラブ活動については、「課題研究」の中で取り組むなど、なお一層の内容の充実が求められる。

Q 5 主として調理師養成を目的とする学科等で履修させる科目は何か。

A 5 「食文化」、「調理」、「栄養」、「食品」、「食品衛生」、「公衆衛生」、「総合調理実習」である。

専門教科「家庭」の科目構成

改 訂	現 行	備 考
生活産業基礎	生活産業基礎	原則履修科目
課題研究	課題研究	原則履修科目
生活産業情報	生活産業情報	
消費生活	消費生活	
保育基礎	子どもの発達と保育	整理統合
保育実践	子ども文化	整理統合
生活と福祉	生活と福祉	
住生活デザイン	リビングデザイン	名称変更
服飾文化	服飾文化	
ファッション造形基礎	ファッション造形基礎	
ファッション造形	ファッション造形	
ファッションデザイン	ファッションデザイン	
服飾手芸	服飾手芸	
フードデザイン	フードデザイン	
食文化	食文化	
調理	調理	
栄養	栄養	
食品	食品	
食品衛生	食品衛生	
公衆衛生	公衆衛生	
総合調理実習		新設
21科目	20科目	

看 護

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

基本的なねらいに大きな変更はないため、従前の目標を①知識及び技術、②思考力、判断力、表現力等、③学びに向かう力、人間性等の三つの柱で整理した。

改 訂	現 行
<p>看護の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、看護を通じ、地域や社会の保健・医療・福祉を支え、人々の健康の保持増進に寄与する職業人として必要な資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>(1) 看護について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 看護に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。</p> <p>(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、人々の健康の保持増進に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。</p>	<p>看護に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、看護の本質と社会的な意義を理解させるとともに、国民の健康の保持増進に寄与する能力と態度を育てる。</p>

(2) 科目の構成

従前と同じく13科目で構成し、原則履修科目も「基礎看護」と「看護臨地実習」の2科目となっているが、従来の目標を三つの柱で再度整理した。また、「人体と看護」を「人体の構造と機能」に、「疾病と看護」を「疾病の成り立ちと回復の促進」に、「生活と看護」を「健康支援と社会保障制度」に、「看護情報活用」を「看護情報」に名称変更している。

改 訂	現 行
人体の構造と機能 疾病の成り立ちと回復の促進 健康支援と社会保障制度 看護情報	人体と看護 疾病と看護 生活と看護 看護情報活用

(3) 内容の改訂の要点

ア リスクマネジメント及び多職種連携を含めた専門性の高い看護実践能力の育成

「基礎看護」の教育内容を(1)看護の本質、(2)看護の共通技術、(3)日常生活の援助、(4)診療に伴う援助に分けて再整理し、(1)看護の本質に「協働する専門職」、(2)看護の共通技術に「感染予防」、「安全管理」を位置付け、学習内容の充実を図った。

また、「看護の統合と実践」の(1)看護におけるマネジメントに「医療安全のマネジメント」、「多重課題のマネジメント」、「多職種連携」を位置付け、学習内容の充実を図った。

イ 看護に求められる倫理的課題の多様化への対応

従前の「基礎看護」以外の「成人看護」、「老年看護」、「小児看護」、「母性看護」、「在宅看護」の〔指導項目〕に「倫理的課題」を位置付け、学習内容の充実を図った。

ウ 地域や社会のグローバル化への対応

「看護の統合と実践」に(3)国際看護として「国際保健」、「対象のグローバル化」、「国際看護活動」を位置付け、学習内容の充実を図った。

エ 各科目における改正の概要

(ア) 「基礎看護」

この科目は、看護の基礎となる資質・能力を育成することを目指している。現行の(1)看護の意義と役割、(2)日常生活と看護、(3)診療と看護、(4)看護活動の展開の内容を、(1)看護の本質、(2)看護の共通技術、(3)日常生活の援助、(4)診療に伴う援助に分けて再整理し、(1)看護の本質にはア 看護の意義、イ 看護の役割と機能、ウ 看護の対象、オ 看護における倫理の他に、エ 協働する専門職の内容が追加された。(2)看護の共通技術として、ア コミュニケーション、イ 感染予防、ウ 安全管理、エ フィジカルアセスメント、オ 看護過程が、(3)日常生活の援助、(4)診療に伴う援助の前に位置付けられた。

(イ) 「人体の構造と機能」

この科目は、人体の構造と機能の学習を通して、看護の実践に必要な資質・能力を育成することを目指し、現行の「人体と看護」から名称変更されている。現行は(1)人体の構造と機能、(2)栄養、(3)感染と免疫で構成されていたが、(3)感染と免疫の内容が分割され、(1)解剖生理、(2)栄養で構成されている。(1)解剖生理の内容は、ア 人体の構成、イ 器官系の構

造と機能、ウ 生体の恒常性 の他に、エ 生体の防御機能 が追加され学習の充実が図られた。(2) 栄養 には、ウ 食生活と健康 を位置付け、課題発見し解決策を見いだす能力を身に付けるために、食生活と健康を総合的に把握し考察する学習活動を取り入れるよう、内容の充実が図られた。

(ウ) 「疾病の成り立ちと回復の促進」

この科目は、疾病の成り立ちと回復の促進の学習を通して、看護の実践に必要な資質・能力を育成することを目指し、現行の「疾病と看護」から名称変更されている。現行の(1) 疾病の成り立ちと回復の過程 の内容を充実させ、(1) 疾病の原因と生体の回復 には、ア 疾病の予防・早期発見 の内容が追加された。また、現行の ウ 疾病と検査、エ 系統別疾患 の内容についても、(2) 基本的な病因、(3) 疾病の診断過程と治療、(4) 各機能の障害 として内容の充実が図られた。現行の(2) 薬物と薬理 は、(5) 疾病と薬物 として項目立てされ、エ 薬物による健康被害 が位置付けられ学習の充実が図られた。

(エ) 「健康支援と社会保障制度」

この科目は、健康支援としての公衆衛生と社会保障制度の学習を通して、看護の実践に必要な資質・能力を育成することを目指し、現行の「生活と看護」から名称変更され内容が再整理されている。現行の(1) 精神保健 は精神看護へ統合された。(2) 生活と健康 の内容は、(1) 公衆衛生 の内容となり、エ 感染症と対策 が新設された。(2) 社会保障制度 については変更はないが、ア 社会保障制度の基本、イ 保健に関する制度、ウ 医療に関する制度、エ 福祉に関する制度 で構成し、内容を分かりやすくするなどの改善が図られた。

(オ) 「成人看護」

この科目は、成人看護の実践に必要な資質・能力を育成することを目指している。現行は、(1) 成人の生活・健康の特徴と看護、(2) 機能障害と看護 に分かれているが、(1) 成人の健康と看護、(2) 健康レベルや障害の状況に応じた看護、(3) 機能障害のある患者の看護 に細分され、(1) 成人の健康と看護 に エ 成人看護の倫理的課題 を位置付け、倫理的な事例を扱うよう示している。また、(2) 健康レベルや障害の状況に応じた看護 には、ア 急性期、イ 慢性期、ウ 終末期 の病期別に分け、エ リハビリテーション看護、オ がん看護 を位置付け、各々の特徴を踏まえた看護実践力の育成を重視した学習内容を取り入れるなどの内容の充実が図られた。また、(3) 機能障害のある患者の看護 として看護師国家試験の出題基準と合わせ再整理された。

(カ) 「老年看護」

この科目は、老年看護の実践に必要な資質・能力を育成することを目指している。現行の指導項目を(1) 高齢者の特徴と看護、(2) 高齢者の生活を支える看護、(3) 診療を受ける高齢者の看護、(4) 高齢者に多い健康障害と看護 に再整理し、(1) 高齢者の特徴と看護 に エ 老年看護の倫理的課題 を位置付け、高齢者差別、高齢者虐待、安全管理と身体拘束、高齢者の権利擁護(成年後見等)、意思決定支援などの現状と事例を扱う。(2) 高齢者の生活を支え

る看護 の ア 高齢者のアセスメント では、高齢者を総合的に把握するため、歩行や移動、食事、更衣、入浴、排泄、買い物、炊事、洗濯、掃除、ごみの分別やごみ出し、服薬管理、連絡方法などの日常生活の状況や精神的・社会的状態、疾患と治療の状態、生活環境など、多面的な視点で扱うとともに、ク 活動と生きがい では、活動や生きがいが心身に与える影響についてアセスメントし、心身の健康の保持増進のために、家庭や地域社会での役割、対人交流、生きがいや楽しみの発見・維持を促す援助について扱う。(3) 診療を受ける高齢者の看護 では、ア 急性期 イ 慢性期 ウ 終末期 の病期別の構成とし、病期ごとに起こりやすい多様な課題について理解を深め、高齢者の安全・安楽を守り、当事者の意思を尊重し、地域連携を含めた看護実践能力の育成を重視した学習内容を取り入れるなど、倫理的課題や自立した生活の継続に係る学習の充実が図られた。

(キ) 「小児看護」

この科目は、小児看護の実践に必要な資質・能力を育成することを目指している。現行の指導項目を、(1) 小児の健康と看護、(2) 小児各期の健康課題と看護、(3) 診療を受ける小児の看護 として再整理した。(1) 小児の健康と看護に エ 小児看護の倫理的課題 を位置付け、子供自身の意思決定の支援、権利擁護とともに、虐待、いじめなどによる心身の健康問題の事例を扱い、(2) 小児各期の健康課題と看護 は病期別の構成とした。また、(3) 診療を受ける小児の看護 では、イ 急性期 ウ 慢性期 エ 終末期 を位置付け、小児の成長・発達の状態を踏まえた診療及び各病期に応じた看護について、小児の安全を守り、権利を擁護するとともに、小児自身の主体的な健康管理の支援や、療養中も学習や遊び、生活習慣の指導等を継続し小児の成長・発達を支援することの重要性を扱うなどの内容となり、倫理的課題や小児各期の健康課題に関する学習の充実が図られた。

(ク) 「母性看護」

この科目は、母性看護の実践に必要な資質・能力を育成することを目指している。現行の指導項目を、(1) 母性の健康と看護、(2) 女性のライフサイクル各期の健康課題と看護、(3) 周産期の看護 とし、母と新生児を分けずに再整理した。(1) 母性の健康と看護 には、ア 母性の概念 を位置付け、次世代を担う子供の健全な育成について、母性観・父性観は時代や社会、文化やジェンダーの影響を受けて変化すること、母性の健康の保持・増進は全てのライフサイクルで取り組む課題であることを扱うとともに、ウ リプロダクティブ・ヘルス/ライツ では、その概念、性と生殖に関する健康や権利に関わる現状を取り上げ、生命の尊重と人権の擁護の重要性や意思決定の支援を扱い、オ 母性看護の倫理的課題 では、生殖医療技術の進歩による生命の誕生や性に関わる心身の苦痛の事例などについて取り上げ、他者への共感や思いやり及び人権の擁護の重要性について多様な視点から考察する学習活動を取り入れるなど学習の充実を図っている。

(ケ) 「精神看護」

この科目は、精神看護の実践に必要な資質・能力を育成することを目指している。現行の指導項目を（１）精神の健康と看護、（２）精神保健医療福祉の変遷、（３）精神障害の状況に応じた看護、（４）主な精神障害と看護 に整理した。（１）精神の健康と看護 に、現行の精神保健にあたる ア 精神の健康を位置付けた。また、病期別の看護及び障害別看護の学習内容の充実が図られた。

(コ) 「在宅看護」

この科目は、在宅看護の実践に必要な資質・能力を育成することを目指している。現行は、（１）在宅看護の意義と役割、（２）在宅療養者と家族への支援となっているが、（１）在宅看護の特徴、（２）在宅療養を支える制度、（３）在宅療養者と家族等への支援 で構成され、在宅における倫理的課題及び在宅療養を支える制度、治療に伴う援助などの学習の充実が図られた。

(サ) 「看護の統合と実践」

この科目は、看護の統合と実践に必要な資質・能力を育成することを目指している。現行は、（１）看護活動と組織、（２）医療安全、（３）災害看護、（４）統合実践 となっているが、基礎看護と区別がしにくい点を改善するため、（１）看護におけるマネジメント、（２）災害看護、（３）国際看護 として整理された。また、多様な療養の場におけるリスクマネジメント及び国内外の多様な対象と看護活動の学習の充実が図られた。

(シ) 「看護臨地実習」

この科目は、臨地における学習を通して、看護の実践に必要な資質・能力を育成することを目指している。（１）基礎看護臨地実習 は、ア 保健医療福祉施設の機能と看護の役割、イ 対象の理解、ウ 看護におけるコミュニケーション、エ 日常生活の援助、オ 看護の展開 に再構成された。（２）領域別看護臨地実習、（３）統合実践看護臨地実習 は従前通りで変更はない。

(ス) 「看護情報」

この科目は、看護情報の学習を通して、看護の実践に必要な資質・能力を育成することを目指している。現行は、（１）情報機器と情報の活用、（２）情報モラルとセキュリティ、（３）看護と情報機器の活用 となっているが、（１）情報社会の倫理と責任、（２）看護における情報の活用と管理、（３）看護における課題解決 で再構成され、情報社会の進展に応じた関係法規及び情報技術、課題解決の学習内容の充実が図られた。

情 報

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

知識基盤社会の到来、情報社会の進展、高度な情報技術をもつIT人材の需要増大などを踏まえ、今回の改訂においては、教科の目標について、情報科において育成を目指す人材像を示すとともに、産業界で必要とされている資質・能力を見据えて三つの柱（（１）「知識及び技術」、（２）「思考力、判断力、表現力等」、（３）「学びに向かう力、人間性等」）に沿って整理した。

専門教科情報科では、「情報に関する科学的な見方・考え方」について、「情報産業に関する事象を、情報技術を用いた問題解決の視点で捉え、情報の科学的理解に基づいた情報技術の適切かつ効果的な活用と関連付けること」としている。また、「課題を発見する」とは、「問題を捉え、これを解決するために必要な課題を設定すること」とした。

改 訂	現 行
<p>情報に関する科学的な見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、情報産業を通じ、地域産業をはじめ情報社会の健全で持続的な発展を担う職業人として必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>（１）情報の各分野について体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。</p> <p>（２）情報産業に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。</p> <p>（３）職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、情報産業の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。</p>	<p>情報の各分野に関する基礎的・基本的な知識と技術を習得させ、現代社会における情報の意義や役割を理解させるとともに、情報社会の諸課題を主体的、合理的に、かつ倫理観をもって解決し、情報産業と社会の発展を図る創造的な能力と実践的な態度を育てる。</p>

(2) 科目の構成

科目数は従前の13科目から、科目の新設及び整理統合を行い、12科目に変更した。情報に関する各学科において、原則として全ての生徒が履修する科目は、「情報

産業と社会」と「課題研究」の2科目である。

改 訂	現 行
情報産業と社会 (整理統合)	情報産業と社会 情報と問題解決
課題研究	課題研究
情報の表現と管理	情報の表現と管理
情報テクノロジー	情報テクノロジー
情報セキュリティ (新設)	
情報システムのプログラミング (名称変更)	アルゴリズムとプログラム
ネットワークシステム	ネットワークシステム
データベース	データベース
情報デザイン (整理統合)	情報メディア 情報デザイン
コンテンツの制作と発信 (名称変更)	表現メディアの編集と表現
メディアとサービス (新設)	
情報実習 (整理統合)	情報システム実習 情報コンテンツ実習

新旧科目対照表

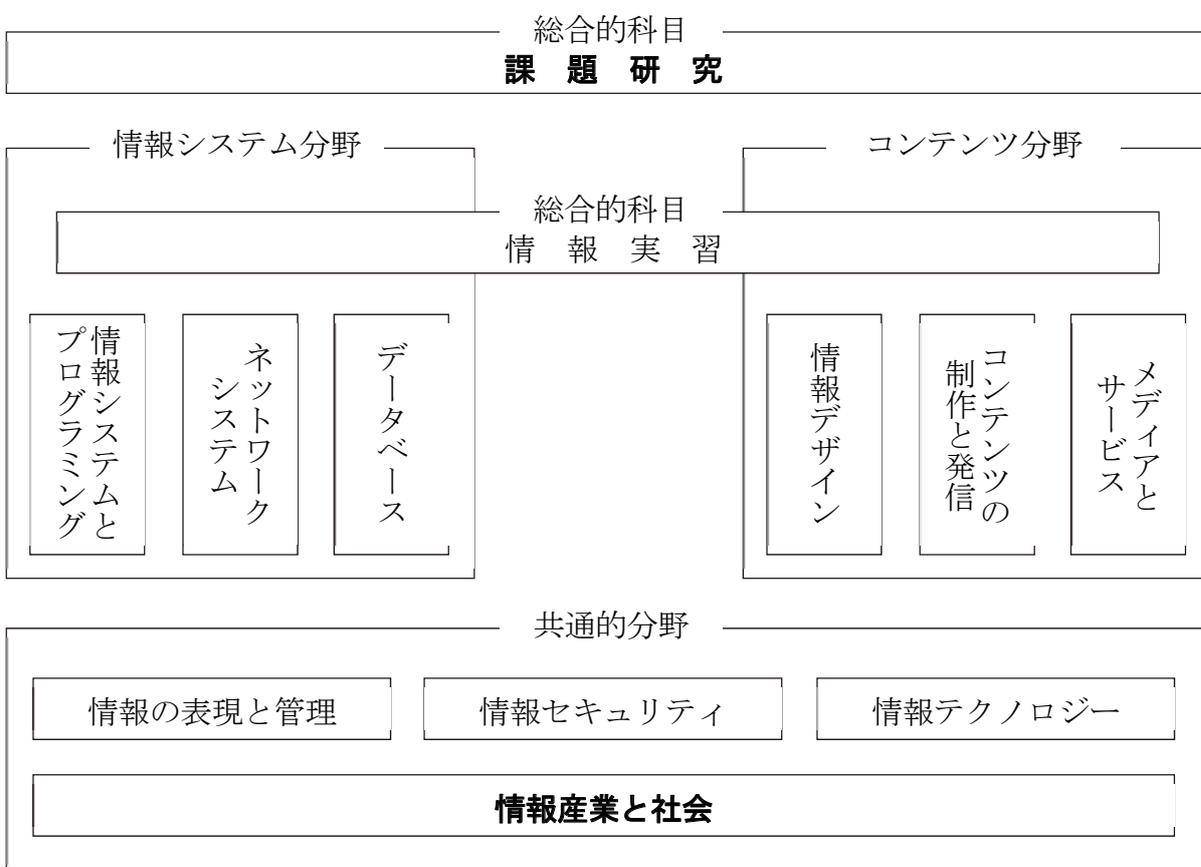


図 専門教科情報科の科目及び分野の構成

(3) 内容の改訂の要点

ア プログラミングに関する学習の改善・充実

原則履修科目の「情報産業と社会」にプログラミングを共通に学ぶ内容として位置付けるとともに、情報システムのプログラミングを専門的に学ぶ科目として「情報システムのプログラミング」を整理した。

イ 情報セキュリティに関する学習の改善・充実

情報セキュリティに関する知識と技術の習得、情報の安全を担う能力と態度を育成するため、情報セキュリティを専門的に学ぶ科目として「情報セキュリティ」を新設した。

ウ コンテンツの発信やサービスに関する学習の改善・充実

コンテンツの制作と発信を一体的に学ぶ科目として「コンテンツの制作と発信」を整理するとともに、メディアを利用してコンテンツを提供するサービスについて学習する科目として「メディアとサービス」を新設した。

エ 実習科目の改善・充実

情報システムの開発のプロセスとコンテンツの制作のプロセスに関する実践力の一体的な習得のため、現行の複数の実習科目を「情報実習」に整理・統合した。

オ 主体的・対話的で深い学びの実現

指導計画の作成に当たっての配慮事項としては、単元など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。

カ 地域や産業界、大学等との連携・交流

地域や産業界、大学等との連携・交流を通じた実践的な学習活動や就業体験活動を積極的に取り入れるとともに、社会人講師を積極的に活用するなどの工夫に努めること。

キ 職業人に求められる倫理観

個人情報や知的財産の保護と活用について扱うとともに、情報モラルや職業人として求められる倫理観の育成を図ること。

2 Q&A

Q 1 科目を履修する上での順序性はあるか。

A 1 特になし。学校で定め、教育課程を都道府県教育委員会で承認するもの。文科省として強制力があるのは「課題研究」と「情報産業と社会」の2科目が原則履修科目であることのみ。「課題研究」は卒業年次、「情報産業と社会」は入学年次の履修を推

奨めているが、必ずしもこのとおりにやらなければならないということではない。

Q 2 第6節「情報システムのプログラミング」で取り扱うべき具体的なプログラミング言語について。

A 2 言語は常に流行り廃りがあるため指定することはできないが、科目の内容を実現するため、入力・出力・通信などの機能要素で分割・統合ができるもの、かつ、できるだけ習得に時間がかからないものを選択することが望ましい。

Q 3 第10節「コンテンツの制作と発信」で「イ〔指導項目〕の（2）から（4）までについては、生徒や地域の実態、学科の特色等に応じて、いずれか一つ以上を選択して扱うことができること。」とあるが、これは生徒が選べるというイメージなのか。

A 3 可能であれば生徒が選択できることを望むが、極めて難しいことになろうかと思うので、学校の状況・生徒の実態に応じてということになる。

Q 4 第7節「ネットワークシステム」2（1）ウ「ネットワークの仮想化」についてどのように実施すべきか。

A 4 現状学校内にある機器では難しいかもしれないが、機器更新等の際にネットワークの仮想化（VLAN等）に対応したネットワーク機器を導入していただきたい。

Q 5 科目「情報実習」と「課題研究」の関係性について。

A 5 「情報実習」は各科目の内容の定着・理解を深めるためのものであり、「課題研究」はそれをさらに深化・統合化するものである。従ってレベル的には「課題研究」が「情報実習」より高いものであるという考え方。

Q 6 今回の改訂で内容がだいぶ高度化されているが、情報を担当する教員のスキルアップ手段について先進県等の事例も含めて情報提供していただきたい。

A 6 例えば基本オフィスやコンテンツ制作に関わるソフトウェアのライセンスを学校単位ではなく県レベルで契約して環境を整え、教職員に対する研修も情報科担当に限定するのではなく、全ての教職員に開かれたものに行っている都道府県がある。また、特に高度な内容を身に付けようとするならば中央研修として毎年、産業・情報技術等指導者養成研修（5日間）を開催している。現在、専門学科情報科の共有のサーバを千葉県立柏の葉高等学校主管で準備しており、先進的な事例や教材を集積して、みんなので使えるようにしている最中である。

Q 7 専門学科ではなく総合学科の場合でも、第4章第4節5（2）の「特に1～2単位程度の科目を多く履修させることは避けなければならない」は適用されるのか。

A 7 1～2単位の科目を数多く実施することは望ましくない。授業が効果的になるように適切に配慮していただきたい。

福 祉

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

- ・福祉の見方・考え方とは、生活に関する事象を、当事者の考えや状況、環境の継続性に着目して捉え、人間としての尊厳保持と自立を目指して、適切かつ効果的な社会福祉と関連づけること。
- ・見方・考え方は一人ずつ異なるため、1つにすることはなく生徒それぞれが持っているものから考えを出し合い、他の考えを聞き、広げ、深めていくこと。
- ・実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通してとは、仮説を立てて調査・研究・実験・実習などを行い、その学習活動を通して自己の学びや変容を自覚し、キャリア形成を見据えて学ぶ意欲を高める、福祉関係者や当事者などとの対話、生徒同士の討論といった自らの考えを広げ深めるなどの学習活動を行うこと。
- ・福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展をになう職業人として必要な資質・能力とは、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展、組織の一員としての役割を果たす資質・能力を意味している。

改 訂	現 行
<p>福祉の見方・考え方を働かせ、実践的・体験的な学習活動を行うことなどを通して、福祉を通じ、人間の尊厳に基づく地域福祉の推進と持続可能な福祉社会の発展をになう職業人として必要な資質・能力を次の通り育成することを目指す。</p> <p>(1) 福祉の各分野については体系的・系統的に理解するとともに、関連する技術を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 福祉に関する課題を発見し、職業人に求められる倫理観を踏まえ合理的かつ創造的に解決する力を養う。</p> <p>(3) 職業人として必要な豊かな人間性を育み、よりよい社会の構築を目指して自ら学び、福祉社会の創造と発展に主体的かつ協働的に取り組む態度を養う。</p>	<p>社会福祉に関する基礎的・基本的な知識と技術を総合的、体験的に修得させ、社会福祉の理念と意義を理解させるとともに、社会福祉に関する諸問題を主体的に解決し、社会福祉の増進に寄与する創造的な能力と実践的な態度を育てる。</p>

(2) 科目の構成

改 訂	現 行	備 考
社会福祉基礎	社会福祉基礎	名称変更
介護福祉基礎	介護福祉基礎	
コミュニケーション技術	コミュニケーション技術	
生活支援技術	生活支援技術	
介護過程	介護過程	
介護総合演習	介護総合演習	
介護実習	介護実習	
こころとからだの理解	こころとからだの理解	
福祉情報	福祉情報活用	

- ・従前と同様に9科目で構成。
- ・資格取得との関連で、人間と社会の分野として「社会福祉基礎」、介護分野として「介護福祉基礎」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」、「介護過程」、「介護総合演習」、「介護実習」、こころとからだの理解の分野として「こころとからだの理解」、情報分野として「福祉情報」の4分野で構成している。
- ・福祉に関する各学科の原則履修科目は「社会福祉基礎」と「介護総合演習」。

(3) 内容の改訂の要点

ア 名称変更 「福祉情報活用」→「福祉情報」

イ 福祉ニーズの高度化と多様化へ対応するために追加

- ・介護福祉士養成課程に追加された喀痰吸引・経管栄養を安全・適切に実施するため、「生活支援技術」に医療的ケアを追加。
- ・介護福祉士養成課程で教育内容が拡充されたチームケアに対応するため、「社会福祉基礎」の社会福祉援助活動にリーダーシップやチームマネジメントなど組織についての学習内容を充実。

ウ 倫理的課題や他職種協働の推進について

- ・福祉従事者に必要な倫理に関する学習内容を充実。
- ・「介護福祉基礎」、「コミュニケーション技術」、「生活支援技術」、「介護過程」、「介護実習」において、他職種協働に関する学習内容を充実。

エ 福祉・介護の場におけるICTの進展への対応

- ・「介護福祉基礎」、「生活支援技術」、「こころとからだの理解」において、「福祉用具と介護ロボット」等を含む福祉機器についての学習内容を充実。

オ 「生活支援技術」では、「終末期・緊急時の介護」の内容を整理し、「緊急時・災害時の支援」、「終末期の介護」に内容を独立。

カ 「介護総合演習」では、実習の捉え方をより幅広く福祉社会全体を学ぶ機会とするとともに、知識と技術の統合の観点から介護実践の科学的探究を推進する「実験」についての学習を追加。

キ 「こころとからだの理解」では医療的ケアにつなげる内容を補足し、「災害時に関するこころとからだのしくみ」を追加。

2 Q & A

Q 1 原則履修科目の履修順序はあるか。

A 1 福祉に関する学習の基礎科目である「社会福祉基礎」は低学年で、各科目で修得した知識と技術の深化、統合化がねらいの「介護総合演習」は「介護実習」の指導とあわせて履修させることが望ましい。

Q 2 コミュニケーション技術と社会福祉基礎の「人間関係とコミュニケーション」の違いは何か。

A 2 社会福祉基礎で扱う内容は対人関係の基礎としてのコミュニケーションで、コミュニケーション技術で扱う内容は具体的にサービス利用者となる援助が必要な人へのコミュニケーションを扱う。

Q 3 専門教科による必履修科目の代替はできるか。

A 3 専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目と同様の成果が期待できる場合においては、一部又は全部に替えることができる。例えば「福祉情報」の履修により、「情報Ⅰ」の履修に代替することは可能である。ただし機械的に代替が認められるものではない。その判断は学校設置者が行う。

Q 4 総合的な探究の時間と代替可能な科目はなにか。

A 4 総合的な探究の時間の履修により「介護総合演習」と同様の成果が期待できる場合においては、総合的な学習の時間の履修をもって「介護総合演習」の履修の一部又は全部に替えることができる。また「介護総合演習」の履修により、総合的な学習の時間の履修と同様の成果が期待できる場合においては、「介護総合演習」の履修をもって総合的な学習の時間の履修の一部又は全部に替えることができる。ただし「同様の成果が期待できる場合」であり、自動的に代替が認められるものではない。また、総合学科は適用外である。

Q 5 介護総合演習での「実験」は必ず入れなければならないのか。

A 5 必ず実験をするということではなく、各校の実態に応じて調査、研究の他の取り組み

みの広がりと考えて入れた。安全管理と学習環境の整備に十分留意して行って欲しい。

Q6 生活支援技術の「医療的ケア」の取り扱いについて。

A6 医療的ケアは専門性が高いため、準備がきちんとでき、専門の教員がいなければ誤解や危険を招くので扱わない方がよい。福祉系高等学校以外では選択の必要がない分野である。教員の要件も決まっている。

Q7 各科目における選択項目について。

A7 学習内容に選択項目がある科目は「コミュニケーション技術」、「介護総合演習」、「こころとからだの理解」、「生活支援技術」である。

福祉科の各科目

第1 社会福祉基礎

- (1) 社会福祉の理念と意義
- (2) 人間関係とコミュニケーション
- (3) 社会福祉思想の流れと福祉社会への展望
- (4) 生活を支える社会保障制度

第2 介護福祉基礎

- (1) 介護の意義と役割
- (2) 介護福祉の担い手
- (3) 介護を必要とする人の理解と介護
- (4) 介護における安全確保と危機管理

第3 コミュニケーション技術

- (1) 福祉実践におけるコミュニケーション
- (2) サービス利用者や家族とのコミュニケーション
- (3) 福祉実践におけるチームのコミュニケーション

第4 生活支援技術

- (1) 生活支援の理解
- (2) 自立に向けた生活支援技術
- (3) 緊急時・災害時の支援
- (4) 終末期の支援
- (5) 医療的ケア

第5 介護過程

- (1) 介護過程の意義と役割
- (2) 介護過程の展開
- (3) 介護過程の実践的展開
- (4) 介護過程とチームアプローチ

第6 介護総合演習

- (1) 介護演習
- (2) 事例研究
- (3) 調査、研究、実験

第7 介護実習

- (1) 多様な介護の場における実習
- (2) 個別ケアを理解するための継続した実習

第8 ころとからだの理解

- (1) ころとからだの基礎的理解
- (2) 生活支援に必要なころとからだのしくみの理解
- (3) 発達と老化の理解
- (4) 認知症の理解
- (5) 障害の理解

第9 福祉情報活用

- (1) 情報社会と福祉サービス
- (2) 情報モラルとセキュリティ
- (3) 情報機器と情報通信ネットワーク
- (4) 福祉サービスと情報機器の活用

理 数

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

目標については、理数科において育成を目指す資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱に沿って整理して示した。基本的な知識及び技能を確実に習得させるとともに、これらの活用や探究的な学習を一層重視して、思考力、判断力、表現力等を育成することは従前と同様である。

改 訂	現 行
<p>様々な事象に関わり、数学的な見方・考え方や理科の見方・考え方などを働かせ、数学的活動や観察、実験などを通して、探究するために必要な資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 数学及び理科における基本的な概念、原理・法則などについての系統的な理解を深め、探究するために必要な知識や技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 多角的、複合的に事象を捉え、数学的、科学的に考察し表現する力などを養うとともに創造的な力を高める。</p> <p>(3) 数学や理科などに関する事象や課題に向き合い、課題の解決や新たな価値の創造に向けて積極的に挑戦しようとする態度を養う。</p>	<p>事象を探究する過程を通して、科学及び数学における基本的な概念、原理・法則などについての系統的な理解を深め、科学的、数学的に考察し表現する能力と態度を育て、創造的な能力を高める。</p>

(2) 科目の構成

科目の編成については大きな変更を行っていない。ただし、今回、新設した各学科に共通する教科「理数」に属する科目である「理数探究」を理数に関する学科の全ての生徒が原則として履修する科目とし、従前の理数科に属する科目である「課題研究」を廃止した。

改 訂	現 行
理数数学Ⅰ	理数数学Ⅰ
理数数学Ⅱ	理数数学Ⅱ
理数数学特論	理数数学特論
理数物理	理数物理
理数化学	理数化学
理数生物	理数生物
理数地学	理数地学
	課題研究

(3) 内容の改訂の要点

ア 学習内容の改善について

従前から引き続き、数学的、科学的に考察し表現する力などを養い、新しい進歩を生み出す創造的な力を育成することを重視している。また、数学や理科の履修においては、生徒一人一人の興味・関心を深め、育成を目指す資質・能力を一層伸長するように配慮している。

イ 数学的分野

「理数数学Ⅰ」、「理数数学Ⅱ」及び「理数数学特論」で編成しており、これらの科目は高等学校学習指導要領第2章第4節数学に示されている各科目の内容を発展的、系統的にまとめたものである。

ウ 理科的分野

「理数物理」、「理数化学」、「理数生物」及び「理数地学」で編成しており、これらの科目は高等学校学習指導要領第2章第5節理科に示されている各科目の内容を発展的、系統的にまとめたものである。

エ 内容の取扱い

具体的な内容の取扱いについては、高等学校学習指導要領第2章第4節数学及び第5節理科の各科目の「内容」及び「内容の取扱い」を参照して扱うようにする。

2 Q&A

Q 1 理数に関する学科において原則として履修する科目はどのようになったか。

A 1 数学的分野については、「理数数学Ⅰ」及び「理数数学Ⅱ」の2科目を全ての生徒に、理科的分野については、4科目のうちから3科目以上を全ての生徒に履修させることを原則としている。また、各学科に共通する教科「理数」に属する科目である「理数探究」を、原則として全ての生徒に履修させることとしている。

体 育

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

専門学科「体育」の目標については、学校教育法第30条2項の規定を一層明確化するため、資質・能力の三つの柱を踏まえて示すこととした。具体的には、スポーツへの多様な関わり方についての理解と実践及び生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力を身に付けることを重視したものであり、これらの資質・能力の育成を通して、現在及び将来の生活を健康で活力に満ちた明るく豊かなものにすることが大切であることを示した。

改 訂	現 行
<p>体育の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、健やかな心身の育成に資するとともに、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) スポーツの多様な意義やスポーツの推進及び発展の仕方について理解するとともに、生涯を通してスポーツの推進及び発展に必要な技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) スポーツの推進及び発展についての自他や社会の課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けて思考し判断するとともに、他者に伝える力を養う。</p> <p>(3) 生涯を通してスポーツを継続するとともにスポーツの推進及び発展に寄与することを目指すし、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養う。</p>	<p>心と体を一体としてとらえ、スポーツについての専門的な理解及び高度な技能の習得を目指した主体的、合理的、計画的な実践を通して、健やかな心身の育成に資するとともに、生涯を通してスポーツの振興発展に寄与する資質や能力を育て、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を育てる。</p>

(2) 科目の構成

【科目の編成内容】

理論及び課題研究に関する科目とスポーツに関する科目に大別した上で、理論及び課題研究に関する科目は、「スポーツ概論」、「スポーツ総合演習」で示し、スポーツに関する科目は、スポーツの特性や魅力に応じて「スポーツⅠ」から「スポー

ツVI」で示している。

以上の科目を、学習指導要領に示した順序に従って挙げると次のとおりである。

科目名	内容の取扱い
第1 スポーツ概論	各年次必履修科目
第2 スポーツⅠ（採点競技及び測定競技）	各年次において 1科目以上選択
第3 スポーツⅡ（球技）	
第4 スポーツⅢ（武道及び諸外国の対人的競技等）	
第5 スポーツⅣ（ダンス）	
第6 スポーツⅤ（野外の運動）	各年次必履修科目
第7 スポーツⅥ（体づくり運動）	各年次必履修科目
第8 スポーツ総合演習	各年次必履修科目

【標準単位数】

- ・設置者が地域の実態や管内の学校の実態等に留意し、適切な標準単位数を定めることとしている。〔高等学校学習指導要領第1章総則第2款の3（1）ウ〕
- ・専門教育に関する履修単位数は25単位を下らないこととする。〔高等学校学習指導要領第1章総則第2款の3（2）イ（ア）〕

（3）内容の改善の要点

「スポーツⅠ」から「スポーツⅥ」の内容に「多様な関わり方」を新たに示し、スポーツの楽しみ方を実践する資質・能力やスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を目指すとともに、スポーツを通じた共生社会の実現に寄与する視点を重視した。

ア 各科目の解説において、「する、みる、支える、知る」などのスポーツの多様な楽しみ方を実践する資質・能力の育成に向けた指導事項を、資質・能力の三つの柱に沿って示すこととした。

イ 各科目の目標において、従前、「生涯を通してスポーツの振興発展に寄与する資質や能力」を育てることとしていたものを、「生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力」を育成することを示すこととした。

（4）内容の取扱いについての改善の要点

「スポーツ概論」

- ア 「内容」について、従前、「（1）スポーツの歴史・文化的特性と現代的特徴、（2）スポーツの効果的な学習の仕方、（3）豊かなスポーツライフの設計、（4）スポーツの指導法と安全、（5）スポーツの運営及び管理」としていたものを、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を重視

する視点から、「(1) スポーツの文化的特性や現代におけるスポーツの発展、(2) スポーツの効果的な学習の仕方、(3) 豊かなスポーツライフの設計の仕方、(4) スポーツの多様な指導法と健康・安全、(5) スポーツの企画と運営」と改めた。

「スポーツⅠ」(採点競技及び測定競技)

ア 従前の「内容」について、それぞれ「理解と実践」としていたものを、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を重視する視点から「多様な関わり方」と改めた。

「スポーツⅡ」(球技)

ア 従前の「内容」について、それぞれ「理解と実践」としていたものを、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を重視する視点から「多様な関わり方」と改めた。

「スポーツⅢ」(武道及び諸外国の対人的競技等)

ア 従前の「内容」について、それぞれ「理解と実践」としていたものを、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を重視する視点から「多様な関わり方」と改めた。

イ 従前から示されている柔道、剣道、相撲、なぎなた、弓道に加えて、空手道、合気道、少林寺拳法、銃剣道を適宜取り上げることができるとを新たに示した。

「スポーツⅣ」(ダンス)

ア 従前の「内容」について、それぞれ「理解と実践」としていたものを、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を重視する視点から「多様な関わり方」と改めた。

「スポーツⅤ」(野外の運動)

ア 従前の「内容」について、それぞれ「理解と実践」としていたものを、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を重視する視点から「多様な関わり方」と改めた。

「スポーツⅥ」(体づくり運動)

ア 「内容」について、従前、「(1) 体づくり運動の理解と実践、(2) 目的に応じた心身の調整の仕方や交流を深めるための運動の仕方の理解と実践、(3) ライフステージに応じた運動の計画の立て方の理解と実践」としていたものを、生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を重視する視点から、「(1) 体づくり運動への多様な関わり方、(2) 目的に応じた心身の気付きや交流を深めるための運動の仕方、(3) ライフステージ及びライフスタイルに応じた体操や運動の計画の立て方」と改めた。

イ 内容の取扱いにおいて、従前、「(2) 又は (3) のいずれかを選択して取り扱うことができる」としていたものを、「(2) 及び (3)はその次の年次以降で取り扱うこととする」と改めた。

「スポーツ総合演習」

ア 「内容」について、従前、「(1) スポーツの知識や実践に関する課題研究、

(2) スポーツの指導や運営及び管理に関する課題研究、(3) スポーツを通じた社会参画に関する課題研究」としていたものを、「する、みる、支える、知る」などのスポーツの多様な楽しみ方を実践する資質・能力の育成及び生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を重視する視点から、「(1) スポーツの多様な理論や実践に関する課題研究、(2) スポーツの多様な指導や企画と運営に関する課題研究、(3) スポーツを通じた多様な社会参画に関する課題研究」と改めた。

2 Q & A

Q 1 体育科設定のねらいはなにか。 (解説：体育編第1章第1節参照)

A 1 体育科は、スポーツを通じた専門教育の学習を希望する生徒が、体育の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、心と体を一体として捉え、健やかな心身を育成するとともに、生涯を通してスポーツと多様に関わり、スポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を目指して設定した学科であり、具体的なねらいは、次のとおりである。

第1は、専門学科「体育」の各科目の学習を行うことによって、体育の見方・考え方を働かせ、課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けた学習過程を通して、健やかな心身の育成を図るとともに、生涯を通してスポーツを継続する資質・能力を高め、明るく豊かで活力ある生活を営む態度を養うことである。

第2は、選択した科目の学習や課題研究等によって、「する、みる、支える、知る」などのスポーツへの多様な関わり方を自ら実践するとともに、我が国におけるスポーツの推進及び発展の担い手を育成することである。

Q 2 体育科改訂の方針はなにか。 (解説：体育編第1章第2節1参照)

A 2 専門教育に関する各教科・科目についても、専門分野ごとに求められる資質・能力を、関係団体等との間で共有化しつつ、三つの柱を踏まえて各教科・科目の位置付けを明確化し、目標を示すこととされ、次の3つの方針を定めた。

- ① 体育科で求められる資質・能力を踏まえ、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」(資質・能力の三つの柱)の育成を重視し、体育科及び各科目の目標と内容の構造の見直しを図ること。
- ② 「する、みる、支える、知る」などのスポーツの多様な楽しみ方を実践する資質・能力の育成を重視する観点から内容の充実を図ること。
- ③ 生涯を通してスポーツの推進及び発展に寄与する資質・能力の育成を重視する観点から内容の充実を図ること。

Q 3 体育科の目標において、従前、スポーツの「振興発展」としていたものを、スポーツの「推進及び発展」としたのはなぜか。

(解説：体育編第1章第2節2(1)参照)

A 3 従前の高度な技能の習得を中心として社会におけるスポーツを牽引していくことばかりでなく、体育の見方・考え方を働かせ、「する、みる、支える、知る」などのスポーツへの多様な関わり方を自ら実践することを通して、社会における人々の生涯を通じたスポーツの諸課題を発見し、主体的、合理的、計画的な解決に向けて共に関わろうとする意味を強調したためである。

Q 4 体育科の教師にはどのような指導が求められているのか。

(解説：体育編第1章第3節1参照)

A 4 「する、みる、支える、知る」などの視点から、自己に適したスポーツとの関わり方で継続的にスポーツと多様に関わることでスポーツの意義や価値等についての考え方が醸成されること、より多くの国民がスポーツの意義や価値等を理解することでスポーツの推進及び発展を支持することにつながることを実感することができるよう指導することが求められている。

Q 5 体育科における知識及び技能では何を指すのか。

(解説：体育編第1章第3節1、第2章第2節2参照)

A 5 生涯を通してスポーツの推進及び発展に必要な技能を身に付けることを目標に、多様な志向や体力や技能等の違いの中でスポーツを継続的に楽しめる技能に留まらずスポーツの運営や地域のスポーツ推進や発展に貢献するための技能を身に付けることを示している。

特に技能の例示においては、他者に技能のポイントを誇張して表現するなどの表現的な技能と卒業後にスポーツを推進及び発展する際に求められる指導的技能を示しており、高度な技能を習得することだけが体育科ではないことを明確にした。

なお、「スポーツVI」（体づくり運動）においては、科目「体育」では「運動」としているところを「技能」としているが、このこともスポーツの推進及び発展につながる技能という捉えから示しているものである。

Q 6 体育科「各科目」の技能の指導に際して留意することは何か。

A 6 各科目で身に付けた技能に応じて系統的、計画的に活動できるよう科目「体育」の各領域の例示などを手掛かりにして行うよう配慮する。

Q 7 「スポーツ総合演習」において「学外の認定資格等の取得と関連付けるなど…」とあるが、資格取得に向けた取組を内容として取り扱ってよいか。

(解説：体育編第3章第2節(6)参照)

A 7 「スポーツ総合演習」などで、学外の認定資格等の取得と関連付けるなど、より専門的かつ実践的な知識及び技術の習得が図られるようにすることを示した。

学外の認定資格等の取得については、高等教育段階にある専門教育としての単位認定の妥当性について各学校で基準等を設ける必要がある。また、効果的な学習成果が得られるよう関係団体や大学などとの連携を図るとともに、学内での事前指導や事

後指導の充実に取り組むことが大切である。

その際、資格取得が全てになってしまうことなく、科目の目標や内容に沿ったテーマや内容に取り組ませる配慮が必要である。

Q 8 今後、障害のある生徒においても体育科を目指すことが考えられるか。

(解説：体育編第3章第1節1参照)

A 8 障害のある生徒においても、スポーツの推進及び発展に寄与するために体育科を目指すことが考えられる。障害があることを理由に入学を拒否することは望ましくない。生徒の障害の種類と程度を家庭、専門医等と連絡を密にしながら的確に把握し、教材、練習やゲーム及び試合や発表の仕方等を十分に検討することが求められる。

また、体育科の学習においても、障害者の権利に関する条約に掲げられたインクルーシブ教育システムの構築を目指し、生徒の自立と社会参加を一層推進していくためには、生徒の十分な学びを確保し、一人一人の生徒の障害の状態や発達の段階に応じた指導や支援を一層充実させていく必要があることも、学校全体で理解し共有することが必要である。

なお、指導に際しては、解説第1部第3章第1節の3(2)も踏まえ、適切に指導するものとする。

Q 9 学外の認定資格等とは具体的にどのようなものをいうのか。

A 9 協会の審判員資格、段級位資格、救命救急等の資格などである。各学校においては、高等学校段階の学習として望ましいものかどうかを判断する必要がある。また、健康・安全上の確保や生徒の過失による事故発生における補償の問題が発生した場合の保険加入などの対応等の事前準備をしておく必要がある。

Q 10 スポーツ総合演習の中で、スポーツ概論を扱うという形をとってもよいか。

A 10 認められない。スポーツ概論は、設定された単元の確実な習得が求められており、スポーツ総合演習では、全ての科目の学習を基礎として自由なテーマを設定し探究する課題研究である。

内容の異なる科目を読み替えることは、「体育科」の履修要件を満たさなくなり、未履修となる。

Q 11 専門教科「体育」における科目「スポーツ総合演習」については、総合的な探究の時間の履修をもって課題研究等の履修の一部又は全部に替えることができる条件に該当するか。
(高等学校学習指導要領第1章総則第2款3(2)参照)

A 11 高等学校総則第2款3(2)イ(ウ)に職業教育を主とする専門学科における規定において、総合的な探究の時間の履修による「課題研究」等との一部又は全部に替えることのできる規定があるが、専門学科「体育」については、職業以外の専門教育に関する各教科・科目に位置づけられるため、この規定が該当しない。

音 楽

1 改訂の要点

(1) 目標の改善

音楽科で育成を目指す資質・能力を「音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力」と規定し、目標を(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理して、これらが実現できるように示した。また、各科目の資質・能力の育成に当たっては、生徒が「音楽的な見方・考え方」を働かせて学習活動に取り組めるようにすることを示した。

(2) 科目の改善

「演奏研究」の内容の充実を図る観点から、鑑賞に関する学習を含めることとした。

(3) 指導計画の作成と内容の取扱いの改善

- ① 資質・能力の育成に向け、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図ることに関する配慮事項を示した。
- ② 障害のある生徒などの指導に当たって必要となる配慮事項を示した。
- ③ 従前、一項目でまとめて示していた、音や音楽と生活や社会との関わりについて考えること、著作物等を尊重する態度の形成を図ることに関する配慮事項を、二項目に分けて示し、配慮すべきことやその目的などを一層明確にした。

2 目標

改 訂	現 行
<p>音楽に関する専門的な学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 音楽に関する専門的で幅広く多様な内容について理解を深めるとともに、表現意図を音楽で表すために必要な技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 音楽に関する専門的な知識や技能を総合的に働かせ、音楽の表現内容を解釈したり音楽</p>	<p>音楽に関する専門的な学習を通して、感性を磨き、創造的な表現と鑑賞の能力を高めるとともに、音楽文化の発展と創造に寄与する態度を育てる。</p>

<p>の文化的価値などについて考えたりし、表現意図を明確にもったり、音楽や演奏の価値を見いだして鑑賞したりすることができるようにする。</p> <p>(3) 主体的に音楽に関する専門的な学習に取り組み、感性を磨き、音楽文化の継承、発展、創造に寄与する態度を養う。</p>	
---	--

音楽科の目標は、音楽に関する専門的な学習を通して、音楽的な見方・考え方を働かせ、音楽や音楽文化と創造的に関わる資質・能力を育成することを目指すことである。その上で、育成を目指す資質・能力として、(1)に「知識及び技能」の習得に関すること、(2)に「思考力、判断力、表現力等」の育成に関すること、(3)に「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関することを示すことによって構成されている。

従前の目標の文言やその趣旨が、今回改訂された目標ではどのように位置付けられているかについて、以下に示す。

従前の目標	改訂後の目標での位置付け
<p>○音楽に関する専門的な学習を通して</p> <p>○感性を磨き 音楽文化の発展と創造に寄与する態度を育てる</p> <p>○創造的な表現と鑑賞の能力を高める</p>	<p>○従前同様、目標の文頭に位置付けている。</p> <p>○(3) (「学びに向かう力、人間性等」の涵養に関する目標)として位置付けている。</p> <p>○従前示していた「創造的な表現と鑑賞の能力」については、(1) (「知識及び技能」の習得に関する目標)及び(2) (「思考力、判断力、表現力等」の育成に関する目標)として位置付け、その内容を示している。</p>

3 科目編成

(1) 科目の編成

科目の編成については、従前と同様、次のとおりである。

	科 目		科 目
第1	音楽理論	第5	声乐
第2	音楽史	第6	器楽
第3	演奏研究	第7	作曲
第4	ソルフェージュ	第8	鑑賞研究

各学校においては、学習指導要領第1章総則第2款の3の(1)のウの規定により、設置者の定める標準単位数を踏まえ、生徒に履修させる単位数について適切に定めるものとしている。

また、学習指導要領第1章総則第2款の3の(1)のエの規定により、上記の表以外の科目(学校設定科目)を設けることができるとしている。この場合において、その科目の名称、目標、内容、単位数等については、音楽科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとしている。

(2) 科目の履修

① 専門学科における各教科・科目の履修

学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のイの(ア)においては、「専門学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。」と規定し、専門学科における専門教科・科目の最低必修単位数を25単位以上と定めている。また、専門学科においては、「各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中にも含めることができること。」と定めている。

一方、学習指導要領第1章総則第4款の2においては、卒業までに履修させる単位数の計を74単位以上と定めているが、その際、専門学科においては、専門教科・科目の最低必修単位数の25単位以上を含めなければならないとしている。

なお、学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のイの(イ)においては、「専門教科・科目の履修によって、必修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。」と規定している。

② 音楽に関する学科における各科目の履修

ア 原則として全ての生徒に履修させる各科目

「音楽理論」の〔指導項目〕の「(1)楽典、楽曲の形式など」及び「(2)和声法」、「音楽史」、「演奏研究」、「ソルフェージュ」及び「器楽」の〔指導項目〕の「(1)鍵盤楽器の独奏」は、原則として全ての生徒に履修させる科目である。

イ 専門的に履修させる各科目等

「声楽」の〔指導項目〕の「(1)独唱」、「器楽」の〔指導項目〕の「(1)鍵盤楽器の独奏」、「(2)弦楽器の独奏」、「(3)管楽器の独奏」、「(4)打楽器の独奏」、「(5)和楽器の独奏」及び「作曲」の〔指導

項目]の「(1) 様々な表現形態の楽曲」の中から、生徒の特性等に応じ、いずれかを専門的に履修させることとしている。なお、「器楽」においては、生徒の特性、学校や地域の実態を考慮し、特定の楽器を選んで行うものとしている。また、これに加えて、「声楽」の〔指導項目〕の(1)、「器楽」の〔指導項目〕の(1)から(5)までのいずれかを履修させることができることとしている。

ウ 各年次にわたり履修させる各科目

上記イに示す専門的に履修させる〔指導項目〕、「音楽理論」の〔指導項目〕の(1)及び(2)、「ソルフェージュ」及び「器楽」の〔指導項目〕の(1)については、原則として各年次にわたり履修させることとしている。

4 Q&A

Q 1 各科目にはどのような性格がありますか。

A 1 各科目では、その科目の特質に応じた「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」それぞれの資質・能力を育成することを原則とし、各科目の目標を示している。また、音楽科における「技能」は、「音楽表現の技能」として整理しているため、「音楽史」及び「鑑賞研究」においては、「技能」の習得に関する目標は示していない。

「音楽理論」は、音楽に関する基礎的な理論について理解することなどの資質・能力を、「音楽史」は、我が国及び諸外国の音楽の歴史について理解することなどの資質・能力を、「演奏研究」は、音楽作品を尊重して演奏したり鑑賞したりする態度などの資質・能力を、「ソルフェージュ」は、音楽性豊かな表現をするための基礎となる学習を大切にす態度などの資質・能力を育成することが主なねらいとなる科目である。

また、「声楽」及び「器楽」は、創造的に表現するために必要な技能などの資質・能力を、「作曲」は、音楽性豊かな楽曲の構成について考え、表現意図を明確にもつことなどの資質・能力を育成することが主なねらいとなる科目である。

「鑑賞研究」は、音楽や音楽文化を尊重する態度や、批評することができるようにすることなどの資質・能力を育成することが主なねらいとなる科目である。

美 術

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

美術を専門に学習する生徒に対し、中学校美術科の発展として美術に関する専門的な内容を指導する教科であることから、「美術に関する専門的な学習を通して、造形的な見方・考え方を働かせ、美的体験を豊かにし、美術や美術文化と創造的に関わる資質・能力を次の通り育成することを目指す」と示し、(1)「知識及び技能」、(2)「思考力、判断力、表現力等」、(3)「学びに向かう力、人間性等」の三つの柱で整理し、これらが実現できるように示した。また、各科目の目標についても、教科の目標に応じて(1)、(2)、(3)の三つの柱で整理し、これらを相互に関連させながら育成できるように整理した。

(2) 科目の構成

造形的な見方・考え方を働かせ、よりよい人生や社会の在り方を考え、問題を発見・解決し、新たな意味や価値を生み出す豊かな創造性の育成を目指して、従前、美術に関する学科において原則として全ての生徒に履修させる科目としていた「美術史」、「素描」及び「構成」に「美術概論」及び「鑑賞研究」を加えて再構成した。

改 訂	現 行
美術概論※	美術概論
美術史※	美術史※
鑑賞研究※	素描※
素描※	構成※
構成※	絵画
絵画	版画
版画	彫刻
彫刻	ビジュアルデザイン
ビジュアルデザイン	クラフトデザイン
クラフトデザイン	情報メディアデザイン
情報メディアデザイン	映像表現
映像表現	環境造形
環境造形	鑑賞研究

※は、原則として全ての生徒に履修させる科目

学習指導要領第1章総則第2款の3の(1)のエの規定により、上記の表以外の科目(学校設定科目)を設けることができるとしている。この場合において、その科目の名称、目標、内容、単位数等については、美術科の目標に基づき、高等学校教育としての水準の確保に十分配慮し、各学校の定めるところによるものとしている。

学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のイの(ア)においては、「専門学科においては、専門教科・科目について、全ての生徒に履修させる単位数は、25単位を下らないこと。」と規定し、専門学科における専門教科・科目の最低必履修単位数を25単位以上と定めている。また、専門学科においては、「各学科の目標を達成する上で、専門教科・科目以外の各教科・科目の履修により、専門教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目以外の各教科・科目の単位を5単位まで上記の単位数の中に含めることができること。」と定めている。

一方、学習指導要領第1章総則第4款の2においては、卒業までに履修させる単位数の計を74単位以上と定めているが、その際、専門学科においては、専門教科・科目の最低必履修単位数の25単位以上を含めなければならないとしている。

なお、学習指導要領第1章総則第2款の3の(2)のイの(イ)においては、「専門教科・科目の履修によって、必履修教科・科目の履修と同様の成果が期待できる場合においては、その専門教科・科目の履修をもって、必履修教科・科目の履修の一部又は全部に替えることができること。」と規定している。

(3) 内容の改訂の要点

学習指導要領第12節第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」において、「題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。」及び「障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」を新たに明示した。

(4) 各科目について

ア 「美術概論」

(ア) 今回の改訂では、「美術概論」を専門教科美術を学ぶ基盤としての科目と位置付け、必履修科目とした。それに伴い、従前の「(1) 美術と自然」、「(2) 美術と社会」、「(3) 美術と生活」の〔指導項目〕を全面的に改め、「(1) 美術に関する基礎的な理論」、「(2) 自然と美術、生活や社会の中の美術」、「(3) 知的財産権と肖像権」とした。

(イ) 「美術に関する基礎的な理論」では、各科目において共通に必要なとなる、美術の意義や創造活動を追求するための基礎となる美学や造形心理学などの諸理

論を形や色彩、技法、材料や用具などに関する知識との関連を図りながら理解できるようにする。

- (ウ) 「自然と美術、生活や社会の中の美術」では、自然の観察などを基に人間と自然との関わりや、生活や社会における美術の働きについて考察し、美術の意義について理解を深められるよう指導することが必要である。
- (エ) 「知的財産権と肖像権」では、専門教科美術を学ぶ上で重要である創造活動に関わる権利としての知的財産権や肖像権について正しく理解し、尊重する態度を育成するよう指導する必要がある。

イ 「鑑賞研究」

- (ア) 今回の改訂では、「鑑賞研究」を専門教科美術を学ぶ基盤としての科目と位置付け、必履修科目とした。また、〔指導項目〕の「(1) 作品・作家に関する研究」を「(1) 作品及び作家に関する研究」に、「(3) 展示企画、展示構成」を「(3) 展示企画及び展示構成に関する研究」と改めた。
- (イ) 「作品及び作家に関する研究」では、美術館や文献などでの調査や研究を通して、作品や作家についての理解を深める専門的な研究を行い、作品の表現上の特徴や美術史上の位置付け、作家の生涯や制作上の信念、表現技法など鑑賞の研究に必要な内容について考察し、理解を深めることができるようにする。
- (ウ) 「展示企画及び展示構成に関する研究」では、展示する側と鑑賞する側の双方の立場に立って研究を行うことができるようにする。展示企画に際しては、作品や作家について詳しく研究し、展示のテーマや作家の表現の意図、社会背景などを明確にして、鑑賞者に分かりやすく展示する方法を考えることが大切である。

ウ 「ビジュアルデザイン」

- (ア) 今回の改訂では、〔指導項目〕の「(1) デザインの基礎」、「(2) 平面・立体デザイン」を「(1) ビジュアルデザインの基礎」、「(2) 伝達目的に応じたデザイン」と改めた。
- (イ) 「ビジュアルデザインの基礎」では、伝達の目的や内容、デザインの諸条件、表現効果と様々な造形の要素の働きについて総合的に扱い、創造的で効果的な視覚伝達の表現を行う上での基礎を身に付けるように指導することが大切である。
- (ウ) 「伝達目的に応じたデザイン」では、「(1) ビジュアルデザインの基礎」の学習の上に、伝達目的に応じた創造的な表現に関する資質・能力を高めるようにすることが大切である。

エ 「クラフトデザイン」

- (ア) 今回の改訂では、〔指導項目〕の「(1) デザインの基礎」を「(1) クラフトデザインの基礎」と改めた。
- (イ) 「クラフトデザインの基礎」では、「(3) 工芸」や「(4) プロダクト

デザイン」、「(5) 伝統工芸」に関するクラフトデザインの基礎となる学習を通して、発想や構想に関する資質・能力を培い、イメージやアイデアを広げ、創造的に表現できる資質・能力を身に付けるようにする。

オ 「環境造形」

(ア) 今回の改訂では、〔指導項目〕の「(1) 環境造形」を「(1) 生活環境と造形」、「(2) 展示造形」を「(2) 展示計画と造形」、「(3) 舞台造形」を「(3) 舞台演出と造形」、「(4) 環境総合芸術」を「(4) その他の環境造形」に改めた。

(イ) 「生活環境と造形」では、人々の生活の場としての環境と造形との調和について理解を深め、身近な環境の中の造形について、吟味したり必要なものを発見したりして、主題を明確にしながらか制作したり工夫して改善したりできるようにすることが大切である。

(ウ) 「展示計画と造形」では、作品の展覧会、イベント、商業施設のショーウィンドウなど、作品、情報、商品などの展示に関する造形表現を共同で学習することを通して、展示計画を立てることができるようにする。

(エ) 「舞台演出と造形」では、野外も含めて限られた場と時間の中で行われる舞台表現における造形活動として、舞台造形の効果的な演出の役割について理解を深め、実際に計画を立てるなどして舞台造形の創造的な表現に関する資質・能力を身に付けられるようにする。

(オ) 「その他の環境造形」では、自然環境、都市環境などの屋内外の諸環境における環境造形の要素について理解し、空間と時間を美的に構成する表現に関する資質・能力を身に付けられるようにする。

2 Q&A

Q 1 学習指導要領第12節第3款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の1(1)に新たに明示された「題材など内容や時間のまとまりを見通して、その中で育む資質・能力の育成に向けて、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現を図るようにすること。その際、造形的な見方・考え方を働かせ、各科目の特質に応じた学習の充実を図ること。」とは具体的にどのようなことか。

A 1 主体的・対話的で深い学びは、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。題材など内容や時間のまとまりの中で、例えば、主体的に学習に取り組めるよう学習の見通しを立てたり学習したことを振り返ったりして自身の学びや成長を自覚できる場面をどこに設定するか、対話によって自分の考えなどを広げたり深めたりする場面をどこに設定するか、学びの深まりをつくりだすために、生徒が考える場面と教師が教える場面をどのように組み立てるか、といった視点で授業改善を進めることが求められる。また、生徒や学校の実態に応じ、多様な学習活動を組み合わせて授業を組み立てていくことが重要であり、題材など内容や時間のまとまりを見通した学習を行うに当たり基礎となる「知識及び技能」の習得に課

題が見られる場合には、それを身に付けるために、生徒の主体性を引き出すなどの工夫を重ね、確実な習得を図ることが必要である。

Q 2 学習指導要領第 1 2 節第 3 款「各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い」の 1 (4) に新たに明示された「障害のある生徒などについては、学習活動を行う場合に生じる困難さに応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと。」とは具体的にどのようなことか。

A 2 例えば、形や色彩などの変化を見分けたり、微妙な変化を感じ取ったりすることが難しい場合などにおいて、生徒の実態やこれまでの経験に応じて、造形の要素の特徴や働きが分かりやすいものを例示することや、主題に応じて一人一人が自分に合ったものが選べるように、多様な材料や用具を用意したり種類や数を絞ったりするなどの配慮をする。また、造形的な特徴などからイメージを捉えることが難しい場合などにおいて、形や色などに対する気付きや豊かなイメージにつながるように、自分や他の人の感じたことや考えたことを言葉にする場を設定するなどが考えられる。

英 語

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

英語科の目標は、前述の改訂の趣旨を踏まえ、「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力等」、「学びに向かう力、人間性等」の三つの資質・能力を明確にした上で、①各学校段階の学びを接続させるとともに、②「外国語を使って何ができるようになるか」を明確にするという観点から改善・充実を図っている。

英語の学習においては、語彙や文法等の個別の知識がどれだけ身に付いたかに主眼が置かれるのではなく、児童生徒の学びの過程全体を通して、知識・技能が、実際のコミュニケーションにおいて活用され、思考・判断・表現することを繰り返すことを通して獲得され、学習内容の理解が深まるなど、資質・能力が相互に関係し合いながら育成されることが必要である。

このため、それらの育成を目指す力について、改訂の趣旨を踏まえつつ、我が国の現状や外国語学習の特性を踏まえて「知識及び技能」と「思考力、判断力、表現力等」を一体的に育成するとともに、その過程を通して、「学びに向かう力、人間性等」に示す資質・能力を育成し、小・中・高等学校で一貫した目標を実現するため、そこに至る段階を示すものとして国際的な基準であるCEFRを参考に、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の五つの領域（以下「五つの領域」という。）で英語の目標を設定している。

改 訂	現 行
<p>外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、英語による聞くこと、読むこと、話すこと、書くことの言語活動及びこれらを結び付けた統合的な言語活動を通して、情報や考えなどを的確に理解したり適切に表現したり伝え合ったりするコミュニケーションを図る資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 英語の音声や語彙、表現、文法、言語の働きなどの理解を深めるとともに、これらの知識を、聞くこと、読むこと、話すこと、書くことによる実際のコミュニケーションにおいて、目的や場面、状況などに応じて適切に活用できる技能を身に付けるようにする。</p> <p>(2) コミュニケーションを行う目的や場面、状</p>	<p>英語を通じて、言語や文化に対する理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を図り、情報や考えなどを的確に理解したり適切に伝えたりするコミュニケーション能力を養う。</p>

<p>況などに応じて、日常的な話題や社会的な話題について、英語で情報や考えなどの概要や要点、詳細、話し手や書き手の意図などを的確に理解したり、これらを活用して適切に表現したり伝え合ったりすることができる力を養う。</p> <p>(3) 英語の背景にある文化に対する理解を深め、聞き手、読み手、話し手、書き手に配慮しながら、主体的、自律的に英語を用いてコミュニケーションを図ろうとする態度を養う。</p>	
---	--

(2) 科目の構成

各科目の構成においては、「話すこと」、「書くこと」における発信力の強化や、高校生の卒業後の進路の多様化などに対応するため、より高度で専門的な科目を新設した。「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと [やり取り]」、「話すこと [発表]」、「書くこと」の言語活動やこれらを結び付けた言語活動を通して、五つの領域を総合的に扱うことを一層重視する科目として「総合英語Ⅰ」、「総合英語Ⅱ」及び「総合英語Ⅲ」を設定した。また、高度な発表、討論・議論、交渉等を通して「話すこと」、「書くこと」によるコミュニケーションの力を高める学習の充実を図る観点から、「ディベート・ディスカッションⅠ」、「ディベート・ディスカッションⅡ」、「エッセイライティングⅠ」及び「エッセイライティングⅡ」を設けるなどの改善を行った。

各科目の単位数については、地域や生徒の実態等に応じ、弾力的な教育課程が編成できるように、設置者が定める標準単位数を踏まえ、各学校が適切に定めることとしている。

改 訂	現 行
総合英語Ⅰ 総合英語Ⅱ 総合英語Ⅲ ディベート・ディスカッションⅠ ディベート・ディスカッションⅡ エッセイライティングⅠ エッセイライティングⅡ	総合英語 英語理解 英語表現 異文化理解 時事英語

(3) その他

- ア 「総合英語Ⅰ・Ⅱ」における学習内容は、基本的には「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」の内容と同様であるが、本科目が専門教科に属する科目であることを踏まえ、より自律的な学習を目指し、「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」より少ない支援の下で学習することとしている。「総合英語Ⅲ」については、「英語コミュニケーションⅢ」を発展させた内容となっている。
- イ 「ディベート・ディスカッションⅠ」及び「ディベート・ディスカッションⅡ」では、特にディベートやディスカッションなどを中心とした「話すこと[やり取り]」の力及び論理的な思考力や表現力を強化する指導を行う。ここでは、「論理・表現Ⅰ」及び「論理・表現Ⅱ」の内容を参照した上で、スピーチやプレゼンテーションをはじめとして、専門科目としてふさわしい内容を取り扱うことが求められる。
- ウ 「エッセイライティングⅠ」及び「エッセイライティングⅡ」では、特に複数の段落から成る文章を書くことなどを中心とした「書くこと」の力及び論理的な思考力や表現力を強化する指導を行う。ここでは、「論理・表現Ⅰ」及び「論理・表現Ⅱ」の内容を参照した上で、専門科目としてふさわしい内容を取り扱うことが求められる。
- エ 英語に関する学科においては、「総合英語Ⅰ」及び「ディベート・ディスカッションⅠ」を原則として、全ての生徒に履修させること。
- オ 「総合英語Ⅱ」は「総合英語Ⅰ」又は「英語コミュニケーションⅠ」を履修した後に、「総合英語Ⅲ」は「総合英語Ⅱ」を履修した後に、「ディベート・ディスカッションⅡ」は「ディベート・ディスカッションⅠ」を履修した後に、「エッセイライティングⅡ」は「エッセイライティングⅠ」を履修した後に履修させることを原則とすること。
- カ 「総合英語Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」は、「ディベート・ディスカッションⅠ・Ⅱ」及び「エッセイライティングⅠ・Ⅱ」と平行履修させることが可能である。

2 Q&A

Q 1 エッセイライティングの評価はどのように行えばよいか。

A 1 現在、中央教育審議会のワーキンググループで話し合われており、平成31年度をめぐりに取りまとめられる予定である。なお、平成28年8月の「外国語ワーキンググループにおける審議の取りまとめについて」では、「(中略)資質、能力を育成する学びの過程を通じて、筆記テストのみならず、面接、エッセイ、スピーチ等のパフォーマンス評価、活動の観察等の多様な評価方法から、その場面における児童生徒の学習状況を的確に評価できる方法を選択して評価することが重要である」とされている。

Q 2 総合英語Ⅰ・Ⅱにおいて、「英語コミュニケーションⅠ・Ⅱ」より少ない支援とあるが具体的にはどのようなことか。

A 2 英語コミュニケーションⅠ・Ⅱで指導することとなっている内容は、学習指導要領解説に詳細に示されている。各段階で示されている具体的支援について、一例をあげると、平易な英語への言い換えなどの支援の回数を減らす等が考えられる。

Q 3 「専門科目としてふさわしい内容」とはどのようなものか。

A 3 例えば、教科「外国語」では網羅し得ない領域や語学レベルなど、より発展的な内容を扱うものと考えられる。大学等で扱うような論文の作成等が一つの例として考えられる。

Q 4 ディベート・ディスカッションの評価はどのように行えばよいか。

A 4 現在、中央教育審議会のワーキンググループで話し合われており、平成31年度をめどに取りまとめられる予定である。なお、平成28年8月の「外国語ワーキンググループにおける審議の取りまとめについて」では、「単元・年間を通して「聞くこと」、「話すこと」、「読むこと」、「書くこと」について全ての観点から総合的に評価することが重要である。」とされており、Q1の回答の通り、パフォーマンス評価の活用等、的確に評価できる方法の選択をすることが重要であると考えられる。

IV 総合的な探究の時間

総合的な探究の時間

1 改訂の趣旨及び要点

(1) 改訂の趣旨

ア 前回の改訂

- ・「教科・科目等の枠を超えた横断的・総合的な学習とすること」、「探究的な学習や協働的な学習とすること」、「探究的な学習を実現するため、探究のプロセスを明示し、学習活動を発展的に繰り返していくこと」を重視してきた。

イ 成果

- ・探究のプロセスを意識した学習活動に取り組んでいる児童生徒は全国学力・学習状況調査等において各教科の正答率が高い傾向にあること。
- ・探究的な学習活動に取り組んでいる児童生徒の割合が増えていること。
- ・総合的な学習の時間がPISAにおける好成績や学習姿勢の改善に貢献したとして国際的に高く評価されていること。

ウ 課題

- ・どのような資質・能力を育成するのかということや、各教科・科目等との関連を明らかにするという点について学校により差があること。
- ・探究の4つのプロセスの中でも、「整理・分析」、「まとめ・表現」に対する取組が十分ではないこと。
- ・小・中学校の取組の成果の上に高等学校にふさわしい実践が十分展開されているとは言えない状況にあること。
- ・高等学校修了時までには育成を目指す資質・能力などを踏まえ、小・中学校における取組の成果を生かしつつ、より探究的な活動を重視する視点から、位置付けを明確化し直すことが必要であること。

(2) 改訂の要点

ア 基本的な考え方

- ・名称を「総合的な探究の時間」に変更し、小・中学校における総合的な学習の時間の取組を基盤とした上で、各教科・科目等の特質に応じた「見方・考え方」を総合的・統合的に働かせることに加えて、自己の在り方生き方に照らし、自己のキャリア形成の方向性と関連付けながら「見方・考え方」を組み合わせ、働かせながら、自ら問いを見だし探究する力を育成する。

イ 目標の改善

- ・「探究の見方・考え方」を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を育成することを目指すものであることを明確化した。
- ・教科・科目等横断的なカリキュラム・マネジメントの軸となるよう、各学校が総合的な探究の時間の目標を設定するに当たっては、各学校における教育目標を踏

まえて設定することを示した。

ウ 学習内容、学習指導の改善・充実

- ・目標を実現するにふさわしい探究課題を設定するとともに、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を設定する。
- ・各教科・科目等で育成する資質・能力を相互に関連付け、実社会・実生活の中で総合的に活用できるものとする。
- ・教科・科目等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力を育成するため、課題を探究する中で、他者と協働して課題を解決しようとする学習活動や、言語により分析し、まとめたり表現したりする学習活動（「考えるための技法」を自在に活用する）、コンピュータや情報通信ネットワークなどを適切かつ効果的に活用して、情報を収集・整理・発信する学習活動を行う。
- ・自然体験や就業体験活動、ボランティア活動などの社会体験、ものづくり、生産活動などの体験活動、観察・実験・実習、調査・研究、発表や討論などの学習活動を積極的に取り入れること等は引き続き重視する。

2 総合的な探究の時間の特質

(1) 総合的な探究の時間の特質

ア 探究が高度化し、自律的に行われること

- ・自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決していくような学びを展開していくこと。

イ 他教科・科目における探究との違いを踏まえること

- ・古典探究や地理探究、日本史探究、世界史探究、理数探究基礎及び理数探究の科目が新設されたが、これらの科目において行われる探究との違いを踏まえる必要がある。基本的に以下の三つの点において他教科・科目において行われる探究と異なっている。

- ① 学習の対象や領域が、特定の教科・科目等に留まらず、横断的・総合的であること。
- ② 複数の教科・科目等における見方・考え方を総合的・統合的に働かせて探究するということ。
- ③ 総合的な探究の時間における学習活動が、解決の道筋がすぐには明らかにならない課題や、唯一の正解が存在しない課題に対して、最適解や納得解を見いだすことを重視していること。

3 総合的な探究の時間の目標

総合的な探究の時間	総合的な学習の時間（現行）
<p>探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うことを通して、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくための資質・能力を次のとおり育成することを目指す。</p> <p>(1) 探究の過程において、課題の発見と解決に必要な知識及び技能を身に付け、課題に関わる概念を形成し、探究の意義や価値を理解するようにする。</p> <p>(2) 実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現することができるようにする。</p> <p>(3) 探究に主体的・協働的に取り組むとともに、互いのよさを生かしながら、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養う。</p>	<p>横断的・総合的な学習や探究的な学習を通して、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、よりよく問題を解決する資質や能力を育成するとともに、学び方やものの考え方を身に付け、問題の解決や探究活動に主体的、創造的、協働的に取り組む態度を育て、自己の在り方生き方を考えることができるようにする。</p>

(1) 目標の構成

- 大きく分けて二つの要素で構成されている。一つは、総合的な探究の時間の特質を踏まえた学習過程の在り方を示しており、もう一つは、(1)～(3)として育成することを目指す資質・能力を示している。

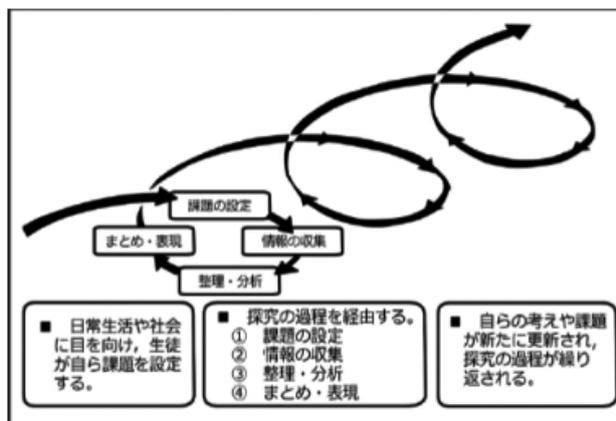
(2) 総合的な探究の時間の特質に応じた学習の在り方

ア 探究の見方・考え方を働かせる

- 「探究の見方・考え方を働かせる」ということを第1の目標の冒頭においたのは、探究の重要性に鑑み、「探究の過程」を総合的な探究の時間の本質と捉え、中心に据えることを意味している。
- 探究の見方・考え方とは、各教科・科目等における見方・考え方を総合的・統合的に活用して、

広範で複雑な事象を多様な角度から俯瞰して捉え、実社会・実生活の課題を探究し、自己の在り方生き方を問い続けるという総合的な探究の時間の特質に応じた見方・考え方のことである。

探究における生徒の学習の姿



イ 横断的・総合的な学習を行う

- ・「横断的・総合的な学習を行う」とは、教科・科目等の枠を超えて探究する価値のある課題について、各教科・科目等で身に付けた資質・能力を活用・発揮しながら解決に向けて取り組んでいくことである。

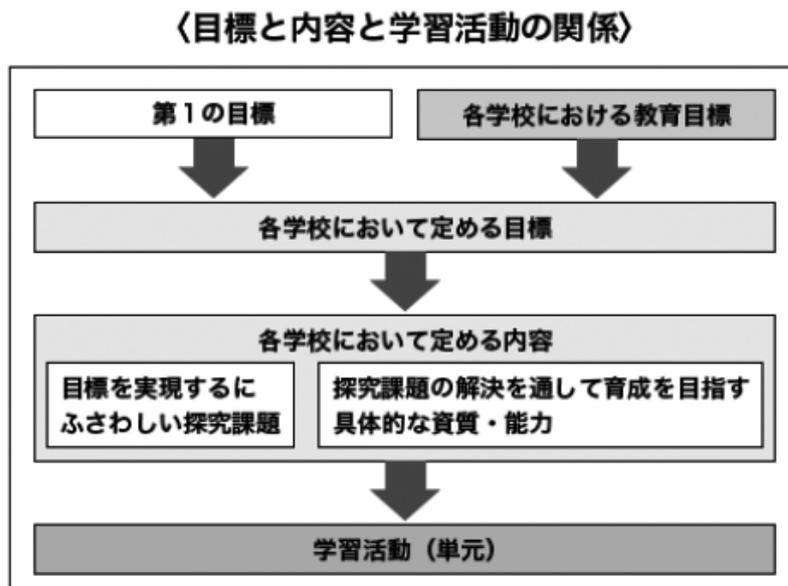
ウ 自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していく

- ・「自己の在り方生き方を考える」とは、三つの角度から考えることができる。
 - ① 人や社会、自然との関わりにおいて、自らの生活や行動について考えること。
 - ② 自分にとっての学ぶことの意味や価値を考えること。
 - ③ ①②を生かしながら、学んだことを現在及び将来の自己の在り方生き方につなげて考えること。
- ・「よりよく課題を発見し解決していく」では、生徒自身が課題を発見することが重要である。

(3) 総合的な探究の時間で育成することを目指す資質・能力

- ・(1)は「知識・技能」に関わるものである。総合的な探究の時間だからこそ獲得できる知識は何かということに着目することが必要である。探究の過程では、教科・科目等の枠組みを超えて自分で設定した課題に取り組む中で、様々な事柄を知り、様々な人の考えに出会う。その中で、具体的・個別的な事実だけでなく、それらが複雑に絡み合っている状況についても理解する。探究の過程を経ることにより、実社会や実生活における様々な課題の解決に活用可能な生きて働く知識、すなわち概念が形成されるということになる。技能についても同様である。
- ・(2)は「思考力、判断力、表現力等」に関わるものである。実社会や実生活と自己との関わりから問いを見だし、自分で課題を立て、情報を集め、整理・分析して、まとめ・表現するという、探究の過程において発揮される力であることが示されている。
- ・(3)は「学びに向かう力、人間性等」に関わるものである。よりよい生活や社会の創造に向けて、自他を尊重すること、自ら取り組んだり異なる他者と力を合わせたりすること、社会に寄与し貢献することなどの適正かつ好ましい態度として「知識及び技能」や「思考力、判断力、表現力等」を活用・発揮しようとする考えと考えることができる。高等学校段階においては、探究がより自律的になることが期待されている。

4 各学校において定める目標及び内容



(1) 各学校において定める目標

- ・第1の目標の趣旨を適切に盛り込む。つまり、目標に示された二つの基本的な考え方と、育成を目指す資質・能力を反映させること。また、小学校や中学校等との接続を視野に入れ、違いを明確に意識すると同時に、連続的かつ発展的な学習活動が行えるよう目標を設定する。

(2) 各学校において定める内容

- ・中学校までとの対比において、生徒が展開する探究の過程がより高度化し、探究が自律的に行われることが期待されている。探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力も、それにふさわしいものとする必要がある。

(3) 各学校において定める目標及び内容の取扱い

第2 各学校において定める目標及び内容

3 各学校において定める目標及び内容の取扱い

各学校において定める目標及び内容の設定に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

- (1) 各学校において定める目標については、各学校における教育目標を踏まえ、総合的な探究の時間を通して育成を目指す資質・能力を示すこと。

- ・総合的な探究の時間の目標が、教育課程全体の円滑で効果的な実施に資するものとなるよう配慮すること。
- ・学習指導要領第1章総則の第2款の1において、教育課程の編成に当たって、学校教育全体や各教科・科目等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、各学校の教育目標を明確にすることが定められた。あわせて、各学校の教育目標を設定するに当たっては、「第4章第2の1に基づき定められる目標との関連を図るもの

とする。」と示されている。

- ・各学校における教育目標を踏まえ、総合的な探究の時間の目標を設定することによって、総合的な探究の時間が各学校の教育課程の編成において、教科・科目等横断的なカリキュラム・マネジメントという視点から、極めて重要な役割を担うことが鮮明になった。

(2) 各学校において定める目標及び内容については、他教科等の目標及び内容との違いに留意しつつ、他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視すること。

- ・他教科等で育成を目指す資質・能力との関連を重視するとは、各教科・科目等の目標に示されている、育成を目指す資質・能力の三つの柱ごとに関連を考えることであり、その際、各学校で定める目標及び内容が、他教科等における目標及び内容とどのような関係にあるかを意識しておくことがポイントとなる。

(3) 各学校において定める目標及び内容については、地域や社会との関わりを重視すること。

- ・地域や社会との関わりを重視するとは、「実社会や実生活において生きて働く資質・能力の育成を期待されていること」、「生徒が主体的に取り組む学習が求められていること」、「生徒にとっての学ぶ意義や目的を明確にすることを重視されていること」という三つの意味がある。

(4) 各学校において定める内容については、目標を実現するにふさわしい探究課題、探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力を示すこと。

- ・目標を実現するにふさわしい探究課題とは、従来「学習対象」として説明されてきたものに相当する。目標の実現に向けて学校として設定した、生徒が探究に取り組むためのものであり、探究的に関わりを深める人・もの・ことを示したものである。
- ・探究課題とは、各学校が定めるものであり、学習活動の中で生徒が自ら設定する課題のことではない。学校なり教師が、探究を通して生徒にどのような資質・能力を育成したいと考えるかを、学習対象の水準で表現したものである。
- ・探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力とは、各学校において定める目標に記された資質・能力を、各探究課題に即して具体的に示したものであり、生徒が各探究課題の解決に取り組む中で育成することを目指す資質・能力である。

(5) 目標を実現するにふさわしい探究課題については、地域や学校の実態、生徒の特性等に応じて、例えば、国際理解、情報、環境、福祉・健康などの現代的な諸課題に対応する横断的・総合的な課題、地域や学校の特色に応じた課題、生徒の興味・関心に基づく課題、職業や自己の進路に関する課題などを踏まえて設定すること。

- ・探究課題の三つの要件

① 探究の見方・考え方を働かせて学習することがふさわしい課題であること。

- ② その課題をめぐって展開される学習が、横断的・総合的な学習としての性格をもつこと。
- ③ その課題を学ぶことにより、自己の在り方生き方を考えながら、よりよく課題を発見し解決していくことに結び付いていくような資質・能力の育成が見込めること。

(6) 探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、次の事項に配慮すること。

ア 知識及び技能については、他教科等及び総合的な探究の時間で習得する知識及び技能が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすること。

イ 思考力、判断力、表現力等については、課題の設定、情報の収集、整理・分析、まとめ・表現などの探究の過程において発揮され、未知の状況において活用できるものとして身に付けられるようにすること。

ウ 学びに向かう力、人間性等については、自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を踏まえること。

- ・アについては、他教科等及び総合的な探究の時間で習得する「知識及び技能」が相互に関連付けられ、社会の中で生きて働くものとして形成されるようにすることが大切である。各学校では内容の設定において、どのような概念の形成を期待するのかを明示する必要がある。
- ・イについては、「知識及び技能」を未知の状況において活用できるものとして身に付けるようにすることが大切である。そのためには、「知識及び技能」を繰り返し活用・発揮することが大切になる。内容の設定において、探究課題の特質から想定される問題状況、収集が可能な情報の性質、整理・分析において有効な観点、まとめ・表現において想定される相手や目的などを十分に検討すべきである。
- ・ウについては、「自分自身に関すること及び他者や社会との関わりに関することの両方の視点を含む」ようにすることが求められる。「他者や社会との関わり」として、課題の解決に向けた他者との協働を通して、新たな価値を創造し、よりよい社会を実現しようとする態度を養うとともに、「自分自身に関すること」として、探究に主体的・協働的に取り組むことを通して、探究の意義を自覚したり、自分のよさや可能性に気付いたり、学んだことを自信につなげたり、現在及び将来の自己の在り方生き方につなげたりする内省的な考え方といった両方の視点を踏まえて、内容を設定することが考えられる。

(7) 目標を実現するにふさわしい探究課題及び探究課題の解決を通して育成を目指す具体的な資質・能力については、教科・科目等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力が育まれ、活用されるものとなるよう配慮すること。

- ・教科・科目等を越えた全ての学習の基盤となる資質・能力としては、言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力などが考えられる。

5 指導計画の作成に当たっての配慮事項

(1) 総合的な探究の時間の指導

- ・指導に当たっては、「知識及び技能」の習得、「思考力、判断力、表現力等」の育成、「学びに向かう力、人間性等」を涵養することが偏りなく実現されるよう、年間や、単元など内容や時間のまとまりを見通しながら、生徒の主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善の視点をもって、資質・能力の育成に取り組むこと。
- ・主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善を図るが、必ずしも1単位時間の授業の中で全てが実現されるものではない。

(2) 全体計画及び年間指導計画の作成

- ・学校の教育目標を教育課程に反映し具現化していくに当たっては、これまで以上に総合的な探究の時間を教育課程の中核に位置付けるとともに、各教科・科目等との関わりを意識しながら、学校の教育活動全体で資質・能力を育成するカリキュラム・マネジメントを行うことが求められる。

(3) 目標を実現するにふさわしい探究課題の設定

- ・学校が探究課題を設定するに当たっては、生徒の多様な課題に対する意識を生かすことが求められる。
- ・一人一人の多様な学びを把握すること、一人一人の活動を支える学習環境を整えること、他者と交流する場を設けることなどの配慮をする。
- ・個人研究においても、生徒の多様な課題に対する意識を生かすため、探究課題に幅をもたせ、生徒の多様な探究に十分応えられるようにしておく。

(4) 全ての学習の基盤となる資質・能力の重視

- ・全ての学習の基盤となる資質・能力として、言語能力、情報活用能力（情報モラルを含む）、問題発見・解決能力等が挙げられており、総合的な探究の時間において探究を進める上で大変重要なものである。

(5) 適切な学習活動

- ・総合的な探究の時間において明確にされた「探究の見方・考え方を働かせ、横断的・総合的な学習を行うこと」という総合的な探究の時間の特質を十分に踏まえる。

(6) 総合的な探究の時間の名称

- ・総合的な探究の時間の趣旨が広く理解され、生徒や保護者、地域の人々に親しんでもらえるように適切な名称を定める。

(7) 障害のある生徒などの指導

- ・一人一人の学習の特性や困難さに配慮した学習活動が重要である。その際、総合的な探究の時間の目標や内容の趣旨、学習活動のねらいを踏まえ、学習内容の変更や

学習活動の代替を安易に行うことがないよう留意するとともに、生徒の学習負担や心理面にも配慮する。

(8) 総合学科における総合的な探究の時間

- ・原則として生徒が興味・関心、進路等に応じて設定した課題について知識や技能の深化、総合化を図る学習活動（課題研究に相当する学習）を含むこと。課題研究的な学習活動以外の活動に一定の時数を配当することも可能である。

6 内容の取扱いについての配慮事項

(1) 課題の設定

- ・学びが高度化するとともに、自律的になることが期待されており、そのためには、自己の在り方生き方と一体的で不可分な課題を自ら発見し、解決をしていくような学びを展開していくことが欠かせない。したがって、生徒一人一人にとっての「課題設定」が極めて重要になる。

(2) 育成を目指す資質・能力についての配慮

- ・「学びに向かう力、人間性等」については、「自分自身に関すること」、「他者や社会との関わりに関すること」の両方の視点を踏まえることが必要であり、学習活動においては、その視点を生徒が自覚し、内省的に捉えられるようにすること。その際、学習活動に丁寧な振り返りを位置付けることが重要である。

(3) 探究の過程における学習活動

- ・「考えるための技法」が自在に活用されるようにすることを求めている。「考えるための技法」とは、考える際に必要になる情報の処理方法を、「比較する」、「分類する」、「関連付ける」など、技法のように様々な場面で具体的に使えるようにするものである。
- ・生徒の探究の過程において、コンピュータなどの情報機器や情報通信ネットワークを適切かつ効果的に活用することによって、より深い学びにつなげる視点が重要である。
- ・「課題を設定する」、「情報を収集する」、「情報を整理・分析する」、「まとめ・表現する」という探究のプロセスを繰り返しながら課題の解決や探究活動を発展させる。

7 その他

(1) 単位数について

- ・3～6単位を標準とする。原則として3単位を下回らないこと。

(2) 移行措置について

- ・平成31年度以降に高等学校に入学した生徒について、総合的な探究の時間を実施し、新高等学校学習指導要領によるものとする。平成30年度までに高等学校に入学した生徒については、現行の学習指導要領により、総合的な学習の時間を実施する。

8 Q&A

Q 1 総則第2款3(2)ア(イ)には、総合的な探究の時間について、「特に必要がある場合には、その単位数を2単位とすることができる」とされているが、この趣旨はどのようなものか。

A 1 総合的な探究の時間の目標の実現のためには、卒業までに履修する単位数として3～6単位の確保が必要であることを前提とした上で、各教科・科目において、教科横断的な学習を自己の在り方生き方に関連付け、探究のプロセスを通して行うことにより、総合的な探究の時間の単位数を2単位としても総合的な探究の時間の目標の実現が十分に可能であると考えられ、かつ、教育課程編成上、総合的な探究の時間の単位数を3単位履修させることが困難であるなど、特に必要とされる場合に限り、総合的な探究の時間の単位数を2単位とすることができるという趣旨である。

標準単位数を減ずる場合は、その理由について、外部への説明責任が果たせるよう、教職員の共通理解を図るとともに、減ずることと比較して同じ程度の成果が期待できる学習活動が十分に行われることについて具体的に示すことなどが求められる。

Q 2 総合的な探究の時間に、効果的な教育活動としてインターンシップを組み込みたいと考えているが、その際の留意事項はあるか。

A 2 インターンシップを実施することに関連して、学習指導要領第4章第3「指導計画の作成と内容の取扱い」の2には、「(10) 職業や自己の進路に関する学習を行う際には、探究に取り組むことを通して、自己を理解し、将来の在り方生き方を考えるなどの学習活動が行われるようにすること」と記載があり、単なる進路指導にならないように注意することが必要になる。

また、学習指導要領解説 総合的な探究の時間編第5章第2節(10)には、就業体験活動などを探究の過程に位置付ける場合の例として、

- ・事前に様々な職業や研究領域などを調べ、そこから生徒が見つけた課題について、体験する職場や訪問する企業等を探すこと。
- ・さらに体験活動や訪問先においても、そこで働く人と直接関わったり、目的と照らし合わせて考えたりすることなども大切である。
- ・体験や訪問を終えた後も、単に感想を発表するだけでなく、課題や目的に照らして何を考えたのか、さらにどのような課題が生まれてきたのかなどについて、レポートや論文にまとめたり発表したりして、さらに探究が連続することが重要である。と記載されており、これらに留意して実施する必要がある。

V 特別活動

特 別 活 動

1 改訂の要点

(1) 目標の改訂の要点

- ・「人間関係形成」、「社会参画」、「自己実現」という三つの視点を手掛かりとしながら、資質・能力の三つの柱に沿って目標を整理した。
- ・現行の目標において「望ましい集団活動を通して」としてきたことを、資質・能力を育成するための学習の過程として具体的に示した。
- ・特別活動の特質に応じた見方・考え方として、「集団や社会の形成者としての見方・考え方」を働かせることとした。

改 訂	現 行
<p>集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、互いのよさや可能性を発揮しながら集団や自己の生活上の課題を解決することを通して、次のとおり資質・能力を育成することを目指す。</p> <p>(1) 多様な他者と協働する様々な集団活動の意義や活動を行う上で必要となることについて理解し、行動の仕方を身に付けるようにする。</p> <p>(2) 集団や自己の生活、人間関係の課題を見だし、解決するために話し合い、合意形成を図ったり、意思決定したりすることができるようにする。</p> <p>(3) 自主的、実践的な集団活動を通して身に付けたことを生かして、主体的に集団や社会に参画し、生活及び人間関係をよりよく形成するとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己実現を図ろうとする態度を養う。</p>	<p>望ましい集団活動を通して、心身の調和のとれた発達と個性の伸長を図り、集団や社会の一員としてよりよい生活や人間関係を築こうとする自主的、実践的な態度を育てるとともに、人間としての在り方生き方についての自覚を深め、自己を生かす能力を養う。</p>

(2) 内容構成の改善の要点

- ・項目名だけが示されていた各活動の内容について、それぞれの項目においてどのような過程を通して学ぶのかを端的に示した。
- ・〔ホームルーム活動〕の内容の構成について、小・中・高等学校を通して育成することを目指す資質・能力の観点から、系統性が明確になるように整理した。

(3) 内容の改善・充実の要点

[ホームルーム活動]

- ・総則において、特別活動がキャリア教育の要となることが示されたことを踏まえ、「(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現」を新たに設けた。
- ・高等学校において、「(1) ホームルームや学校における生活づくりへの参画」の指導の充実を図るため、(2)、(3)の内容を各項目の関連に配慮して整理した。
- ・学習の過程として、(1)は集団としての合意形成を、(2)、(3)については一人一人の意思決定を行うことを示した。
- ・キャリア教育に関わる様々な活動に関して、学校、家庭及び地域における学習や生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えたりする活動を行うこととし、その際、生徒が見通しを立てたり振り返ったりするためのポートフォリオ的な教材等を活用することとした。

[生徒会活動]

- ・内容の(1)を「生徒会の組織づくりと生徒会活動の計画や運営」として、生徒が主体的に組織をつくることを明示した。
- ・学校内の活動に加え、ボランティア等の社会参画を重視することとした。

[学校行事]

- ・就業体験活動やボランティア活動等の体験活動を引き続き重視した。
- ・健康安全・体育的行事の中で、事件や事故、災害から身を守ることについて明示した。

(4) 学習指導の改善・充実の要点

- ・特別活動の深い学びとして、生徒が集団や社会の形成者としての見方・考え方を働かせ、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組む中で、互いのよさや個性などを認め合い、等しく合意形成に関わるようにすることを重視することとした。
- ・特別活動の全体計画や各活動及び学校行事の年間指導計画を作成する際、人間としての在り方生き方の指導が行われるよう配慮することとした。
- ・ホームルーム活動における生徒の自発的、自治的な活動を中心として、各活動と学校行事を相互に関連付けながら、ホームルーム経営の充実を図ることとした。
- ・いじめの未然防止を含めた生徒指導との関連を図ること、学校生活への適応や人間関係の形成などについて、主に集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと、個々の生徒の多様な実態を踏まえ一人一人が抱える課題に個別に対応した指導や援助を行うカウンセリングの双方の趣旨を踏まえて指導を行うことを示した。
- ・異年齢集団による交流を重視するとともに、幼児、高齢者や障害のある人々との交流、障害のある幼児児童生徒との共同学習の機会を通じ、協働することや他者の役に立ったり、社会に貢献したりすることの喜びを得られる活動を充実することを示した。

(5) 特別活動の目標と各活動・学校行事の目標との関連の要点

- ・特別活動は、各活動・学校行事で構成されており、いずれの目標も、集団の特質や活動の過程の特徴を踏まえた活動を通して、第1の目標に示す資質・能力を育てるものであることを示している。そのため、学習指導要領において、各活動・学校行事ごとに育成することを目指す資質・能力を資質・能力の三つの柱に即して具体的に示していない。
- ・各学校において、特別活動の全体目標と各活動・学校行事の目標の関係を踏まえて指導計画を作成し、指導の充実を図ることが大切である。

(6) 道徳教育との関連の要点

- ・人間としての在り方生き方に関する教育を学校の教育活動全体を通じて行うことにより道徳教育の充実を図ることが大切である。
- ・特別活動においては、目標の中で「人間としての在り方生き方」を掲げており、公民科の「公共」及び「倫理」とともに、人間としての在り方生き方に関する中核的な指導の場面として重視する必要がある。

(7) 総合的な探究の時間との関連の要点

- ・特別活動と総合的な探究の時間との関連を考えるに当たっては、それぞれの目標や内容を正しく理解しておく必要があり、特別活動の目標は「実践」、総合的な探究の時間は「探究」に本質があると言うことができる。
- ・特別活動における「実践」は、話し合っただけの決めたことを「実践」したり、学んだことを学校という社会や日常生活の中で、現実の課題の解決に生かしたりするものである。
- ・総合的な探究の時間の「探究」は、物事の本質を探って見極めようとしていくことである。
- ・特別活動における「解決」は、実生活における現実の問題そのものを改善することである。
- ・総合的な探究の時間における「解決」は、一つの疑問が解決されることにより、新たな問いが生まれ、物事の本質に向けて問い続けていくものである。

(8) 移行措置について

平成31年度以降、在籍する全ての生徒について新高等学校学習指導要領によるものとする。

2 Q & A

〔ホームルーム活動〕

Q 1 ホームルーム活動の実施時数の扱いで留意すべきことは何か。

A 1 ホームルーム活動に充てる標準授業時数については「原則として、1年間35単位

時間以上とするものとする。」と示されている。これは、ホームルーム活動が、人間としての在り方生き方に関する教育において中核的な役割を果たすことが期待されていることを踏まえ、年間35単位時間を最低限確保することを定めるとともに、必要に応じて、年間35単位時間を超えて授業時数を配当するよう定めているためである。そのため、「標準」ではなく、「以上」という文言が付されている。また、ホームルーム活動については、少なくとも年間35週以上にわたって毎週実施することが明確に示されている。これは、ホームルーム活動が、生徒の、ホームルームや学校生活への適応やよりよい人間関係の形成、健全な生活態度の育成などに資する活動であり、このねらいを達成するためには、教師と生徒の人間関係と信頼関係を築く場や機会を十分に確保する必要があるからである。そこで、ホームルーム活動については毎週実施することとし、それによってホームルーム担任と生徒との信頼関係を築き、学校生活への生徒の適応とその生活の充実・向上を図ることが必要である。

Q 2 ショートホームルーム（10分間）を5日間実施することでホームルーム活動に代替することは可能か。

A 2 毎日の授業の前後に「ショートホームルーム」等の名称をもって、ホームルームごとに時間が設定されている場合も少なくなく、その教育的効果も高いと考えられているが、これらの時間における指導は、ホームルーム活動そのもののねらいの達成を目指すものではないことから、学習指導要領で定めるホームルーム活動の時間とは明確に区別する必要がある、代替することはできない。

Q 3 移行措置においてホームルーム活動の内容の12項目を全て実施しなければならないのか。

A 3 新高等学校学習指導要領では、内容の構成を現行の18項目から12項目に整理統合している。これは、あくまでも整理統合したのであって、削減したのではない。入学から卒業までの期間に全ての内容を実施するというのは、現行と同様の扱いとなる。各学校においては、入学から卒業までの間において見通しをもたせた全体計画を作成しているため、その計画にしたがって、新高等学校学習指導要領に即した内容に改めて表記することになる。また、新たな12項目を統合して計画・実施することも想定されるとともに、内容に応じて、「合意形成」を通じた実践なのか、「意思決定」を通じた実践なのかを明確に定めて計画に当たる必要がある。

〔生徒会活動〕

Q 4 生徒会活動の活性化に向けて特に留意すべきことは何か。

A 4 生徒会活動を活性化し、その教育的価値を高めていくにあたって、生徒に自治的な活動であることをより一層自覚させることが必要である。その活動内容・範囲が極めて広いという性質上、教師の適切な指導と計画的な場や機会の確保も含めた学校の一貫した指導体制が求められる。ここでの「適切な指導」とは、生徒の自発的、自治的な活動を助長する指導であり、生徒の自治的活動を重視しすぎた放任や、教

師による同調圧力などの指示漬けを防ぐねらいがある。

〔学校行事〕

Q 5 学校行事の準備や後片付けについて、ホームルーム単位での活動となるが、ホームルーム活動の授業時間としてみなすことができるか。

A 5 学校行事における事前の準備や事後の片付けにある程度時間を必要とするものもあり、それらに関してホームルームを単位として取り組むことで、円滑な行事の運営となることが考えられる。しかし、学校行事前後の準備・後片付けは、ホームルーム活動の時間としてみなすことはできない。ホームルーム活動としての学校行事に関わる事前の取組としては、ホームルームで学校行事の意義や役割分担など、計画や課題の解決方法について話合う活動が相当する。また、事後の取組としては、事前に話し合っ決定した事項を実践できたかどうかなど、学校行事を振り返り、実践の継続や新たな課題の発見につなげる活動が相当する。

Q 6 学校行事に生徒会の組織を活用する際に留意すべきことは何か。

A 6 学校行事の特質に応じて、生徒会の組織が計画の一部を担当したり、運営に主体的に協力したりすることで、その学校行事が充実した教育活動となりうる。ただし、学校行事の主体は、学校であり、学校が計画し実施するものである。生徒会活動の内容の(2)が、学校行事への参画ではなく「学校行事への協力」としているのはそのためである。

